

第553回 広島地方最低賃金審議会 別冊資料目次

1 生計費・消費者物価指数関係

1-1	標準生計費	P.	1
1-2	消費者物価指数(総合)	P.	2

2 賃金関係

2-1	常用雇用・所定外労働時間・賃金指数	P.	3
2-2	性別賃金、対前年増減率の推移(産業計、企業規模計)	P.	4
2-3	短時間労働者(女性)の所定内給与額の推移	P.	5
2-4	賃金額の推移(事業所規模5人以上)【現金給与総額】・【定期給与額】	P.	6
2-5	賃金額の推移(事業所規模30人以上)【現金給与総額】・【定期給与額】	P.	10
2-6	新規学卒者の初任給の推移(産業計、企業規模10人以上)	P.	14
2-7	春季賃金引上げ妥結状況(令和6年)	P.	15
2-8	令和5年賃金構造基本統計調査の概況	P.	16

3 通常の事業の賃金支払能力関係

3-1	広島県鉱工業業種別生産指数	P.	37
3-2	企業倒産件数	P.	38
3-3	自動車生産・乗用車新車販売台数	P.	39
3-4	新設住宅着工戸数・公共工事請負金額	P.	40
3-5	大型小売店・百貨店販売額	P.	41
3-6	業況判断D.I.の推移	P.	42
3-7	法人企業景気予測調査(令和6年6月13日)	P.	43
3-8	広島県経済の動向(令和6年5月29日)	P.	57

4 雇用情勢関係

4-1	有効・新規求人倍率	P.	68
4-2	就職内定状況の推移(大学生等・高校生)	P.	69
4-3	完全失業者数・失業率	P.	70
4-4	管内の雇用情勢(令和6年4月分)	P.	71

5 地域情勢関係

5-1	県内総生産・県民所得の推移	P.	85
5-2	全国・広島県経済成長率の推移	P.	86
5-3	広島県輸出総額・輸入総額の推移	P.	87
5-4	広島県の金融経済月報(令和6年6月7日)	P.	88
5-5	広島県の主要金融指標	P.	90
5-6	全国・広島県 労働力人口・転出超過の推移	P.	92

6 賃金引上げ関係

6-1	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者 への支援施策紹介マニュアル	P.	93
6-2	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者 への支援施策	P.	119
6-3	最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ	P.	123

標準生計費

(1) 単身勤労者標準生計費の推移

(各年4月)

(単位：円)

区分 費用	全 国				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
食料費	26,020	24,360	30,060	31,020	33,220
住居関係費	48,300	49,360	44,700	44,710	46,640
被服・履物費	2,430	1,130	5,160	5,780	5,760
雑費 I	35,120	28,830	23,600	22,620	24,830
雑費 II	8,320	6,930	11,200	10,350	10,460
合 計	116,930	110,610	114,720	114,480	120,910

区分 費用	広 島 市				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
食料費	28,018	25,425	29,613	30,512	35,846
住居関係費	58,597	48,533	37,561	41,916	58,571
被服・履物費	2,384	1,018	5,193	5,853	5,006
雑費 I	29,899	24,264	18,477	15,696	21,467
雑費 II	5,656	5,451	9,044	9,973	12,023
合 計	124,554	104,691	99,858	103,950	132,913

(注) 1 各費用と家計調査大分類項目との対応関係は、次のとおり。

食料費：食料

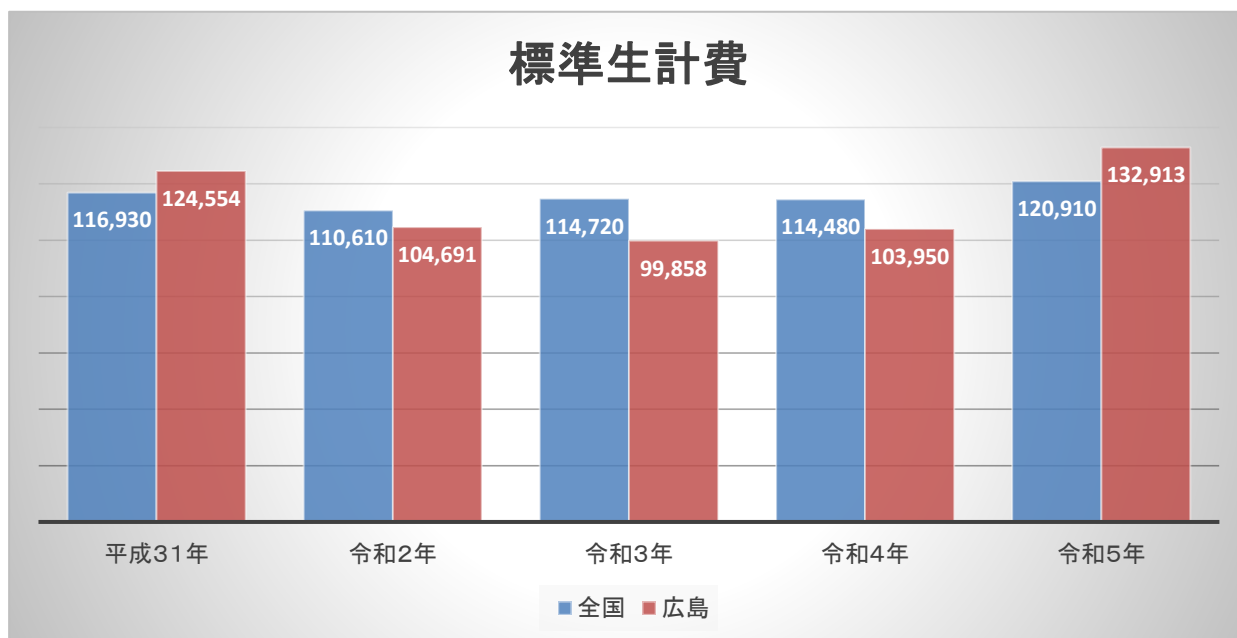
住居関係費：住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費：被服及び履物

雑費 I：保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

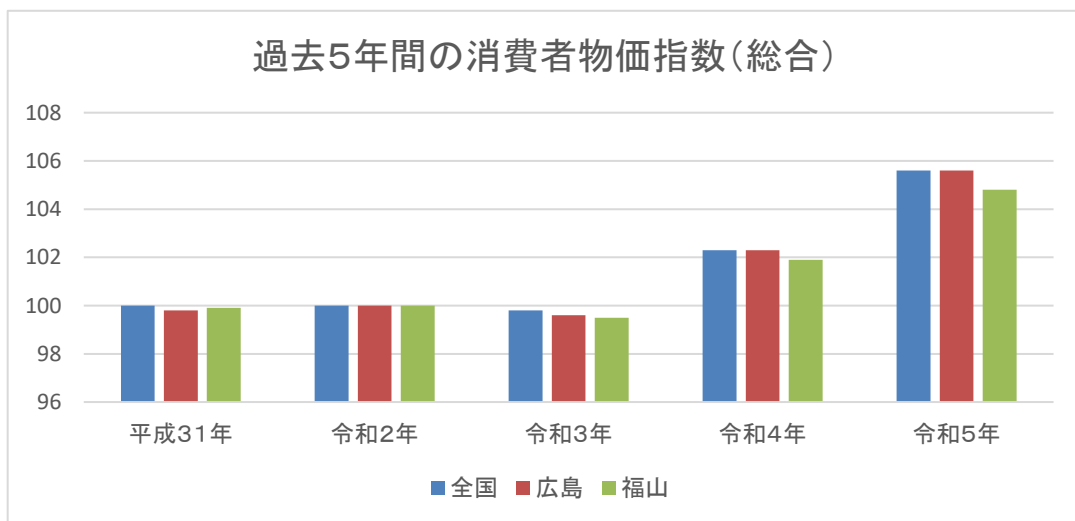
雑費 II：その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 資料出所 人事院・広島県人事委員会



消費者物価指数（総合）

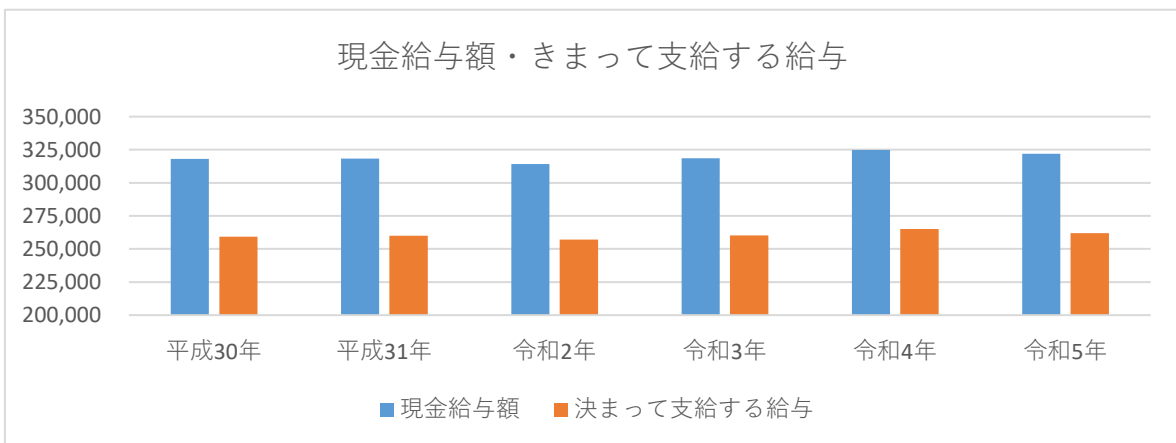
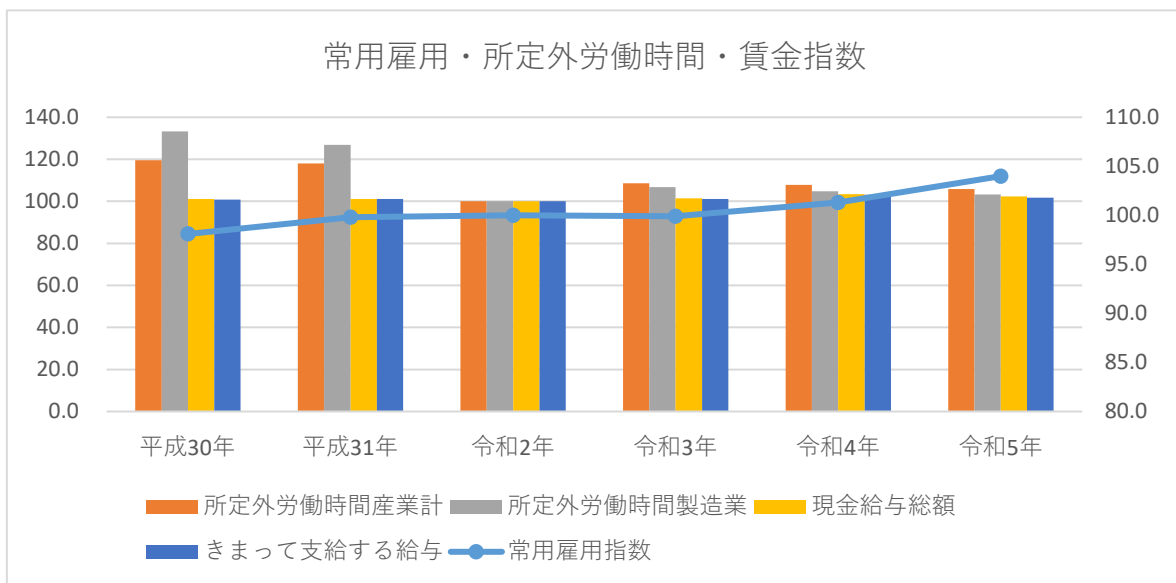
年 月	全 国		広島市		福山市		
		前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）	
平成31年 (令和元年)	100.0	0.5	99.8	0.1	99.9	0.6	
令和2年	100.0	0.0	100.0	0.2	100.0	0.2	
令和3年	99.8	▲ 0.2	99.6	▲ 0.4	99.5	▲ 0.5	
令和4年	102.3	2.5	102.3	2.7	101.9	2.5	
令和5年	105.6	3.3	105.6	3.3	104.8	2.9	
令和5年	1月	104.7	4.3	104.9	4.9	104.2	4.2
	2月	104.0	3.3	104.3	4.1	103.2	2.6
	3月	104.4	3.2	104.5	3.7	103.6	2.7
	4月	105.1	3.5	105.1	3.8	104.2	3.1
	5月	105.1	3.2	105.1	2.9	104.3	2.9
	6月	105.2	3.3	105.3	3.1	104.6	3.1
	7月	105.7	3.3	105.7	3.1	104.9	3.1
	8月	105.9	3.2	106.2	3.1	105.3	3.1
	9月	106.2	3.0	106.2	2.9	105.5	2.7
	10月	107.1	3.3	106.2	3.0	106.3	2.7
	11月	106.9	2.8	106.7	2.5	105.9	2.1
	12月	106.8	2.6	106.7	2.2	105.9	2.1
令和6年	1月	106.9	2.2	107.1	2.1	106.0	1.7
	2月	106.9	2.9	106.7	2.4	105.5	2.3
	3月	107.2	2.7	106.8	2.2	106.1	2.4
	4月						



資料出所 広島県総務局統計課（指数は令和2年を100としたもの）

常用雇用・所定外労働時間・賃金指数

年	常用雇用指数	所定外労働時間				賃金			
	令和2年 =100	令和2年=100				令和2年=100			
	広島県	広島県		広島県		調査産業計-規模5人以上(広島県)			
	調査産業計- 規模5人以上	調査産業計- 規模5人以上		製造業- 規模5人以上		現金給与額		きまって支給する給与	
	指数	時間	指数	時間	指数	円	指数	円	指数
平成30年	98.1	12.1	119.6	20.1	133.3	318,130	101.2	259,342	100.8
平成31年 (令和元年)	99.8	11.9	118.1	19.1	126.8	318,271	101.2	260,062	101.1
令和2年	100.0	10.1	100.0	15.0	100.0	314,276	100.0	257,212	100.0
令和3年	99.9	11.0	108.6	16.1	106.7	318,616	101.4	260,127	101.1
令和4年	101.3	10.9	107.8	15.8	104.8	324,870	103.4	265,093	103.1
令和5年	104.0	10.7	105.9	15.6	103.2	321,934	102.4	261,855	101.8



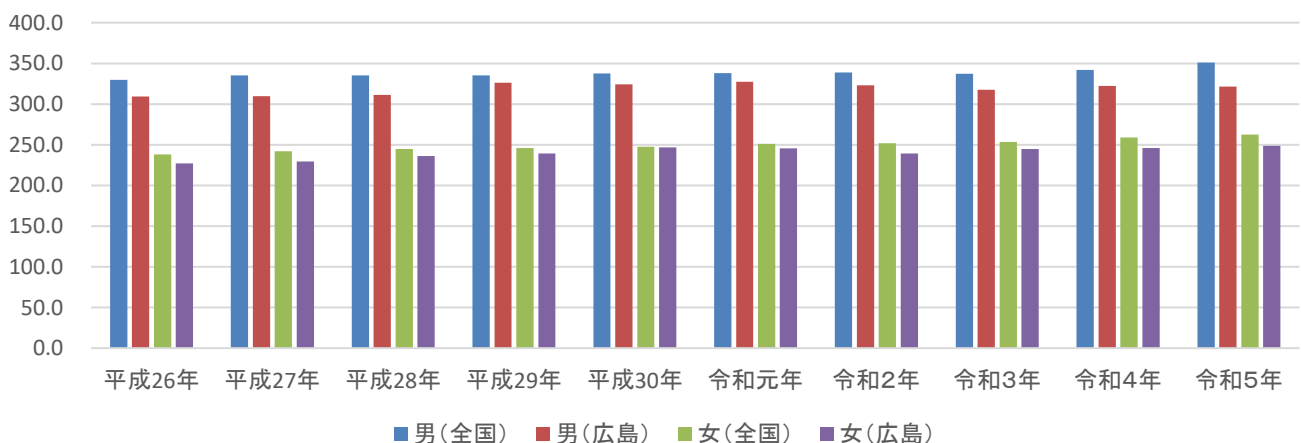
資料出所 広島県総務局統計課 毎月勤労統計調査

性別賃金、対前年増減率の推移(産業計、企業規模計)

(企業規模10人以上)

年	男女計				男				女			
	賃金(千円)		対前年比増減率(%)		賃金(千円)		対前年比増減率(%)		賃金(千円)		対前年比増減率(%)	
	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島
26	299.6	283.6	1.3	1.0	329.6	309.3	1.1	0.5	238.0	227.2	2.3	0.2
27	304.0	282.9	1.5	▲ 0.3	335.1	309.5	1.7	0.1	242.0	229.3	1.7	0.9
28	304.0	287.0	0.0	1.4	335.2	311.3	0.0	0.6	244.6	236.0	1.1	2.9
29	304.3	297.6	0.1	3.7	335.2	326.2	0.1	4.8	246.1	239.4	0.6	1.4
30	306.2	298.1	0.6	0.2	337.6	324.1	0.6	▲ 0.6	247.5	246.7	0.6	3.0
1	307.7	301.1	0.5	1.0	338.0	327.3	0.1	1.0	251.0	245.5	1.4	▲ 0.5
2	307.7	294.4	0.6	▲ 2.2	338.8	322.9	0.8	▲ 1.3	251.9	239.2	1.4	▲ 0.5
3	307.4	290.9	▲ 0.1	▲ 1.2	337.2	317.7	▲ 0.5	▲ 1.6	253.6	244.9	0.8	▲ 2.6
4	311.8	296.1	1.4	1.8	342.0	322.3	1.4	1.4	258.9	245.8	2.1	0.4
5	318.3	296.9	2.1	0.3	350.9	321.4	2.6	▲ 0.3	262.6	248.6	1.4	1.1

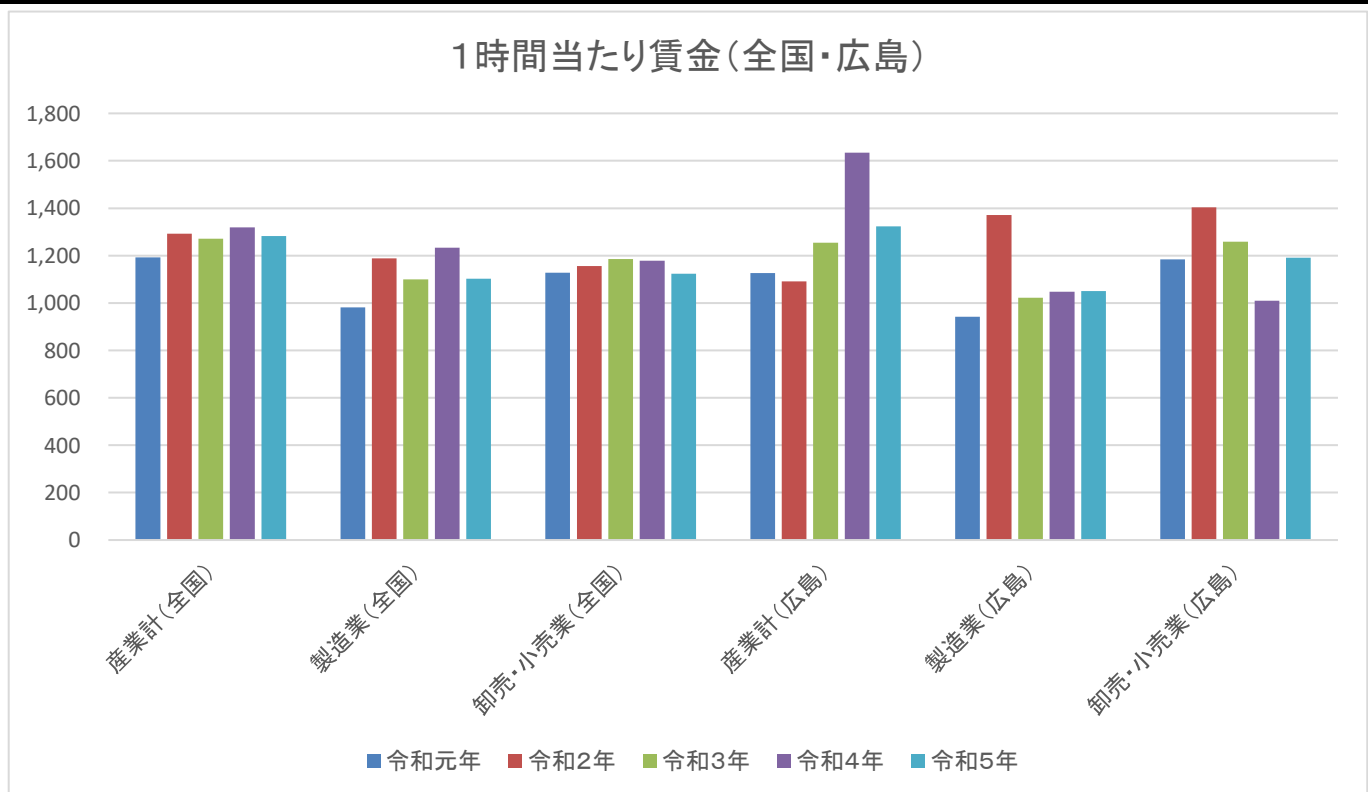
男女別賃金(全国・広島)



短時間労働者（女性）の所定内給与額の推移

(企業規模5～9人)

		産業計		製造業		卸売業・小売業		宿泊業、飲食サービス業		サービス業	
		全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島
令和元年	年齢（歳）	49.3	50.0	53.7	51.8	48.1	46.6	45.8	51.9	54.8	65.2
	勤続年数（年）	7.8	8.4	10.8	9.0	7.4	6.9	5.9	12.6	9.4	25.9
	所定内実労働時間数／日	4.9	5.2	5.1	5.8	5.2	5.6	4.5	4.6	4.9	4.8
	1時間当たり賃金（円）	1,192	1,126	981	942	1,128	1,184	985	886	1,213	1,209
2年	年齢（歳）	48.2	37.1	53.3	50.2	49.7	49.4	44.9	26.8	54.8	55.2
	勤続年数（年）	7.8	5.6	11.3	12.5	8.5	11.2	6.1	3.2	11.0	6.2
	所定内実労働時間数／日	4.8	4.2	5.1	4.6	5.2	3.7	4.4	3.8	5.3	3.7
	1時間当たり賃金（円）	1,293	1,091	1,188	1,371	1,156	1,404	1,117	943	1,169	1,027
3年	年齢（歳）	48.5	48.6	55.1	69.3	48.8	47.7	44.5	48.2	55.7	57.9
	勤続年数（年）	8.1	7.8	12.1	19.1	8.3	7.5	6.5	5.4	8.5	5.6
	所定内実労働時間数／日	4.8	4.6	5.2	5.1	5.0	4.6	4.3	5.1	5.8	4.9
	1時間当たり賃金（円）	1,272	1,255	1,100	1,023	1,185	1,259	1,136	1,053	1,268	1,208
4年	年齢（歳）	48.6	50.6	54.2	62.1	50.6	28.5	42.3	46.7	52.2	50.9
	勤続年数（年）	8.6	9.3	11.8	17.3	9.1	4.1	6.0	8.0	7.9	13.5
	所定内実労働時間数／日	4.8	4.3	5.1	3.9	5.0	5.2	4.3	3.6	5.3	4.4
	1時間当たり賃金（円）	1,319	1,634	1,234	1,048	1,178	1,010	1,117	1,194	1,291	1,071
5年	年齢（歳）	48.5	46.4	52.9	58.2	49.2	27.5	43.6	40.5	52.1	46.0
	勤続年数（年）	8.2	7.7	11.0	11.5	9.2	2.3	6.4	6.4	8.6	12.6
	所定内実労働時間数／日	4.7	4.6	5.1	4.4	4.9	5.8	4.5	4.7	4.9	5.1
	1時間当たり賃金（円）	1,283	1,323	1,103	1,050	1,124	1,191	1,151	1,047	1,263	1,034



賃金額の推移（事業所規模5人以上）【現金給与総額】

別冊資料No2-4

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	322,612	▲ 0.3	318,271	0.0
令和2年	318,387	▲ 1.3	314,276	▲ 1.3
令和3年	319,461	0.3	318,616	1.4
令和4年	325,817	2.0	324,870	2.0
令和5年	332,533	2.1	321,396	▲ 1.1

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	391,044	▲ 0.3	372,261	▲ 3.6
令和2年	377,584	▲ 3.4	360,918	▲ 3.0
令和3年	384,765	1.9	368,478	2.1
令和4年	391,169	1.7	405,583	10.1
令和5年	399,579	2.1	412,146	1.6

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	282,477	▲ 1.3	273,290	▲ 6.3
令和2年	282,486	0.0	266,285	▲ 2.6
令和3年	288,500	2.1	299,268	12.4
令和4年	293,213	1.6	292,912	▲ 2.1
令和5年	296,428	1.1	273,888	▲ 6.5

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	298,944	0.3	302,701	2.9
令和2年	299,366	0.1	310,754	2.7
令和3年	296,620	▲ 0.9	299,646	▲ 3.6
令和4年	302,143	1.9	326,412	8.9
令和5年	303,130	0.3	327,233	0.3

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【現金給与総額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	416,398	2.7	483,160	10.3
令和2年	417,398	0.3	482,318	▲ 0.2
令和3年	416,278	▲ 0.3	488,656	1.3
令和4年	431,562	3.7	437,832	▲ 10.4
令和5年	433,106	0.4	426,793	▲ 2.5

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	125,083	▲ 0.9	117,217	7.8
令和2年	117,574	▲ 6.0	101,861	▲ 13.1
令和3年	117,182	▲ 0.3	97,343	▲ 4.4
令和4年	128,899	10.0	97,172	▲ 0.2
令和5年	132,652	2.9	102,618	5.6

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	210,265	1.7	186,477	7.0
令和2年	204,872	▲ 2.6	209,990	12.6
令和3年	207,747	1.4	153,978	▲ 26.7
令和4年	215,857	3.9	181,435	17.8
令和5年	222,528	3.1	199,704	10.1

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	492,792	▲ 1.1	409,459	▲ 5.9
令和2年	491,153	▲ 0.3	437,098	6.8
令和3年	487,110	▲ 0.8	454,817	4.1
令和4年	498,722	2.4	474,863	4.4
令和5年	508,967	2.1	480,584	1.2

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与+超過労働給与+特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【定期給与額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	264,216	▲ 0.1	260,062	0.3
令和2年	262,318	▲ 0.7	257,212	▲ 1.1
令和3年	263,739	0.5	260,127	1.1
令和4年	267,461	1.4	265,093	1.9
令和5年	272,608	1.9	261,807	▲ 1.2

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	310,282	▲ 0.1	299,456	▲ 2.0
令和2年	303,541	▲ 2.2	291,535	▲ 2.6
令和3年	308,762	1.7	296,957	1.9
令和4年	310,266	0.5	316,487	6.6
令和5年	315,828	1.8	321,661	1.6

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	233,412	▲ 0.4	228,935	▲ 5.3
令和2年	234,197	0.3	219,987	▲ 3.9
令和3年	237,701	1.5	244,390	11.1
令和4年	240,990	1.4	241,773	▲ 1.1
令和5年	243,953	1.2	228,408	▲ 5.5

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	252,411	0.2	253,750	3.9
令和2年	252,756	0.1	258,528	1.9
令和3年	252,439	▲ 0.1	251,355	▲ 2.8
令和4年	257,422	2.0	277,520	10.4
令和5年	259,092	0.6	274,892	▲ 0.9

(注) 「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【定期給与額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	340,515	2.8	372,918	8.6
令和2年	341,554	0.3	381,786	2.4
令和3年	344,665	0.9	382,456	0.2
令和4年	351,927	2.1	351,637	▲ 8.1
令和5年	353,602	0.5	338,953	▲ 3.6

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	117,472	▲ 0.6	110,638	8.3
令和2年	111,815	▲ 4.8	96,611	▲ 12.7
令和3年	111,424	▲ 0.3	93,242	▲ 3.5
令和4年	121,499	9.0	92,373	▲ 0.9
令和5年	124,158	2.2	94,789	2.6

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	188,626	1.2	168,344	4.8
令和2年	187,674	▲ 0.5	185,377	10.1
令和3年	192,124	2.4	142,868	▲ 22.9
令和4年	196,302	2.2	167,343	17.1
令和5年	199,583	1.7	181,603	8.5

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	384,100	▲ 0.4	343,856	▲ 9.7
令和2年	383,898	▲ 0.1	300,407	▲ 12.6
令和3年	381,624	▲ 0.6	343,389	14.3
令和4年	384,656	0.8	367,194	6.9
令和5年	396,015	3.0	365,847	▲ 0.4

(注)「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【現金給与総額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	371,507	▲ 0.2	358,668	▲ 0.3
令和2年	365,100	▲ 1.7	349,368	▲ 2.6
令和3年	368,493	0.9	354,409	1.4
令和4年	379,732	3.0	358,876	1.3
令和5年	387,251	2.0	362,534	1.0

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	425,011	0.2	397,437	▲ 2.9
令和2年	407,911	▲ 4.0	392,582	▲ 1.2
令和3年	416,506	2.1	395,625	0.8
令和4年	423,220	1.6	429,848	8.7
令和5年	433,256	2.4	448,256	4.3

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	322,283	▲ 3.2	289,236	15.4
令和3年	326,961	1.5	274,820	▲ 3.4
令和3年	337,754	3.3	298,164	8.5
令和4年	351,508	4.1	284,839	▲ 4.5
令和5年	353,131	0.5	278,821	▲ 2.1

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	350,087	0.7	347,334	0.1
令和2年	347,781	▲ 0.7	349,822	0.7
令和3年	346,942	▲ 0.2	340,427	▲ 2.7
令和4年	351,956	1.4	368,404	8.2
令和5年	350,268	▲ 0.5	386,093	4.8

(注)「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【現金給与総額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	517,719	4.3	602,230	18.8
令和2年	513,294	▲ 0.9	606,440	0.7
令和3年	510,752	▲ 0.5	615,994	1.6
令和4年	526,411	3.1	605,438	▲ 1.7
令和5年	521,909	▲ 0.9	574,562	▲ 5.1

6 宿泊業、飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	151,937	▲ 0.9	164,322	10.0
令和2年	140,221	▲ 7.7	123,832	▲ 24.6
令和3年	136,989	▲ 2.3	112,435	▲ 9.2
令和4年	163,300	19.2	93,849	▲ 16.5
令和5年	177,156	8.5	93,532	▲ 0.3

7 生活関連サービス業、娯楽業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	220,787	▲ 0.9	157,366	15.4
令和2年	212,136	▲ 3.9	170,130	15.4
令和3年	216,552	2.1	130,189	▲ 3.4
令和4年	232,982	7.6	147,918	13.6
令和5年	249,998	7.3	150,860	2.0

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和元年	524,181	▲ 1.5	484,825	▲ 10.1
令和2年	517,027	▲ 1.4	473,263	▲ 2.4
令和3年	514,291	▲ 0.5	474,374	0.2
令和4年	524,981	2.1	493,396	4.0
令和5年	534,131	1.7	505,316	2.4

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【定期給与額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	296,123	0.1	289,705	0.6
令和2年	293,056	▲ 1.0	282,376	▲ 2.5
令和3年	296,652	1.2	285,496	1.1
令和4年	303,496	2.3	286,995	0.5
令和5年	309,443	2.0	287,477	0.2

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	329,657	0.3	315,196	▲ 1.3
令和2年	320,411	▲ 2.8	311,674	▲ 1.1
令和3年	327,096	2.1	314,810	1.0
令和4年	328,444	0.4	330,955	5.1
令和5年	335,282	2.1	342,545	3.5

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	257,213	▲ 1.2	242,112	▲ 0.2
令和2年	261,531	1.7	226,972	▲ 6.3
令和3年	268,523	2.7	245,517	8.2
令和4年	278,344	3.7	234,313	▲ 4.6
令和5年	280,728	0.9	227,513	▲ 2.9

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	291,725	0.7	291,329	2.3
令和2年	289,938	▲ 0.6	289,604	▲ 0.6
令和3年	290,508	0.2	282,744	▲ 2.4
令和4年	295,185	1.6	310,943	10.0
令和5年	294,900	▲ 0.1	320,487	3.1

(注) 「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【定期給与額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	390,025	3.5	439,492	13.8
令和2年	389,671	▲ 0.1	460,405	4.8
令和3年	393,477	1.0	461,322	0.2
令和4年	398,399	1.3	444,773	▲ 3.6
令和5年	395,337	▲ 0.8	414,830	▲ 6.7

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	138,262	▲ 1.1	150,609	10.3
令和2年	130,896	▲ 5.3	114,249	▲ 24.1
令和3年	128,646	▲ 1.7	104,818	▲ 8.3
令和4年	150,401	16.9	85,997	▲ 18.0
令和5年	160,448	6.7	86,080	0.1

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	192,950	▲ 1.2	144,622	▲ 9.8
令和2年	192,107	▲ 0.4	159,510	10.3
令和3年	197,119	2.6	119,753	▲ 24.9
令和4年	205,839	4.4	133,545	11.5
令和5年	215,611	4.7	134,564	0.8

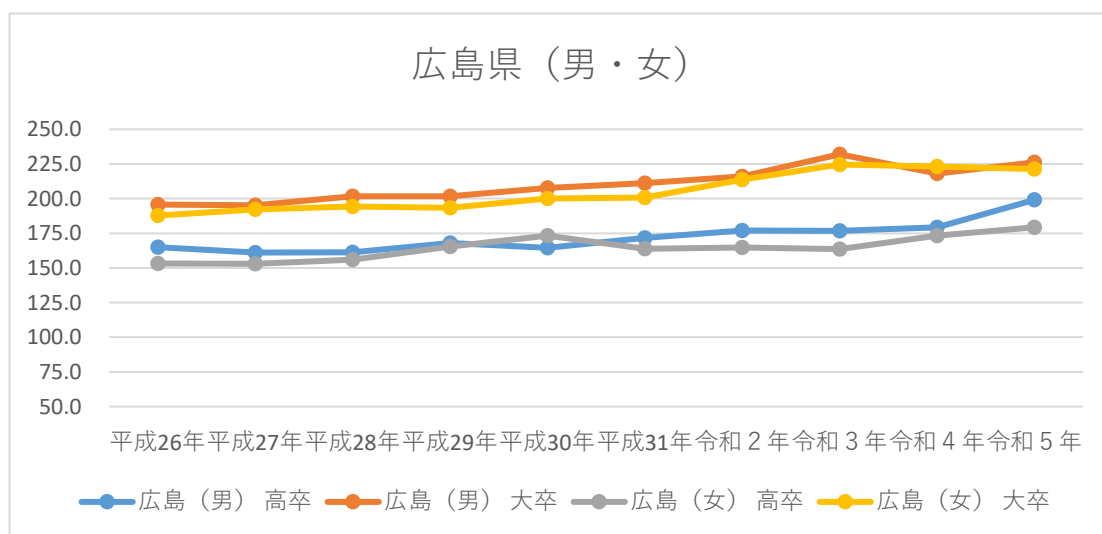
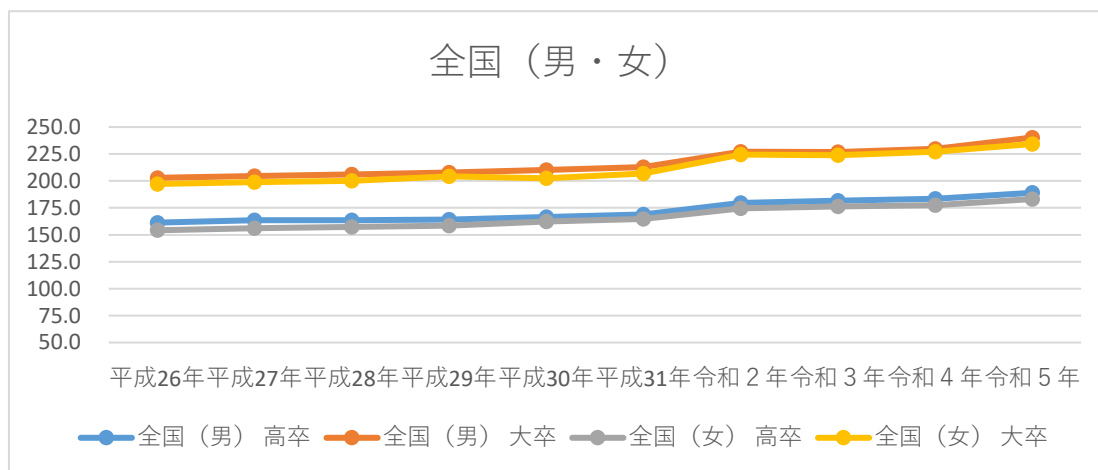
8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和元年	400,485	▲ 0.6	349,424	▲ 14.8
令和2年	396,302	▲ 1.0	358,610	2.6
令和3年	395,394	▲ 0.2	353,251	▲ 1.5
令和4年	398,706	0.8	374,242	5.9
令和5年	409,214	2.6	381,092	1.8

(注) 「定期給与額」は「所定内給与+超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

新規学卒者の初任給の推移（産業計、企業規模10人以上）（単位：千円）

年	全 国				広 島 県			
	男		女		男		女	
	高卒	大卒	高卒	大卒	高卒	大卒	高卒	大卒
平成26年	161.3	202.9	154.2	197.2	165.1	195.6	153.3	187.8
平成27年	163.4	204.5	156.2	198.8	161.1	195.2	153.0	192.2
平成28年	163.5	205.9	157.2	200.0	161.3	201.6	156.1	194.3
平成29年	164.2	207.8	158.4	204.1	168.1	201.8	165.4	193.3
平成30年	166.6	210.1	162.3	202.6	164.6	207.8	173.3	200.0
平成31年 (令和元年)	168.9	212.8	164.6	206.9	171.8	211.2	163.8	200.8
令和2年	179.5	227.2	174.6	224.6	177.1	215.9	164.8	213.8
令和3年	181.6	226.7	176.3	223.9	176.8	232.0	163.5	224.6
令和4年	183.4	229.7	177.6	227.2	179.4	218.0	173.4	223.2
令和5年	189.0	240.3	183.2	234.3	199.1	226.1	179.3	221.3



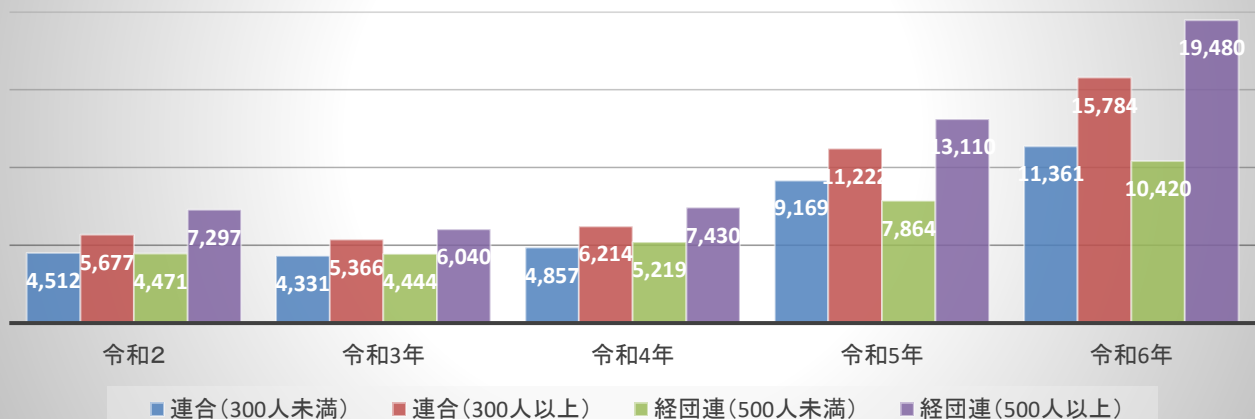
春季賃金引上げ妥結状況(令和6年)

区分	調査対象	令和6年集計			令和5年集計		
		集計組合数	引上げ額	引上げ率	集計組合数	引上げ額	引上げ率
		集計組合員数			集計組合員数		
連合	300人未満	3,516組合 332,855人	11,361円	4.45%	2,019組合 238,848人	9,169円	3.57%
	300人以上	1,422組合 2,553,480人	15,784円	5.16%	1,167組合 2,081,675人	11,222円	3.71%
	全体計	4,938組合 2,886,335人	15,236円	5.08%	3,186組合 2,320,523人	10,995円	3.69%
連合 (広島)	300人未満	36組合 4,103人	11,826円	4.58%	71組合 4,876人	6,854円	2.90%
	全体計	114組合 45,319人	17,991円	6.30%	179組合 60,705人	10,436円	3.51%
経団連	中小企業 (従業員数500人未満)	226社	10,420円	3.92%	367社	7,864円	2.94%
	大手企業(東証一部上場 従業員数500人以上)	89社	19,480円	5.58%	92社	13,110円	3.91%
厚生労働省	民間主要企業	一社	一円	-%	364社	11,245円	3.60%

資料出所 各団体の発表による

連合 2024春季生活闘争 第6回回答集計結果	全体は、令和6年6月5日付公表結果。令和5年の数値は、令和5年7月5日付公表結果。 広島は、令和6年5月17日付公表結果。令和5年の数値は、令和5年7月18日付公表結果。
経団連 2024春季労使交渉 業種別回答状況 【了承・妥結含】 (加重平均)	中小企業については、令和6年6月13日発表。 大手企業については、令和6年5月20日発表。
厚生労働省 令和6年民間主要企業春 季賃上げ要求・妥結状況	「民間主要企業」とは資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。 令和5年度集計結果については、令和5年8月4日に発表。

連合・経団連 過去5年間の引上げ額推移



令和 6 年 3 月 27 日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 田中 伸彦

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656, 7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和 5 年賃金構造基本統計調査の概況

目 次	
調査の概要	1 頁
利用上の注意	3 頁
主な用語の定義	4 頁
結果の概要	
1 一般労働者の賃金	
(1) 賃金の推移	6 頁
(2) 性別にみた賃金	7 頁
(3) 学歴別にみた賃金	8 頁
(4) 企業規模別にみた賃金	9 頁
(5) 産業別にみた賃金	10 頁
(6) 雇用形態別にみた賃金	12 頁
(7) 役職別にみた賃金	14 頁
(8) 在留資格区分別にみた賃金	14 頁
(9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金	15 頁
(10) 都道府県別にみた賃金	15 頁
2 短時間労働者の賃金	
(1) 性別にみた賃金	16 頁
(2) 企業規模別にみた賃金	17 頁
(3) 産業別にみた賃金	17 頁
統計表	18 頁

令和 5 年賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した78,623事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和4年1月から令和4年12月までの1年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和5年6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については令和4年1月から令和4年12月までの1年間）について、令和5年7月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

- (1) 一括調査企業
(ア) 及び(ウ)については民間事業者が、(イ)については厚生労働省が回収した。
- (2) 一括調査企業以外の事業所
(ア) 及び(ウ)については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。
ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ)については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

- (1) 一括調査企業
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者
- (2) 一括調査企業以外の事業所
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者
 - (オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：78,623 事業所 有効回答数：55,490 事業所 有効回答率：70.6%

なお、本概況では、有効回答を得た55,490事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(48,651事業所)について集計した。

利用上の注意

- 1 本概況に用いている「賃金」は、令和5年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 3 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 4 統計表に用いている符号等
「*」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- 5 本概況では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和5年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和5年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和5年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間あたり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

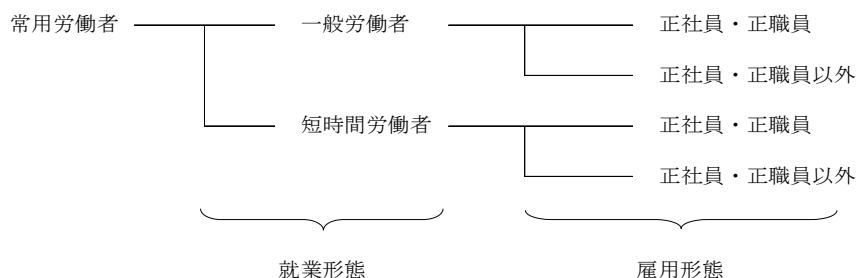
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

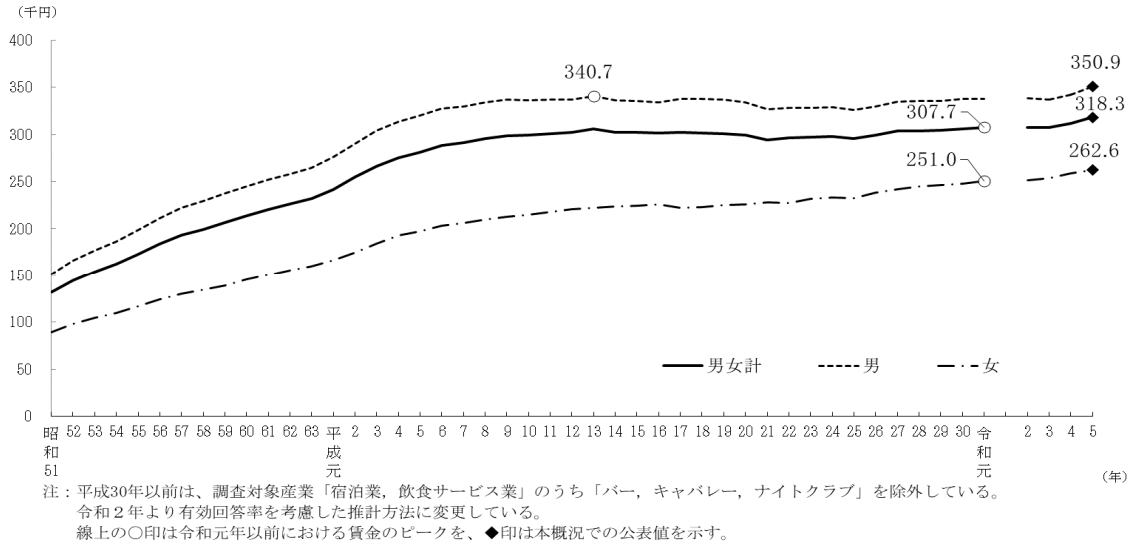
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 318.3 千円、男性 350.9 千円、女性 262.6 千円となっている。
男女間賃金格差（男＝100）は、74.8 となっている。（第 1 図、第 1 表）

第 1 図 性別賃金の推移



第 1 表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

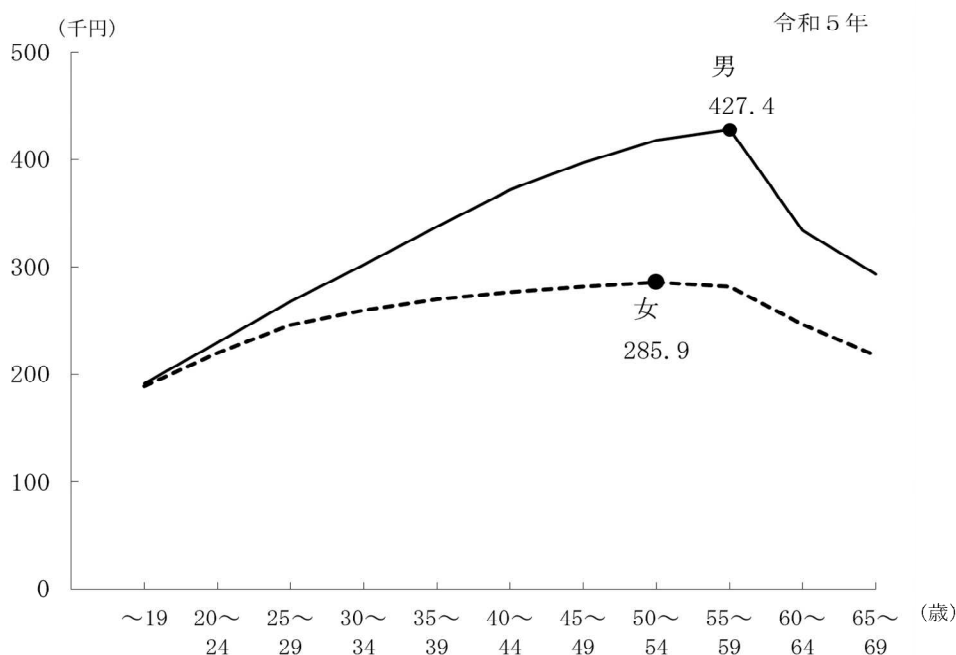
年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 ²⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)		
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9

注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年²⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59歳で427.4千円（20～24歳の賃金を100とすると186.4）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性は、50～54歳の285.9千円（同130.2）がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第2図、第2表）

第2図 性、年齢階級別賃金



第2表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	賃金 (千円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	賃金 (千円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)
年齢計 ¹⁾	318.3	2.1	141.7	350.9	2.6	153.0	262.6	1.4	119.6
～19歳	190.0	3.1	84.6	191.1	1.8	83.3	188.4	5.6	85.8
20～24	224.6	2.8	100.0	229.3	4.0	100.0	219.6	1.5	100.0
25～29	258.3	2.8	115.0	267.8	3.3	116.8	245.8	2.1	111.9
30～34	286.0	1.8	127.3	302.1	1.7	131.7	259.6	2.2	118.2
35～39	314.8	0.7	140.2	337.9	0.6	147.4	270.1	0.7	123.0
40～44	338.8	1.5	150.8	371.8	2.3	162.1	276.8	0.4	126.0
45～49	355.7	1.9	158.4	396.9	2.3	173.1	281.7	1.1	128.3
50～54	371.1	1.8	165.2	417.7	1.7	182.2	285.9	2.4	130.2
55～59	376.4	1.7	167.6	427.4	2.6	186.4	281.7	0.6	128.3
60～64	305.9	3.5	136.2	334.2	3.9	145.7	246.6	3.9	112.3
65～69	269.8	4.7	120.1	293.3	6.8	127.9	217.1	0.4	98.9
年齢 (歳)	43.9			44.6			42.6		
勤続年数 (年)	12.4			13.8			9.9		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(3) 学歴別にみた賃金

学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 281.9 千円、専門学校 300.2 千円、高専・短大 297.4 千円、大学 369.4 千円、大学院 476.7 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 306.1 千円、大学 399.9 千円、女性では、高校 230.5 千円、大学 299.2 千円となっている。(第3表、第3図)

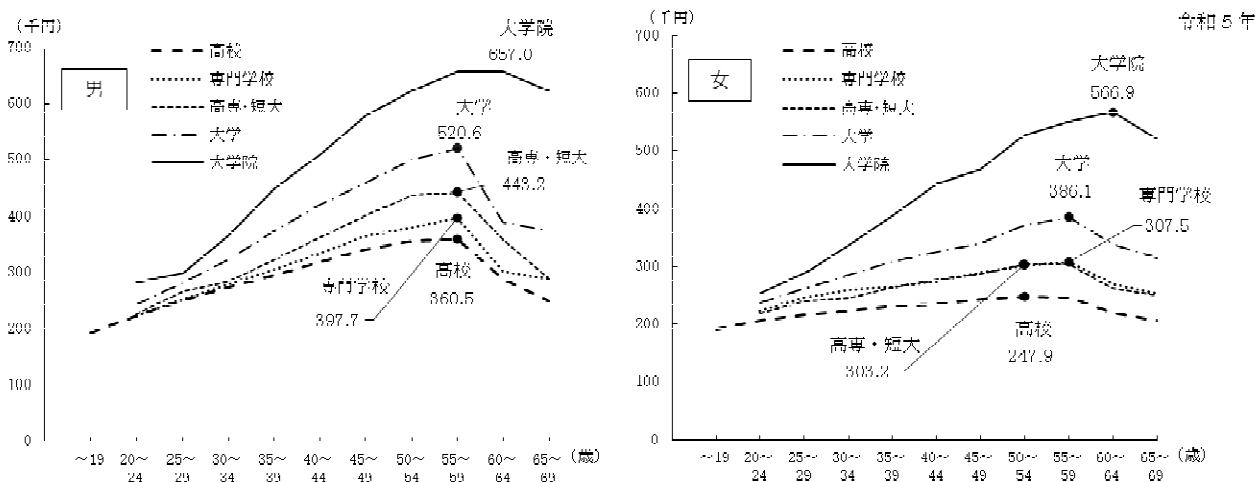
第3表 学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和5年

性、年齢階級	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	281.9	3.0	300.2	2.0	297.4	1.7	369.4	1.8	476.7	2.7
年齢計 ¹⁾	191.5	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	216.2	5.4	223.0	1.2	220.0	2.0	239.7	2.6	274.0	6.6
20～24	240.7	5.5	249.2	1.9	248.3	2.1	272.6	2.8	296.2	3.2
25～29	258.5	4.0	269.7	2.5	259.3	-0.8	309.0	1.3	360.2	1.7
30～34	276.8	3.4	288.6	0.8	284.1	-0.1	354.1	0.1	439.3	2.7
35～39	293.4	2.1	307.6	1.3	304.2	0.2	394.7	1.0	498.3	0.2
40～44	310.4	2.2	333.2	2.1	315.8	1.2	430.9	0.3	559.9	4.0
45～49	319.7	2.9	345.3	1.5	339.4	2.8	473.5	-0.3	609.5	-0.8
50～54	322.5	2.6	349.7	0.9	340.5	0.7	499.1	1.6	643.1	1.2
55～59	266.1	3.1	285.0	-0.5	290.8	7.7	383.3	3.5	643.5	15.0
60～64	236.0	3.6	271.2	4.6	265.4	0.2	368.6	11.4	609.0	1.3
65～69										
年齢(歳)	45.6		43.0		44.6		41.6		42.0	
勤続年数(年)	13.6		11.5		13.1		12.0		11.8	
男性	306.1	2.9	325.6	3.0	354.9	1.9	399.9	2.0	491.1	2.7
年齢計 ¹⁾	192.3	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	222.4	5.2	223.1	4.0	225.7	2.4	242.3	3.1	282.2	8.3
20～24	250.9	4.9	252.0	2.9	267.4	4.2	282.1	3.4	298.3	2.9
25～29	273.6	3.7	278.8	1.4	283.3	-2.3	323.0	1.2	365.3	2.2
30～34	295.4	2.9	305.1	1.7	322.8	-3.8	374.8	-0.2	450.4	3.4
35～39	319.3	2.6	334.5	3.0	362.8	-1.0	420.4	1.4	509.0	-1.5
40～44	341.0	1.7	365.9	3.8	401.9	0.9	460.2	1.1	578.6	3.5
45～49	355.7	2.7	380.7	0.7	438.2	4.8	499.3	-0.1	622.6	-1.5
50～54	360.5	2.9	397.7	2.7	443.2	1.9	520.6	1.3	656.9	1.8
55～59	287.2	2.9	301.2	-0.5	358.5	12.7	390.6	3.5	657.0	17.6
60～64	249.1	3.3	288.4	7.1	288.6	-0.1	375.2	12.9	623.9	2.2
65～69										
年齢(歳)	45.7		43.3		44.2		43.6		42.4	
勤続年数(年)	14.8		13.1		15.4		13.6		12.5	
女性	230.5	3.4	271.8	0.9	273.5	1.6	299.2	1.8	407.8	0.9
年齢計 ¹⁾	190.4	6.5	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	205.9	6.4	222.8	-0.6	218.2	2.0	236.9	2.1	253.4	2.0
20～24	216.0	5.2	246.9	1.0	239.5	0.9	261.1	2.0	288.6	3.5
25～29	223.0	4.0	259.3	4.4	244.7	0.0	285.7	2.3	337.0	-1.8
30～34	230.5	4.7	264.1	-1.2	262.9	2.9	308.2	0.3	389.6	-0.9
35～39	234.9	2.5	274.3	-0.3	277.4	0.0	325.6	-0.6	443.8	8.6
40～44	243.0	3.5	289.2	-0.8	287.1	1.3	340.3	-0.9	468.0	3.0
45～49	247.9	3.2	300.5	2.1	303.2	1.8	372.4	2.3	527.6	-0.2
50～54	246.3	1.7	307.5	0.4	303.0	0.7	386.1	2.8	550.5	-5.9
55～59	219.1	3.6	269.8	-0.7	262.2	4.5	338.1	8.2	566.9	0.4
60～64	205.6	4.3	253.0	0.9	250.5	-0.2	314.8	-1.1	520.6	-2.5
65～69										
年齢(歳)	45.4		42.6		44.7		37.1		40.4	
勤続年数(年)	11.1		9.6		12.2		8.2		8.4	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第3図 学歴、性、年齢階級別賃金



(4) 企業規模別にみた賃金

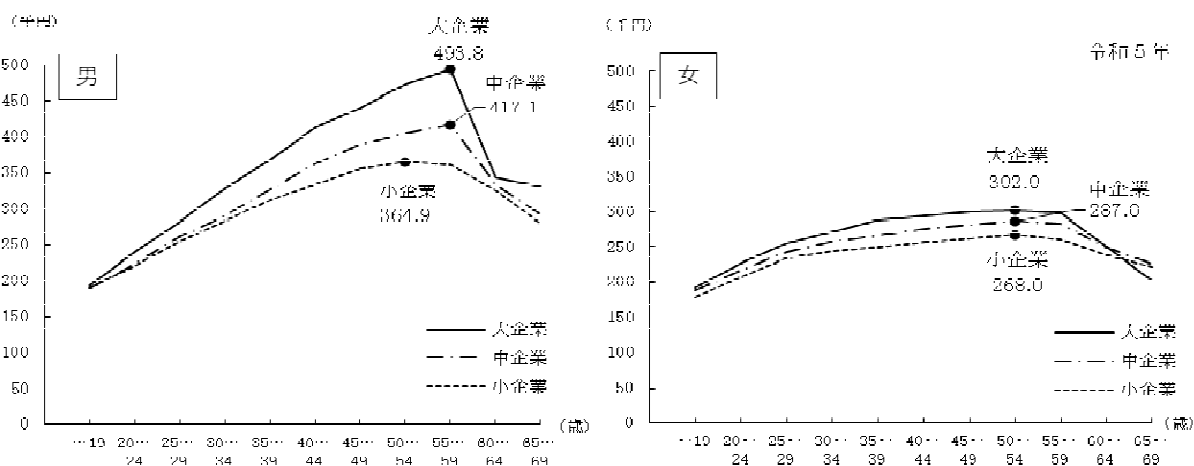
企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 346.0 千円、中企業 311.4 千円、小企業 294.0 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 386.7 千円、中企業 341.6 千円、小企業 319.8 千円、女性では、大企業 274.6 千円、中企業 262.5 千円、小企業 248.4 千円となっている。（第 4 表、第 4 図）

第 4 表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

性、年齢階級		大企業		中企業			小企業		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】
男女計	年齢計 ²⁾	346.0	-0.7	311.4	2.8	90.0 (87.0)	294.0	3.3	85.0 (81.7)
	～19歳	192.9	2.7	188.9	3.6	97.9 (97.1)	186.7	2.0	96.8 (97.5)
	20～24	234.0	3.0	220.9	1.9	94.4 (95.4)	214.7	2.4	91.8 (92.3)
	25～29	270.8	1.6	253.4	3.1	93.6 (92.2)	245.6	3.2	90.7 (89.3)
	30～34	307.3	0.0	277.6	1.9	90.3 (88.6)	269.0	2.8	87.5 (85.1)
	35～39	342.2	-2.1	305.8	2.2	89.4 (85.6)	291.0	1.0	85.0 (82.4)
	40～44	373.4	-0.6	331.6	2.0	88.8 (86.5)	306.6	1.8	82.1 (80.2)
	45～49	392.7	-1.3	350.3	3.2	89.2 (85.3)	322.0	3.4	82.0 (78.3)
	50～54	417.4	-1.2	361.1	2.0	86.5 (83.8)	330.0	4.7	79.1 (74.6)
	55～59	429.3	0.5	367.5	0.9	85.6 (85.3)	326.4	2.5	76.0 (74.5)
	60～64	313.8	0.8	305.9	4.2	97.5 (94.3)	298.8	4.7	95.2 (91.7)
	65～69	277.0	0.7	271.3	6.9	97.9 (92.3)	265.1	4.2	95.7 (92.5)
	年齢(歳)	42.7		43.5			45.7		
勤続年数(年)	13.4		12.4			11.3			
男	年齢計 ²⁾	386.7	0.0	341.6	3.1	88.3 (85.7)	319.8	3.8	82.7 (79.7)
	～19歳	193.5	1.6	189.2	1.6	97.8 (97.8)	191.2	2.6	98.8 (97.9)
	20～24	239.5	5.3	223.8	2.2	93.4 (96.3)	220.8	3.6	92.2 (93.8)
	25～29	281.9	2.6	261.1	3.2	92.6 (92.1)	254.4	3.1	90.2 (89.8)
	30～34	328.7	1.2	289.7	0.9	88.1 (88.4)	283.5	2.3	86.2 (85.3)
	35～39	367.8	-2.9	326.8	2.4	88.9 (84.2)	312.4	1.1	84.9 (81.6)
	40～44	412.5	0.1	362.0	2.7	87.8 (85.6)	334.0	2.3	81.0 (79.3)
	45～49	440.4	-1.7	389.9	4.0	88.5 (83.7)	355.8	4.3	80.8 (76.2)
	50～54	473.6	-1.5	405.4	2.1	85.6 (82.6)	364.9	4.5	77.0 (72.6)
	55～59	493.8	2.1	417.1	1.8	84.5 (84.7)	361.1	2.9	73.1 (72.5)
	60～64	344.1	1.1	334.4	3.9	97.2 (94.6)	325.3	5.9	94.5 (90.3)
	65～69	330.9	9.5	292.2	7.5	88.3 (89.9)	279.4	4.3	84.4 (88.6)
	年齢(歳)	43.4		44.2			46.6		
勤続年数(年)	15.3		13.8			12.2			
女	年齢計 ²⁾	274.6	-1.3	262.5	2.1	95.6 (92.4)	248.4	2.9	90.5 (86.7)
	～19歳	192.2	5.5	188.4	6.7	98.0 (96.9)	178.4	0.1	92.8 (97.8)
	20～24	228.2	0.5	217.8	1.6	95.4 (94.4)	208.4	1.2	91.3 (90.7)
	25～29	255.5	0.0	243.6	2.8	95.3 (92.7)	234.4	3.9	91.7 (88.3)
	30～34	272.2	-1.7	258.2	3.8	94.9 (89.9)	244.4	4.1	89.8 (84.8)
	35～39	289.4	-1.0	266.9	0.8	92.2 (90.6)	250.5	2.1	86.6 (83.9)
	40～44	294.5	-1.8	277.1	0.2	94.1 (92.2)	256.7	2.5	87.2 (83.5)
	45～49	299.5	0.0	282.1	1.0	94.2 (93.3)	263.1	2.4	87.8 (85.8)
	50～54	302.0	-1.0	287.0	3.4	95.0 (90.9)	268.0	4.8	88.7 (83.8)
	55～59	298.5	-0.3	283.7	-0.1	95.0 (94.9)	261.0	1.3	87.4 (86.1)
	60～64	250.7	3.1	249.5	5.7	99.5 (97.0)	239.3	2.2	95.5 (96.3)
	65～69	201.8	-10.9	226.1	7.2	112.0 (93.1)	221.5	2.6	109.8 (95.2)
	年齢(歳)	41.5		42.4			44.1		
勤続年数(年)	10.1		10.0			9.5			

注： 1) () 内は、令和 4 年の数値である。
2) 年齢計には 70 歳以上の労働者を含む。

第 4 図 企業規模、性、年齢階級別賃金



(5) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（410.2千円）が最も高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」（396.6千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（259.5千円）が最も低くなっている（第5－1表、第5－2表、第5図）。

第5－1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和5年

年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業		
		賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	
賃金(千円)	年齢計 ¹⁾	366.7	5.6	349.4	4.2	306.0	1.5	410.2	2.0	381.2	0.6	294.3	3.1	319.6	1.6	393.4	5.2	
	～19歳	203.6	9.8	199.0	2.7	185.1	0.5	189.6	2.3	191.4	5.9	198.5	7.5	202.5	10.7	169.7	-0.7	
	20～24	243.9	10.0	233.5	1.2	207.8	2.2	225.3	3.0	243.1	5.0	225.0	2.7	232.8	7.8	229.7	2.6	
	25～29	286.5	2.9	269.5	2.1	239.4	2.4	279.3	-0.2	283.5	1.6	248.5	0.0	261.4	6.0	281.5	5.8	
	30～34	333.2	3.8	306.4	4.4	269.4	3.2	355.0	3.5	329.4	-1.3	275.7	2.3	284.7	2.1	344.9	6.0	
	35～39	373.7	-4.7	333.9	-1.3	305.3	3.4	416.5	2.1	387.1	1.3	295.3	2.3	308.9	-0.2	401.1	4.1	
	40～44	413.1	11.9	356.7	2.4	325.5	0.8	447.8	1.6	424.6	-0.4	314.9	5.3	339.9	1.1	450.7	7.3	
	45～49	386.8	6.3	387.2	3.9	345.4	1.3	475.9	2.1	459.2	2.0	320.2	2.9	363.6	2.0	469.9	5.4	
	50～54	420.9	3.5	422.1	2.6	366.2	1.6	521.6	0.6	467.5	1.1	320.0	1.8	377.4	0.6	466.5	-3.1	
	55～59	425.8	4.4	432.5	5.5	377.5	2.1	520.3	3.1	495.2	0.8	319.8	4.4	377.5	-0.4	460.5	8.4	
	60～64	353.9	17.9	360.0	1.5	278.4	1.1	274.4	-5.4	373.9	6.3	274.6	7.5	289.6	-0.7	331.4	6.6	
	65～69	274.2	9.1	315.2	7.2	221.4	-3.7	283.1	9.0	276.9	-26.0	238.5	2.8*	282.4	17.8	324.1	-3.8	
年齢(歳)	47.9		45.2		43.7		43.6		40.6		48.0		42.7		43.7			
勤続年数(年)	14.5		13.5		14.8		19.0		12.2		13.1		13.0		14.3			
男女計		不動産業、物品賃貸業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		教育、学習支援業		医療、福祉		複合サービス業		サービス業(他に分類されないもの)		
		賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	
	賃金(千円)	年齢計 ¹⁾	340.8	0.4	396.6	2.9	259.5	0.8	278.7	2.6	377.2	-0.1	298.0	0.4	302.0	1.1	285.7	6.4
		～19歳	182.1	-1.0	190.9	1.7	181.4	4.4	188.7	4.3	178.7	2.8	190.4	4.8	177.5	2.1	198.1	6.5
		20～24	232.5	-0.5	233.6	0.2	206.5	2.9	215.7	3.3	224.0	-0.2	232.5	0.7	202.6	2.5	221.3	2.3
		25～29	272.5	3.1	291.1	4.0	230.0	2.2	244.1	4.2	259.1	-0.6	261.4	1.0	232.5	3.7	243.8	3.1
		30～34	301.5	-1.0	331.0	-1.7	247.2	0.1	266.0	0.9	311.8	0.9	275.4	-1.1	255.1	1.2	267.3	5.1
		35～39	347.4	-0.7	387.1	2.2	272.0	1.6	288.4	2.9	344.8	-0.7	293.6	-2.4	288.0	2.9	280.7	3.2
		40～44	371.9	-1.1	410.8	-2.5	283.7	-3.1	313.3	0.7	383.1	-2.1	311.3	1.3	311.0	0.1	303.1	5.9
		45～49	401.0	1.5	455.1	3.2	288.4	-0.2	315.3	0.2	410.2	-1.6	314.3	-0.9	348.1	1.4	311.1	4.6
		50～54	419.3	3.9	480.0	4.3	293.2	0.0	320.2	2.2	446.1	-0.6	322.3	-0.4	362.3	-0.4	327.0	10.3
		55～59	422.8	2.0	496.4	3.2	289.1	-0.1	316.4	6.6	477.8	-2.1	329.5	-2.8	356.6	-4.5	328.5	7.0
60～64	316.0	0.1*	465.0	16.5	251.4	8.7	254.6	2.8	464.7	0.4	316.9	5.8	249.2	6.1	266.5	4.5		
65～69	237.0	-2.1	374.9	-3.1	223.3	10.8	211.3	4.5	424.2	4.6	314.3	4.7	202.0	-1.6	234.0	7.2		
年齢(歳)	43.1		43.0		43.0		42.7		44.4		43.5		44.6		45.5			
勤続年数(年)	10.5		12.0		9.9		11.0		11.9		9.5		16.3		9.5			

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

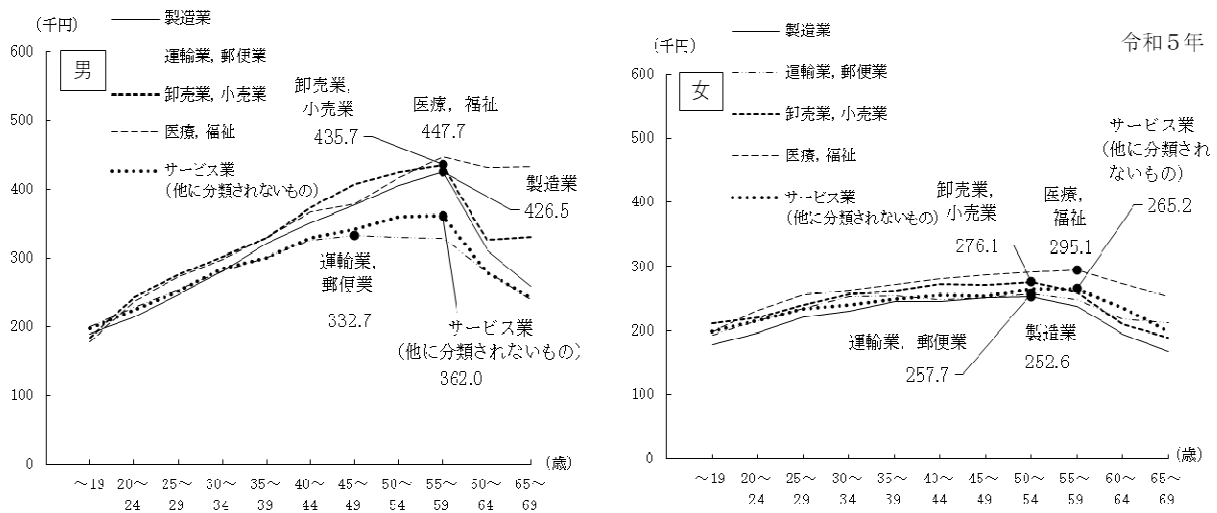
第5-2表 産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和5年

性、年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
男	年齢計 ¹⁾	376.7	364.1	334.8	421.6	407.4	303.3	356.2	497.5	377.1	430.2	290.1	314.6	436.0	356.7	327.6	307.6
	～19歳	199.8	200.2	189.6	191.0	201.0	200.5	185.1	173.7	182.7	191.6	187.5	187.2	180.3	178.3	187.1	197.9
	20～24	243.5	234.6	214.4	225.0	241.7	229.1	243.4	239.3	237.0	235.5	211.0	216.2	233.9	236.8	206.9	225.5
	25～29	283.6	273.2	247.2	279.9	293.1	253.8	276.1	313.7	281.7	300.6	238.9	252.5	276.9	273.5	239.5	251.6
	30～34	334.0	314.6	281.7	358.9	345.6	281.8	302.1	406.5	323.4	343.9	261.1	288.6	342.8	299.0	261.2	284.5
	35～39	380.0	345.6	321.8	426.0	403.3	302.1	329.7	502.1	382.5	411.3	296.8	313.4	383.6	330.7	301.8	300.5
	40～44	422.6	375.0	351.0	461.9	441.4	326.2	374.2	591.3	408.6	445.2	314.7	347.4	439.5	366.8	328.1	329.8
	45～49	409.7	409.6	377.9	493.8	487.2	332.7	408.1	642.4	452.1	506.8	325.6	360.7	476.4	378.2	375.0	342.2
	50～54	440.6	446.5	406.5	542.8	493.4	330.8	425.3	624.2	482.6	526.5	339.6	375.2	511.3	418.0	402.0	361.2
	55～59	438.9	453.5	426.5	535.7	519.9	329.2	435.7	594.8	493.1	540.3	328.7	377.5	533.9	447.7	404.6	362.0
	60～64	360.1	371.1	310.9	276.2	382.5	280.7	326.4	361.7	338.2*	491.3	281.3	282.5	493.2	431.9	262.9	278.8
65～69	281.3	322.4	258.0	284.9	286.3	240.1*	330.6	345.9	240.9	384.6	249.0	227.2	438.6	433.3	213.6	242.2	
賃金(年齢計)の対前年増減率(%)		5.3	3.8	2.6	1.9	1.3	3.5	1.5	3.5	-0.2	3.4	-0.4	3.2	-0.1	-0.4	0.7	7.8
年齢(歳)		48.5	45.6	43.8	43.8	42.0	48.8	43.4	44.1	44.3	44.0	43.9	44.2	47.1	43.0	45.3	46.5
勤続年数(年)		15.0	14.0	16.0	19.5	13.5	13.6	14.6	16.2	11.4	13.2	10.9	12.4	13.5	9.8	17.7	10.8
女	年齢計 ¹⁾	309.7	267.5	228.4	341.2	317.4	243.6	253.3	306.1	276.2	313.6	221.7	236.2	316.4	272.8	250.0	246.0
	～19歳	* 226.7	188.1	177.9	182.6	186.0	193.9	211.5	169.3	181.4	188.9	176.9	189.3	176.1	198.1	172.3	198.4
	20～24	245.0	228.7	196.8	226.6	245.0	215.4	220.7	222.7	228.0	230.6	203.6	215.4	221.3	231.3	199.1	215.3
	25～29	296.0	254.9	220.5	276.0	268.5	234.5	240.8	255.7	259.7	275.6	220.8	237.2	249.1	256.2	221.8	233.7
	30～34	* 328.1	264.5	229.8	328.5	301.9	253.1	257.2	299.4	267.4	299.7	228.9	237.9	281.9	261.9	243.6	240.4
	35～39	* 334.3	266.1	245.1	364.5	350.3	255.3	261.0	307.3	282.6	317.6	234.8	251.2	299.8	271.3	255.6	248.8
	40～44	* 371.2	260.3	245.4	347.7	366.1	249.2	272.7	326.7	299.7	325.7	234.7	257.0	322.7	280.3	268.6	255.3
	45～49	292.0	277.3	251.3	380.8	365.5	251.9	271.5	342.8	309.8	344.9	237.9	251.2	343.3	287.1	284.1	254.0
	50～54	300.7	296.1	252.6	393.8	382.1	257.7	276.1	330.7	299.7	360.5	227.1	247.5	374.6	291.7	277.2	264.4
	55～59	346.6	296.2	237.9	414.5	385.2	248.0	260.2	329.5	286.8	356.6	232.0	241.7	402.7	295.1	262.9	265.2
	60～64	246.0	256.2	195.7	255.7	311.3	217.3	209.7	296.0	257.9	314.5	208.4	213.9	401.8	273.3	210.3	234.9
65～69	* 210.9	212.3	166.9*	217.2*	235.4	212.2	189.0	310.7	217.8	248.3	188.6	188.2	377.1	253.5	169.1	198.5	
賃金(年齢計)の対前年増減率(%)		11.8	6.6	-0.4	4.5	0.9	1.4	2.8	6.4	3.6	0.4	2.6	1.9	0.0	0.4	2.6	3.6
年齢(歳)		44.4	42.8	43.3	42.0	37.2	43.5	41.3	43.4	41.0	40.5	41.7	41.0	41.6	43.7	43.0	43.7
勤続年数(年)		11.4	10.7	11.6	16.3	9.1	10.1	10.3	12.8	8.8	9.0	8.7	9.4	10.2	9.3	13.5	7.2

注：1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別に賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 336.3 千円に対し、正社員・正職員以外 226.6 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 363.6 千円に対し、正社員・正職員以外 255.0 千円、女性では、正社員・正職員 281.8 千円に対し、正社員・正職員以外 203.5 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計 67.4、男性 70.1、女性 72.2 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（60.8）で、産業別では「卸売業、小売業」（61.5）となっている。（第6－1表、第6－2表、第6－3表、第6図）

第6－1表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和5年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計 ²⁾	336.3	2.5	226.6	2.4	67.4 (67.5)	363.6	2.8	255.0	3.0	70.1 (70.0)	281.8	2.0	203.5	2.3	72.2 (72.0)
～19歳	192.8	4.2	170.7	0.4	88.5 (91.9)	193.5	2.7	170.1	-1.2	87.9 (91.4)	191.8	7.0	171.2	1.9	89.3 (93.8)
20～24	228.7	3.5	194.8	-0.7	85.2 (88.8)	232.2	4.6	202.0	-2.0	87.0 (92.9)	224.8	2.2	189.8	0.9	84.4 (85.5)
25～29	263.6	3.0	216.4	1.9	82.1 (83.0)	271.4	3.5	229.1	1.2	84.4 (86.3)	252.6	2.2	206.8	2.5	81.9 (81.6)
30～34	294.1	2.0	221.4	2.7	75.3 (74.7)	307.0	1.8	238.1	1.8	77.6 (77.5)	270.2	2.4	210.5	4.1	77.9 (76.7)
35～39	327.0	1.1	220.5	3.4	67.4 (65.9)	344.8	0.9	241.1	3.3	69.9 (68.3)	286.4	1.1	207.6	2.7	72.5 (71.4)
40～44	354.6	2.0	220.6	1.4	62.2 (62.6)	380.2	2.6	245.6	0.5	64.6 (65.9)	296.6	0.8	207.6	2.0	70.0 (69.2)
45～49	374.5	2.2	217.7	2.3	58.1 (58.1)	406.4	2.7	245.7	2.4	60.5 (60.6)	304.5	1.4	204.7	1.5	67.2 (67.1)
50～54	394.3	1.8	222.2	4.9	56.4 (54.7)	428.3	1.6	262.5	8.9	61.3 (57.2)	315.2	2.5	204.4	2.2	64.8 (65.1)
55～59	404.8	2.2	221.7	2.3	54.8 (54.7)	440.8	2.3	264.5	7.0	60.0 (57.4)	316.3	1.9	201.8	1.0	63.8 (64.4)
60～64	349.3	5.9	256.9	1.0	73.5 (77.1)	372.4	6.2	285.1	0.5	76.6 (80.9)	290.4	5.0	208.9	4.9	71.9 (72.0)
65～69	312.7	5.4	231.7	4.9	74.1 (74.5)	331.7	7.3	254.8	7.1	76.8 (77.0)	259.6	0.3	188.7	1.6	72.7 (71.8)
年齢(歳)	42.7		49.7			43.6		52.3			40.9		47.6		
勤続年数(年)	12.9		9.5			14.2		11.1			10.4		8.3		

注： 1) () 内は、令和4年の数値である。
2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第6－2表 雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和5年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	377.4	0.6	229.3	0.5	60.8 (60.8)	408.3	0.8	258.7	0.9	63.4 (63.3)	308.2	0.1	206.8	0.4	67.1 (66.9)
中企業	327.3	2.7	228.0	2.9	69.7 (69.5)	353.0	2.9	256.0	3.6	72.5 (72.0)	279.7	2.2	204.8	3.4	73.2 (72.3)
小企業	303.6	3.4	218.1	4.6	71.8 (71.1)	326.6	3.9	245.6	5.3	75.2 (74.2)	259.2	2.9	193.5	3.1	74.7 (74.5)

注： 1) () 内は、令和4年の数値である。

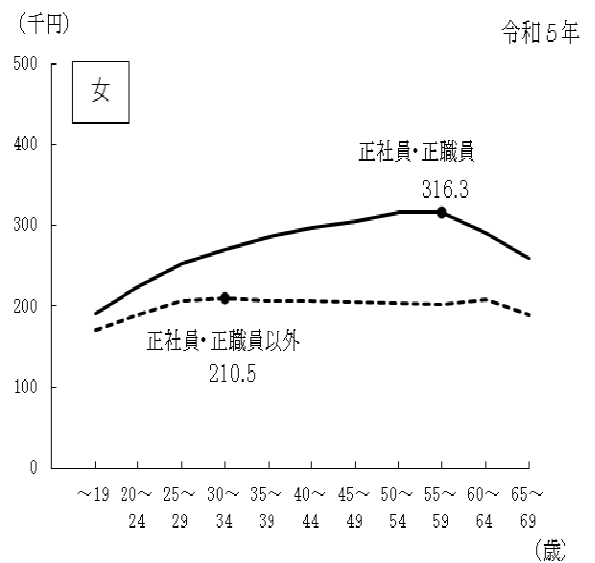
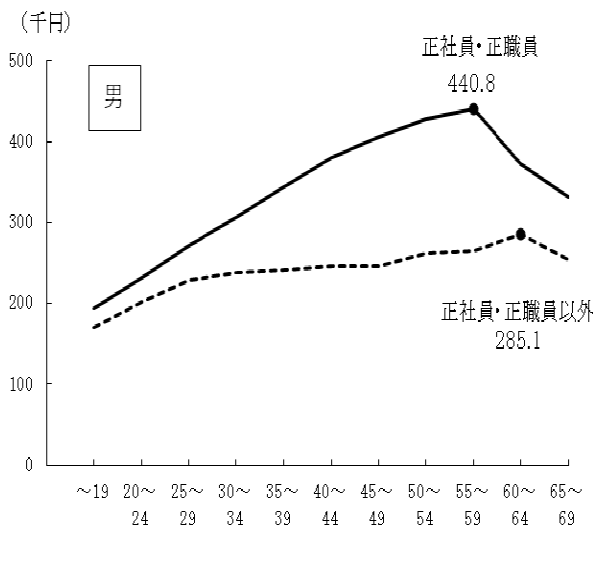
第6-3表 雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和5年

産業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】
鉱業、採石業、砂利採取業	369.6	5.6	336.5	8.8	91.0 (88.3)	379.3	5.2	349.6	8.6	92.2 (89.3)	315.1	12.1	231.7	13.9	73.5 (72.3)
建設業	353.7	3.4	295.7	10.5	83.6 (78.3)	368.5	3.6	309.0	4.7	83.9 (83.0)	271.2	3.6	220.3	14.8	81.2 (73.3)
製造業	324.7	3.2	205.5	-2.8	63.3 (67.2)	345.0	3.1	237.7	-0.9	68.9 (71.7)	251.5	2.9	179.7	-1.1	71.5 (74.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	421.3	2.2	262.9	9.1	62.4 (58.5)	430.9	2.2	277.0	6.7	64.3 (61.6)	358.6	3.3	222.0	10.6	61.9 (57.8)
情報通信業	388.2	0.7	301.7	6.5	77.7 (73.5)	412.4	1.4	337.7	5.1	81.9 (79.0)	326.0	0.6	250.2	6.6	76.7 (72.4)
運輸業、郵便業	304.5	3.4	221.1	-0.1	72.6 (75.2)	311.4	3.8	230.9	-0.6	74.1 (77.4)	258.4	1.4	198.5	3.1	76.8 (75.6)
卸売業、小売業	343.0	1.9	211.1	2.5	61.5 (61.2)	369.2	1.8	244.4	1.2	66.2 (66.6)	281.4	3.1	191.0	3.4	67.9 (67.7)
金融業、保険業	403.1	5.1	255.3	5.5	63.3 (63.1)	508.3	3.5	311.9	4.9	61.4 (60.5)	312.9	6.2	220.1	4.4	70.3 (71.6)
不動産業、物品賃貸業	359.2	1.1	227.2	-0.5	63.3 (64.3)	394.8	0.7	244.3	-1.9	61.9 (63.6)	291.2	4.2	207.1	0.0	71.1 (74.1)
学術研究、専門・技術サービス業	403.8	2.4	323.9	4.7	80.2 (78.5)	434.7	2.9	375.7	6.3	86.4 (83.7)	323.4	0.0	243.4	1.3	75.3 (74.3)
宿泊業、飲食サービス業	284.1	-0.4	197.4	6.7	69.5 (64.8)	306.3	-0.3	214.1	3.4	69.9 (67.4)	245.3	-0.5	188.7	7.7	76.9 (71.1)
生活関連サービス業、娯楽業	306.9	3.6	200.7	3.2	65.4 (65.6)	338.1	3.9	212.6	2.6	62.9 (63.7)	260.1	2.5	193.2	3.7	74.3 (73.4)
教育、学習支援業	393.2	-0.2	277.5	2.5	70.6 (68.7)	448.9	-0.1	338.8	4.4	75.5 (72.3)	332.6	0.1	231.5	-1.9	69.6 (71.1)
医療、福祉	307.7	0.2	226.1	2.2	73.5 (72.1)	366.1	-1.0	261.7	4.8	71.5 (67.6)	281.5	0.3	215.6	1.3	76.6 (75.8)
複合サービス事業	333.0	0.7	224.4	3.2	67.4 (65.7)	356.6	0.8	242.4	2.3	68.0 (67.0)	277.9	1.5	197.8	4.1	71.2 (69.4)
サービス業 (他に分類されないもの)	314.6	7.2	237.5	7.2	75.5 (75.5)	331.3	8.1	248.8	9.0	75.1 (74.5)	268.3	3.5	226.4	5.4	84.4 (82.9)

注：1) ()内は、令和4年の数値である。

第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



(7) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 596.0 千円、課長級 490.8 千円、係長級 370.8 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 604.1 千円、課長級 500.7 千円、係長級 382.3 千円、女性では、部長級 521.0 千円、課長級 430.8 千円、係長級 335.9 千円となっている。（第7表）

第7表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和5年

役職	男女計					男					女				
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者= 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者= 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者= 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	596.0	1.7	204.7	52.8	22.5	604.1	1.9	193.7	52.9	22.8	521.0	0.2	200.2	52.4	19.5
課長級	490.8	0.8	168.6	49.2	20.9	500.7	1.0	160.5	49.2	21.2	430.8	-1.0	165.5	49.4	19.3
係長級	370.8	0.5	127.4	45.4	17.6	382.3	0.8	122.6	45.5	18.0	335.9	-0.5	129.0	45.4	16.6
非役職者	291.1	3.4	100.0	41.2	10.6	311.9	3.6	100.0	41.5	11.4	260.3	2.8	100.0	40.7	9.4

(8) 在留資格区別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 232.6 千円で、在留資格区別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）296.7 千円、特定技能 198.0 千円、身分に基づくもの 264.8 千円、技能実習 181.7 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）231.3 千円となっている（第8表）。

第8表 外国人労働者の在留資格区別賃金及び対前年増減率

令和5年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	232.6	-6.4	33.0	3.2
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	296.7	-1.0	31.8	3.0
特定技能	198.0	-3.7	28.9	2.4
身分に基づくもの	264.8	-5.7	44.7	5.7
技能実習	181.7	2.2	26.2	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	231.3	4.7	30.8	2.5

注： 1) 在留資格区分については、5頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた6区分となる。

(9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 186.8 千円、専門学校 214.5 千円、高専・短大 214.6 千円、大学 237.3 千円、大学院 276.0 千円となっている（第 9 表）。

第 9 表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

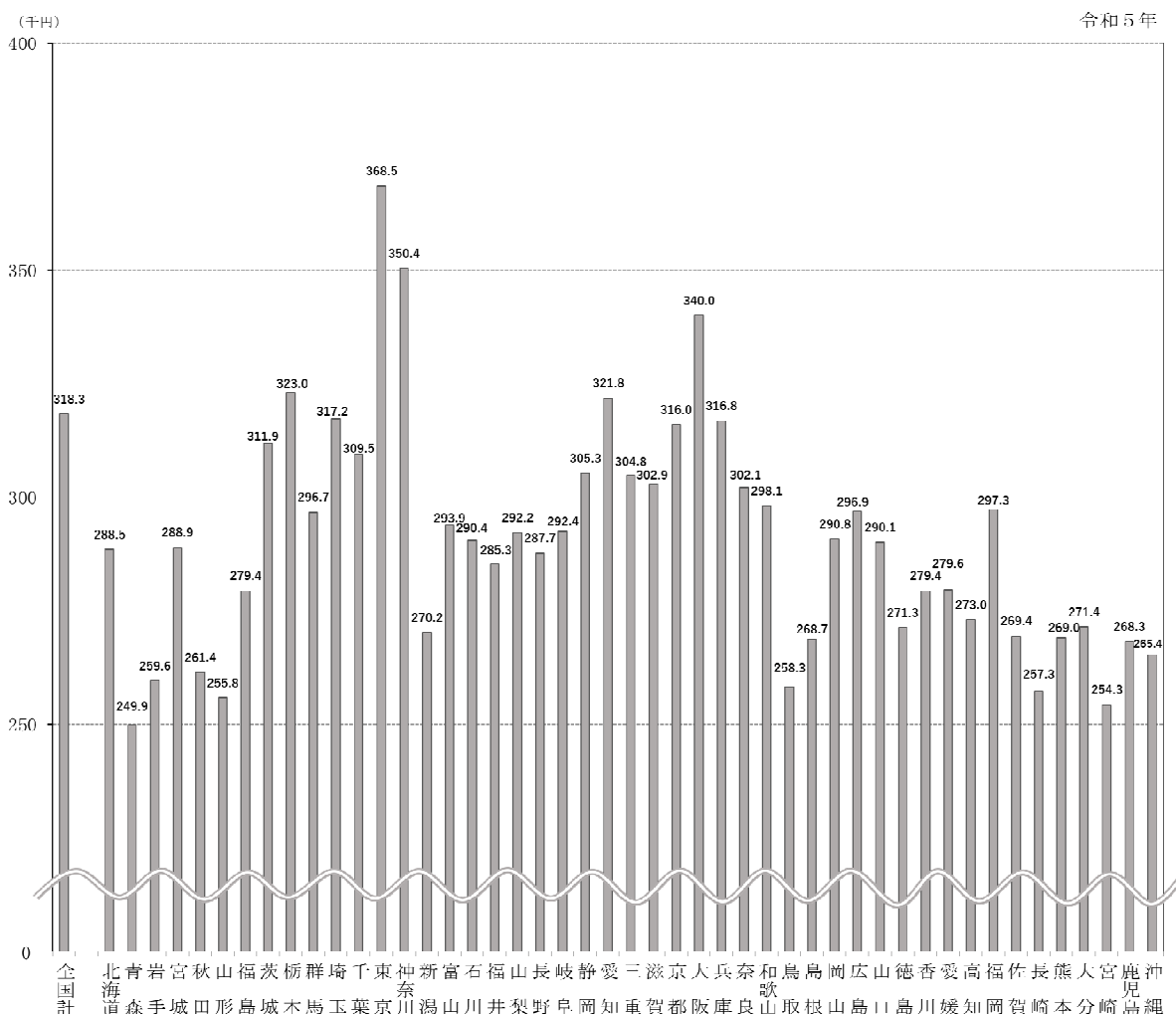
性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	186.8	3.1	214.5	0.9	214.6	6.1	237.3	3.9	276.0	3.0
男	189.0	3.1	210.8	1.8	222.8	9.2	240.3	4.6	283.2	4.2
女	183.2	3.2	217.0	0.2	211.7	4.9	234.3	3.1	260.8	1.5

令和 5 年

(10) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（318.3 千円）よりも賃金が高かったのは 5 都府県（栃木県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（368.5 千円）となっている（第 7 図）。

第 7 図 都道府県別賃金（男女計）



令和 5 年

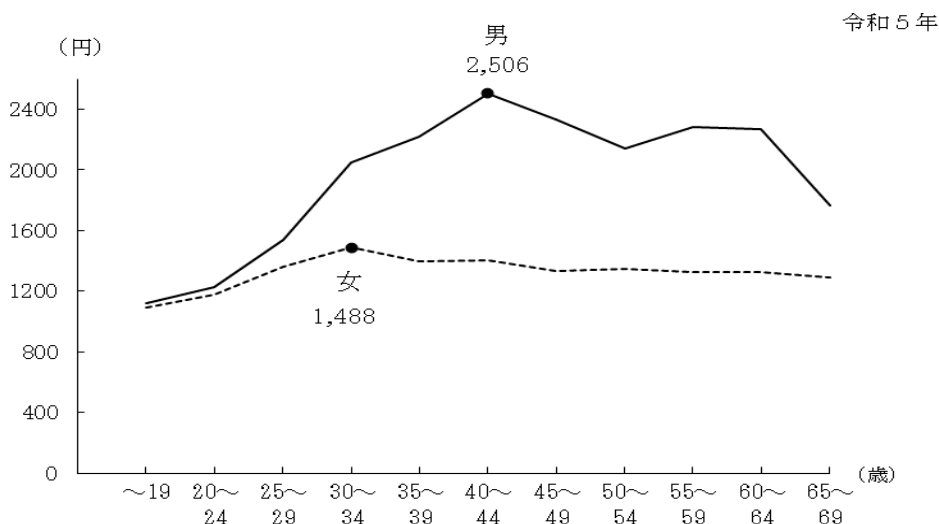
2 短時間労働者の賃金

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間あたり賃金は、男女計1,412円、男性1,657円、女性1,312円となっている。

男女別に1時間あたり賃金を年齢階級別にみると、1時間あたり賃金が最も高い年齢階級は、男性では40～44歳で2,506円、女性では、30～34歳で1,488円となっている。（第8図、第10表）

第8図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間あたり賃金



第10表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間あたり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間あたり賃金 (円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	1時間あたり賃金 (円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	1時間あたり賃金 (円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)
年齢計 ¹⁾	1,412	3.3	117.5	1,657	2.0	135.4	1,312	3.3	111.7
～19歳	1,103	4.6	91.8	1,121	6.1	91.6	1,090	3.6	92.8
20～24	1,202	4.8	100.0	1,224	6.7	100.0	1,175	2.4	100.0
25～29	1,427	6.6	118.7	1,538	8.5	125.7	1,359	4.9	115.7
30～34	1,629	0.1	135.5*	2,052	-5.5	167.6	1,488	2.1	126.6
35～39	1,541	-2.5	128.2	2,219	-9.0	181.3	1,395	-1.1	118.7
40～44	1,561	3.4	129.9	2,506	2.9	204.7	1,404	3.4	119.5
45～49	1,474	2.9	122.6	2,333	0.1	190.6	1,336	2.2	113.7
50～54	1,452	5.3	120.8	2,143	2.4	175.1	1,346	5.8	114.6
55～59	1,467	3.2	122.0	2,284	0.3	186.6	1,329	3.7	113.1
60～64	1,528	9.7	127.1	2,268	21.1	185.3	1,324	5.8	112.7
65～69	1,464	4.8	121.8	1,764	5.0	144.1	1,288	4.4	109.6
年齢(歳)	45.2			41.9			46.6		
勤続年数(年)	6.3			5.2			6.7		
実労働日数(日)	14.4			13.0			14.9		
1日当たり所定内実労働時間数(時間)	5.3			5.3			5.3		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業1,358円、中企業1,526円、小企業1,396円となっている。男女別にみると、男性では、大企業1,516円、中企業1,920円、小企業1,677円、女性では、大企業1,287円、中企業1,381円、小企業1,291円となっている。
(第11表)

第11表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和5年

企業規模	男女計			男			女		
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)
大企業	1,358	3.9	100.0	1,516	4.0	100.0	1,287	3.0	100.0
中企業	1,526	2.2	112.4	1,920	-1.5	126.6	1,381	4.1	107.3
小企業	1,396	4.3	102.8	1,677	6.5	110.6	1,291	3.3	100.3

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計では「教育、学習支援業」(2,584円)、男性では「医療、福祉」(3,981円)、女性では「教育、学習支援業」(2,189円)が最も高くなっている(第12表)。

第12表 短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率

令和5年

産業	男女計		男		女	
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1,299	-1.1	1,365	-6.5	1,223	3.5
建設業	1,577	11.9	1,769	10.2	1,430	12.4
製造業	1,171	-0.5	1,317	-5.0	1,132	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1,579	-2.8	1,803	-2.1	1,400	-1.3
情報通信業	1,633	7.4	1,732	-23.5	1,599	22.9
運輸業、郵便業	1,289	4.2	1,425	6.4	1,188	2.5
卸売業、小売業	1,204	5.9	1,268	8.6	1,176	4.4
金融業、保険業	1,640	6.0	2,087	1.5	1,603	7.1
不動産業、物品賃貸業	1,252	0.3	1,232	-3.8	1,264	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	1,712	1.2	2,098	-5.6	1,545	5.9
宿泊業、飲食サービス業	1,136	2.8	1,141	2.3	1,134	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,254	3.6	1,281	6.2	1,241	2.3
教育、学習支援業	2,584	5.6	3,193	6.7	2,189	6.7
医療、福祉	2,017	6.9	3,981	10.2	1,608	3.9
複合サービス事業	1,297	0.2	1,374	-2.5	1,259	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,269	2.0	1,306	2.2	1,252	1.8

統計表

付表 1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率、男女間賃金格差及び対前年差の推移（昭和51年～）

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 ³⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	…	151.5	…	89.1	…	58.8	…
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	…	336.1	…	249.8	…	74.3	…
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
 「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表2 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外	
	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
*令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0
5 (2023)	336.3	226.6	67.4	363.6	255.0	70.1	281.8	203.5	72.2

注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
 「*令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表3 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2
100.0 ～ 119.9	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	0.5	0.3	0.6
120.0 ～ 139.9	0.6	0.6	0.5	0.7	0.3	0.2	0.3	0.4	1.2	1.2	1.0	1.3
140.0 ～ 159.9	2.3	2.2	2.0	2.7	1.2	0.9	1.1	1.6	4.2	4.5	3.4	4.8
160.0 ～ 179.9	5.0	4.4	4.8	5.8	2.8	2.1	2.8	3.7	8.6	8.4	8.1	9.5
180.0 ～ 199.9	7.0	5.8	7.2	8.2	4.6	3.5	4.9	5.5	11.2	9.9	10.8	13.1
200.0 ～ 219.9	8.6	7.3	9.2	9.6	6.5	5.1	7.1	7.4	12.3	11.0	12.4	13.5
220.0 ～ 239.9	9.1	8.0	9.7	9.6	7.5	6.3	7.9	8.3	11.8	10.8	12.6	12.0
240.0 ～ 259.9	9.0	7.8	9.4	9.8	8.1	6.8	8.4	9.3	10.4	9.5	11.0	10.8
260.0 ～ 279.9	8.3	7.5	8.7	8.7	8.0	6.8	8.5	8.7	8.8	8.6	9.2	8.6
280.0 ～ 299.9	7.4	7.2	7.5	7.5	7.7	7.4	7.6	8.1	6.9	6.7	7.4	6.4
300.0 ～ 319.9	6.6	6.5	6.6	6.6	7.1	7.0	7.0	7.5	5.6	5.7	6.0	5.0
320.0 ～ 339.9	5.1	4.9	5.3	5.2	5.9	5.3	6.1	6.4	3.9	4.2	4.1	3.3
340.0 ～ 359.9	4.3	4.2	4.4	4.3	5.0	4.7	5.2	5.3	3.0	3.2	3.1	2.5
360.0 ～ 379.9	3.6	3.7	3.5	3.7	4.4	4.2	4.3	4.7	2.3	2.7	2.2	1.9
380.0 ～ 399.9	3.1	3.4	3.2	2.8	3.9	4.0	4.0	3.7	1.8	2.3	1.8	1.3
400.0 ～ 449.9	6.1	6.9	5.7	5.6	7.8	8.7	7.4	7.4	3.1	3.8	3.0	2.4
450.0 ～ 499.9	4.1	5.1	3.8	3.3	5.6	6.7	5.3	4.6	1.6	2.2	1.4	1.1
500.0 ～ 549.9	2.8	3.6	2.6	2.1	3.9	4.8	3.7	3.0	1.0	1.4	0.9	0.6
550.0 ～ 599.9	1.9	2.6	1.8	1.1	2.6	3.6	2.6	1.5	0.6	0.9	0.5	0.4
600.0 ～ 699.9	2.4	3.9	1.9	1.1	3.4	5.5	2.8	1.6	0.6	1.0	0.5	0.3
700.0 ～ 799.9	1.1	2.1	0.8	0.4	1.6	2.9	1.1	0.6	0.3	0.6	0.2	0.2
800.0 ～ 899.9	0.5	1.0	0.4	0.2	0.7	1.4	0.5	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
900.0 ～ 999.9	0.3	0.5	0.2	0.1	0.4	0.8	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
1000.0 ～ 1199.9	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.6	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
1200.0 ～	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
平均値 (千円)	318.3	346.0	311.4	294.0	350.9	386.7	341.6	319.8	262.6	274.6	262.5	248.4
第1・十分位数 ¹⁾ (千円)	185.6	189.0	187.3	180.9	203.3	213.4	202.1	195.6	170.6	169.7	174.0	167.2
第1・四分位数 ¹⁾ (千円)	222.8	231.8	222.3	214.7	245.2	260.0	241.6	235.6	198.9	200.6	202.4	193.3
中位数 ¹⁾ (千円)	279.8	297.3	276.0	266.6	308.5	334.0	302.9	292.1	240.5	246.8	242.5	231.6
第3・四分位数 ¹⁾ (千円)	367.8	409.2	357.4	340.4	410.1	462.1	397.7	371.5	297.3	312.9	296.7	281.6
第9・十分位数 ¹⁾ (千円)	493.4	565.8	474.2	435.7	543.3	626.5	521.9	468.4	374.6	406.2	366.7	346.5
十分位分散係数 ²⁾	0.55	0.63	0.52	0.48	0.55	0.62	0.53	0.47	0.42	0.48	0.40	0.39
四分位分散係数 ²⁾	0.26	0.30	0.24	0.24	0.27	0.30	0.26	0.23	0.20	0.23	0.19	0.19

注： 1) 十分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

○ 第1・十分位数 ……

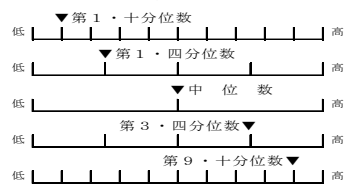
○ 第1・四分位数 ……

○ 中位数 ……

○ 第3・四分位数 ……

○ 第9・十分位数 ……

低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
 低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
 高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
 高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金



2) 分散係数とは、分布の広がり（分散）を示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

付表4 短時間労働者の1時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

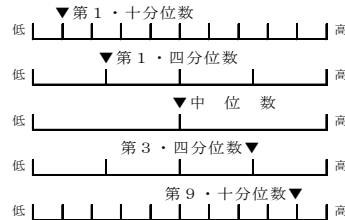
令和5年

1時間当たり賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
600 ～ 649	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
650 ～ 699	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
700 ～ 719	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
720 ～ 739	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
740 ～ 759	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
760 ～ 779	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
780 ～ 799	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
800 ～ 819	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
820 ～ 839	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
840 ～ 859	0.7	0.3	0.6	1.2	0.7	0.3	0.7	1.2	0.7	0.3	0.6	1.2
860 ～ 879	0.9	0.5	0.8	1.5	0.8	0.5	0.8	1.2	0.9	0.5	0.8	1.6
880 ～ 899	1.3	0.8	1.4	2.0	1.2	0.6	1.3	2.0	1.3	0.8	1.4	2.0
900 ～ 949	7.0	4.7	7.9	9.6	6.0	4.0	6.7	8.9	7.4	5.0	8.3	9.9
950 ～ 999	9.1	7.4	10.1	10.8	7.6	6.0	9.1	9.0	9.7	8.0	10.5	11.5
1,000 ～ 1,049	11.7	10.9	11.9	12.7	10.3	9.3	10.1	12.1	12.3	11.6	12.5	12.9
1,050 ～ 1,099	11.1	11.7	10.6	10.7	9.4	9.5	9.3	9.2	11.8	12.7	11.0	11.3
1,100 ～ 1,149	10.0	11.9	8.9	8.1	8.9	10.0	8.6	7.4	10.4	12.8	9.1	8.4
1,150 ～ 1,199	7.6	8.9	7.5	6.0	6.6	6.7	7.0	5.9	8.1	9.9	7.7	6.0
1,200 ～ 1,299	11.3	13.4	10.3	9.2	12.9	15.8	10.7	10.0	10.7	12.3	10.2	8.9
1,300 ～ 1,399	7.2	8.4	6.5	6.0	8.3	10.4	6.8	6.0	6.7	7.5	6.4	6.0
1,400 ～ 1,499	4.8	6.0	4.0	3.7	6.3	8.8	3.7	4.4	4.2	4.8	4.1	3.5
1,500 ～ 1,599	3.3	3.6	3.3	3.0	3.6	3.9	3.4	3.0	3.2	3.5	3.3	3.0
1,600 ～ 1,799	4.1	4.1	3.9	4.4	4.3	4.7	3.5	4.2	4.1	3.9	4.1	4.4
1,800 ～ 1,999	2.3	1.9	2.6	2.5	2.2	1.7	2.6	2.6	2.3	1.9	2.7	2.5
2,000 ～ 2,199	1.5	1.1	1.5	1.9	1.6	1.2	1.6	2.1	1.4	1.0	1.5	1.9
2,200 ～ 2,399	0.9	0.6	0.9	1.2	1.0	0.6	1.1	1.5	0.9	0.7	0.9	1.1
2,400 ～ 2,599	0.6	0.5	0.8	0.8	0.8	0.5	0.8	1.2	0.6	0.5	0.7	0.7
2,600 ～ 2,799	0.5	0.3	0.6	0.5	0.7	0.4	0.8	1.0	0.4	0.3	0.5	0.4
2,800 ～ 2,999	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	0.3	0.9	0.5	0.2	0.2	0.3	0.3
3,000 ～	3.1	2.3	4.8	2.8	5.8	4.0	9.9	5.4	2.0	1.5	3.0	1.9
平均値 (円)	1,412	1,358	1,526	1,396	1,657	1,516	1,920	1,677	1,312	1,287	1,381	1,291
第1・十分位数 ¹⁾ (円)	946	972	942	923	954	983	948	926	944	968	940	922
第1・四分位数 ¹⁾ (円)	1,023	1,050	1,015	995	1,039	1,069	1,028	1,007	1,018	1,043	1,012	991
中位数 ¹⁾ (円)	1,138	1,158	1,135	1,104	1,183	1,215	1,168	1,137	1,125	1,142	1,124	1,095
第3・四分位数 ¹⁾ (円)	1,350	1,349	1,369	1,338	1,425	1,413	1,484	1,423	1,316	1,309	1,338	1,308
第9・十分位数 ¹⁾ (円)	1,758	1,651	1,930	1,815	2,029	1,743	2,968	2,168	1,693	1,599	1,778	1,738
十分位分散係数 ²⁾	0.36	0.29	0.44	0.40	0.45	0.31	0.86	0.55	0.33	0.28	0.37	0.37
四分位分散係数 ²⁾	0.14	0.13	0.16	0.16	0.16	0.14	0.20	0.18	0.13	0.12	0.15	0.14

注：1) 百分数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

- 第1・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
- 第1・四分位数 …… 低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 中位数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
- 第3・四分位数 …… 高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 第9・十分位数 …… 高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

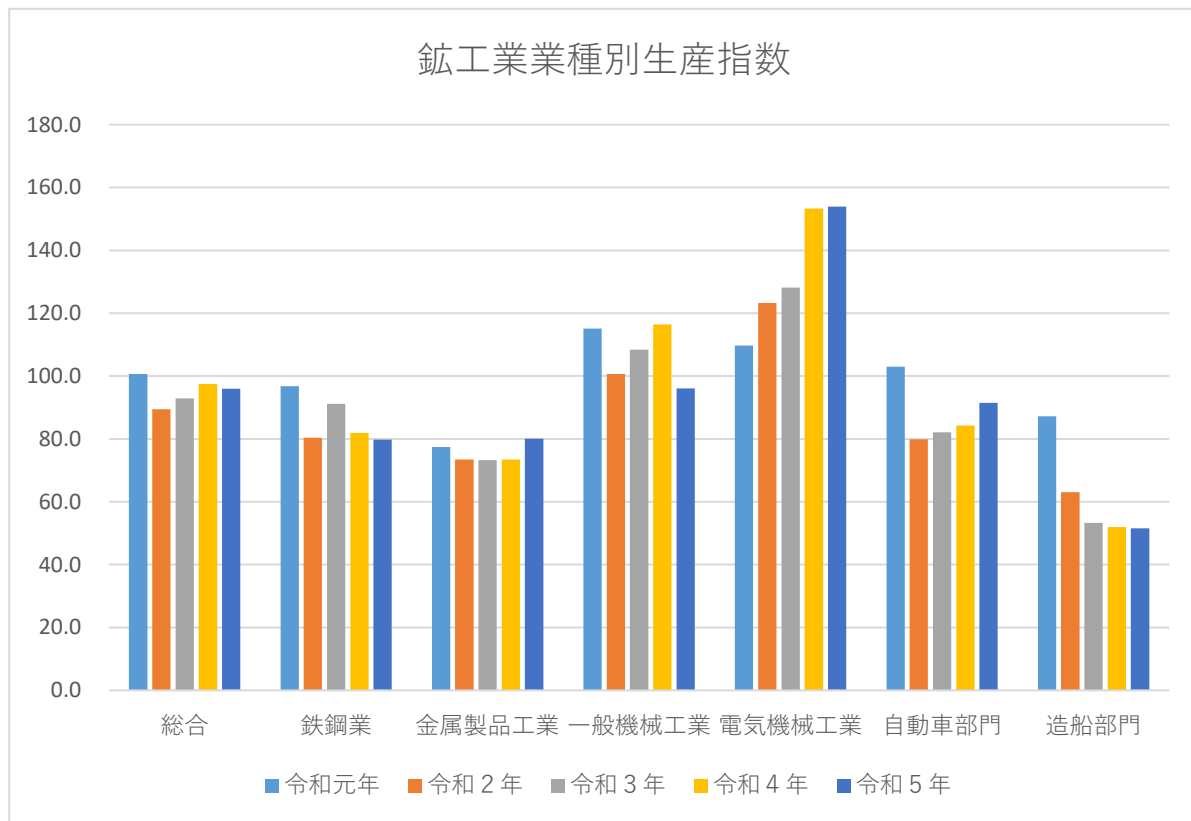


2) 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{○ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}} \quad \text{○ 四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

広島県鋳工業業種別生産指数（平成27年=100）

年/年月	総合	鉄鋼業	金属製品工業	一般機械工業	電気機械工業（総）	自動車部門	造船部門
令和元年	100.7	96.8	77.4	115.1	109.7	103.0	87.2
令和2年	89.4	80.4	73.5	100.6	123.3	79.9	63.1
令和3年	92.9	91.2	73.2	108.4	128.2	82.1	53.3
令和4年	97.5	81.9	73.5	116.4	153.3	84.2	52.0
令和5年	96.0	79.8	80.1	96.1	153.9	91.5	51.6
令和6年1月	86.2	79.3	69.3	90.9	166.5	64.5	48.8
令和6年2月	98.4	81.5	88.2	89.5	198.7	86.8	52.4
令和6年3月	90.8	70.5	74.7	76.7	143.7	83.6	105.4
令和6年4月							

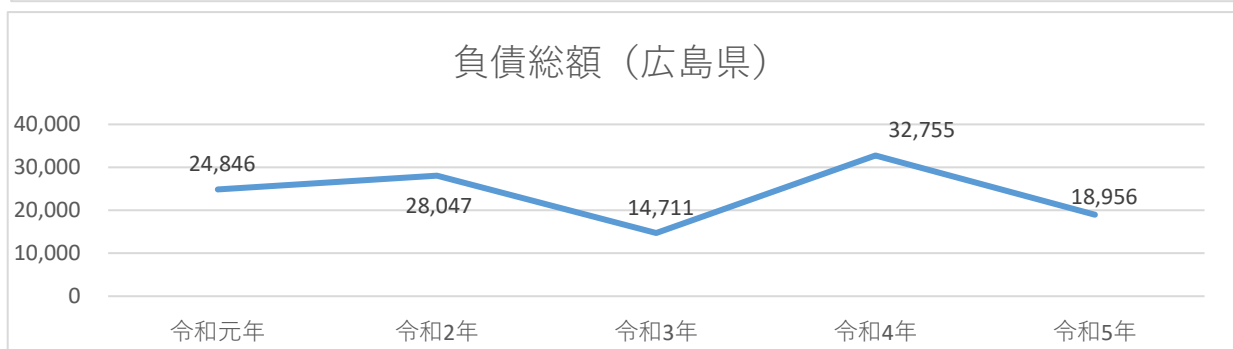
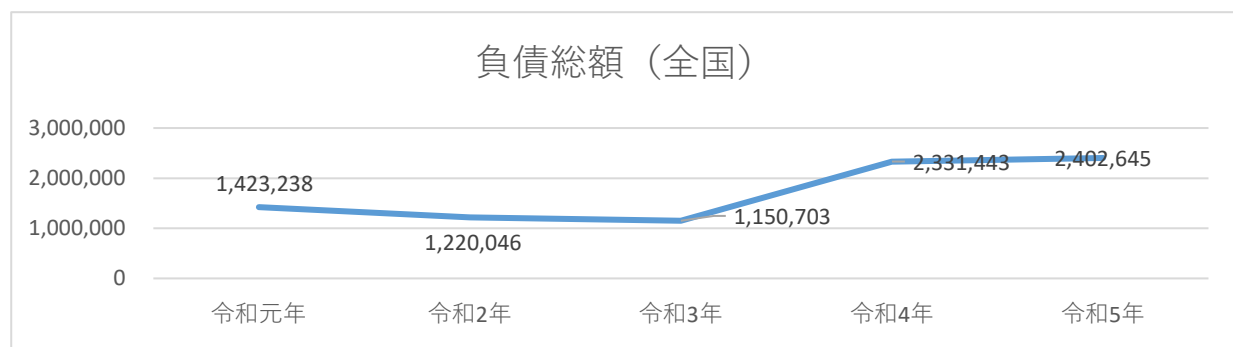
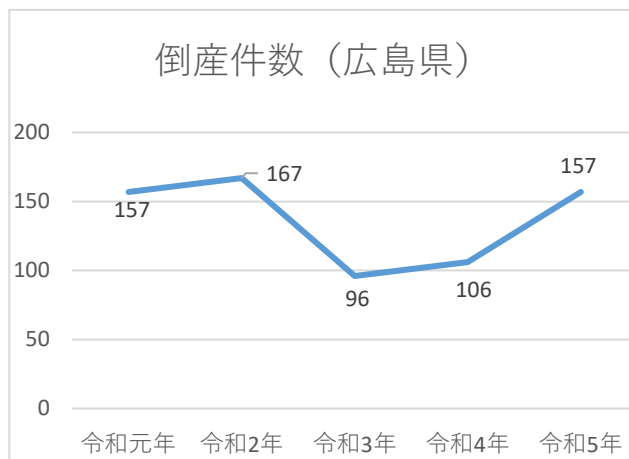


資料出所：e-Stat 鋳工業生産、出荷、在庫指数

企業倒産件数

(単位：件、百万円、%)

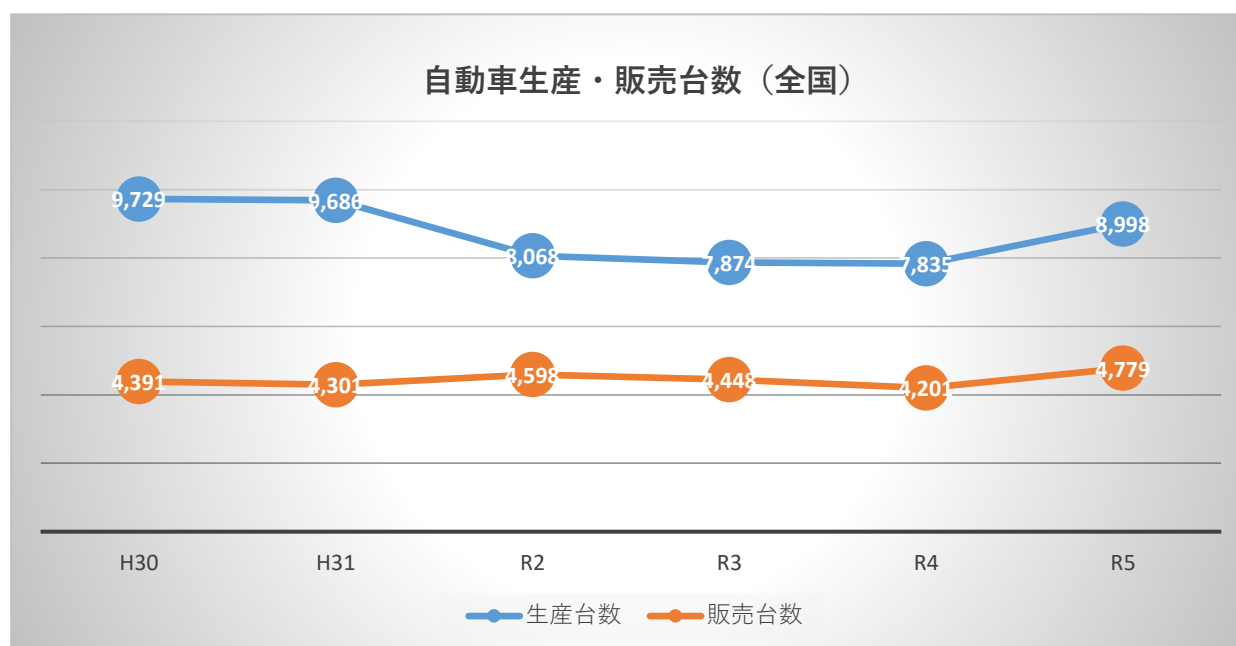
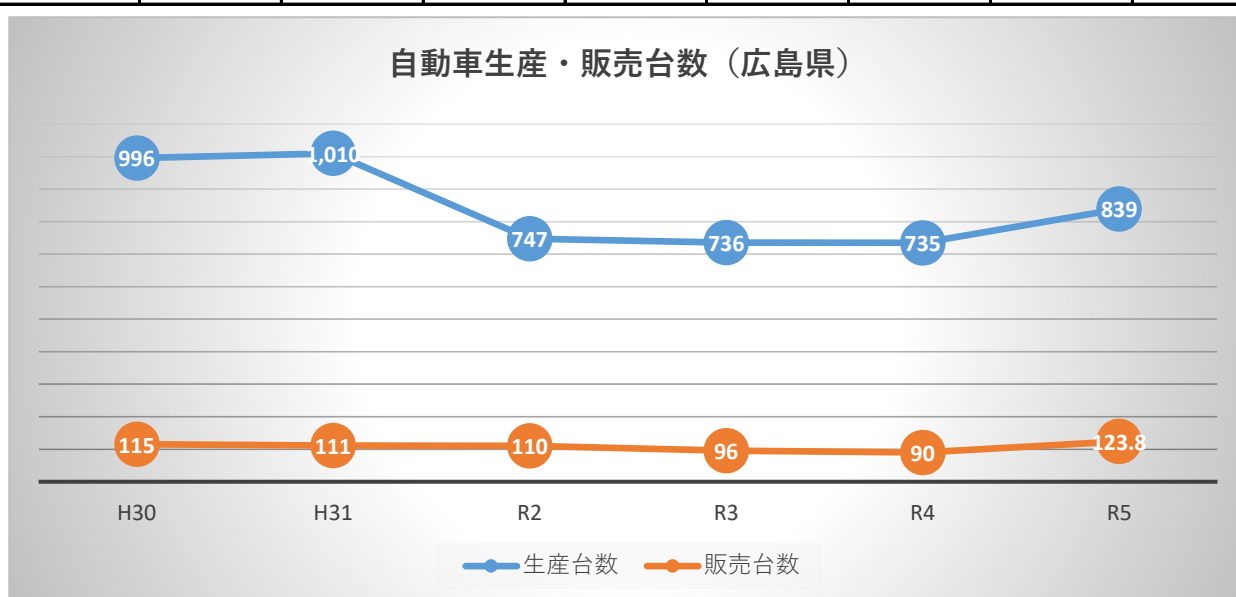
年	全 国				広島県			
	倒産件数		負債総額		倒産件数		負債総額	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比
令和元年	8,383	1.8	1,423,238	▲ 4.2	157	0.6	24,846	0.6
令和2年	7,773	▲ 7.3	1,220,046	▲ 14.3	167	6.4	28,047	6.4
令和3年	6,030	▲ 22.4	1,150,703	▲ 5.7	96	▲ 42.5	14,711	▲ 42.5
令和4年	6,428	6.6	2,331,443	102.6	106	10.4	32,755	10.4
令和5年	8,690	35.2	2,402,645	3.0	157	48.1	18,956	28.0



資料出所：東京商工リサーチ

自動車生産・乗用車新車販売台数

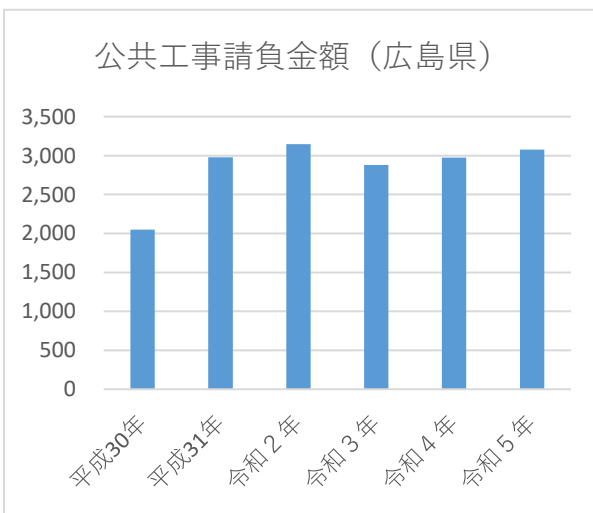
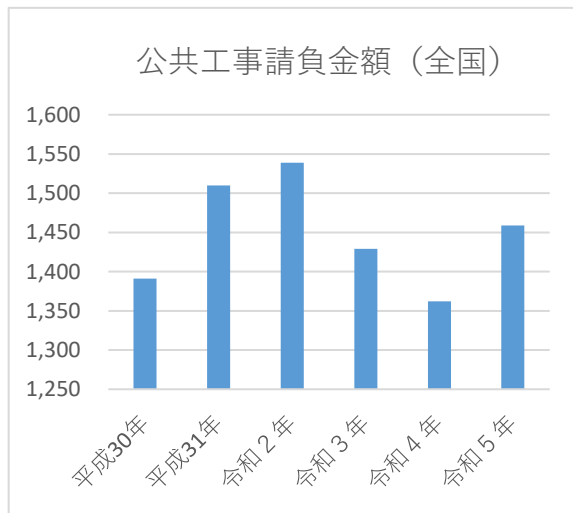
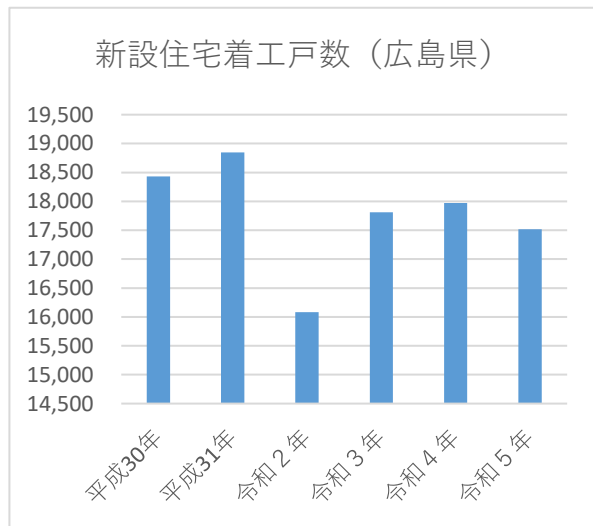
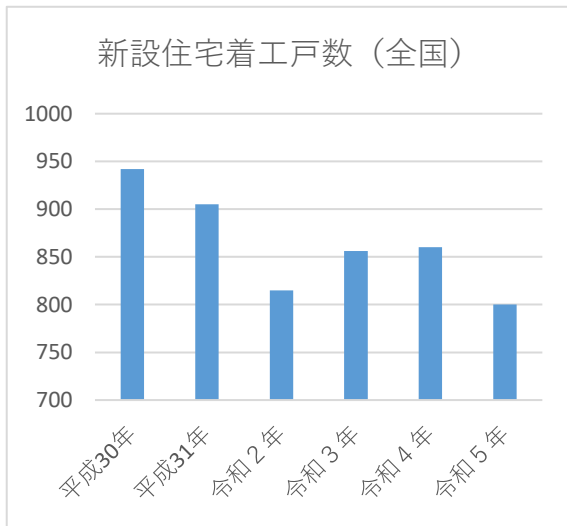
年	自動車生産台数 (広島県はマツダ)				乗用車新車販売台数 (含む軽自動車)			
	全国		広島県		全国		広島県	
	千台	前年比	千台	前年比	千台	前年比	千台	前年比
平成30年	9,729	0.5	996	2.6	4,391	0.1	114.8	2.2
平成31年 (令和元年)	9,686	▲ 0.5	1,010	1.4	4,301	▲ 2.1	110.6	▲ 3.6
令和2年	8,068	▲ 16.7	747	▲ 26.1	4,598	▲ 11.5	109.6	▲ 0.9
令和3年	7,874	▲ 2.7	736	▲ 1.5	4,448	▲ 3.3	96.0	▲ 4.2
令和4年	7,835	▲ 0.4	735	▲ 0.1	4,201	▲ 5.6	90.1	▲ 6.2
令和5年	8,998	14.8	839	14.1	4,779	13.7	123.8	37.4



資料出所：日本自動車工業会、広島県商工労働局、マツダHP、自販連・軽自動車協会連合会、中国運輸局

新設住宅着工戸数・公共工事請負金額

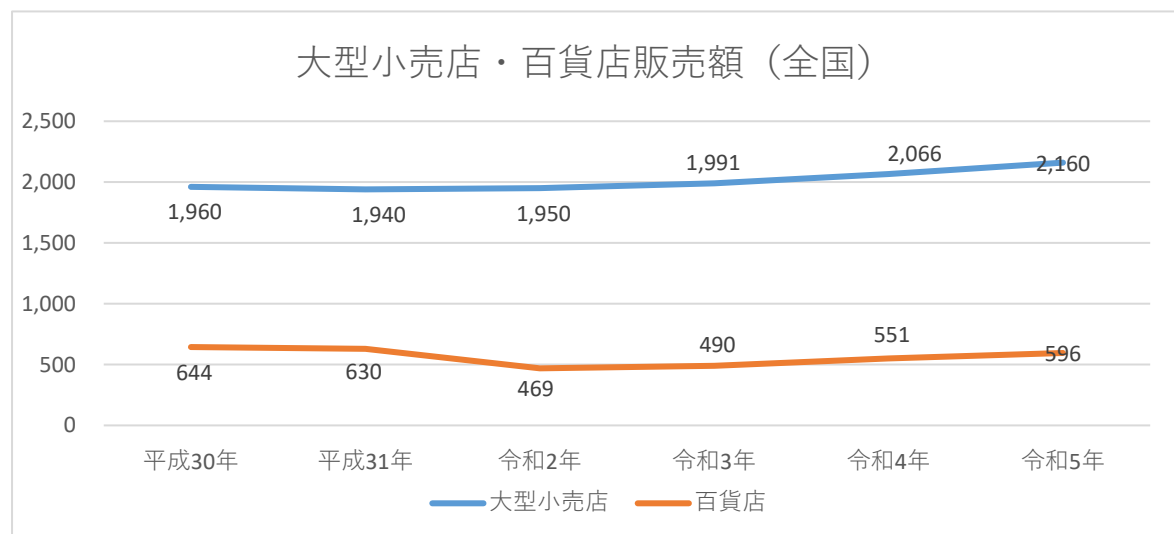
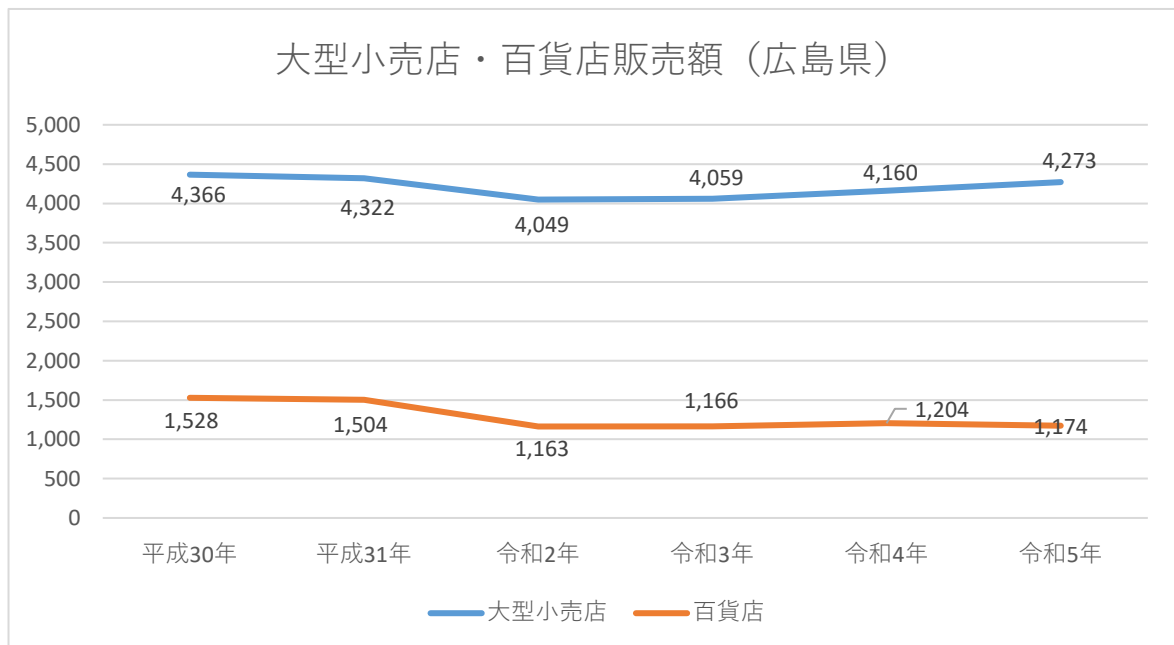
年	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額			
	全 国		広島県		全 国		広島県	
	千戸	前年比	戸	前年比	金額	前年比	金額	前年比
平成30年	942	▲ 2.3	18,434	▲ 12.0	1,391	▲ 3.2	2,049	3.5
平成31年 (令和元年)	905	▲ 4.0	18,845	2.2	1,510	8.6	2,978	45.3
令和2年	815	▲ 9.9	16,080	▲ 14.8	1,539	1.9	3,148	5.7
令和3年	856	5.0	17,809	11.0	1,429	▲ 7.1	2,881	▲ 8.5
令和4年	860	0.4	17,973	0.9	1,362	▲ 4.7	2,974	3.4
令和5年	800	▲ 7.0	17,515	▲ 2.5	1,459	7.1	3,076	3.4



資料出所：国土交通省（e-Stat）、西日本建設業保証口

大型小売店・百貨店販売額

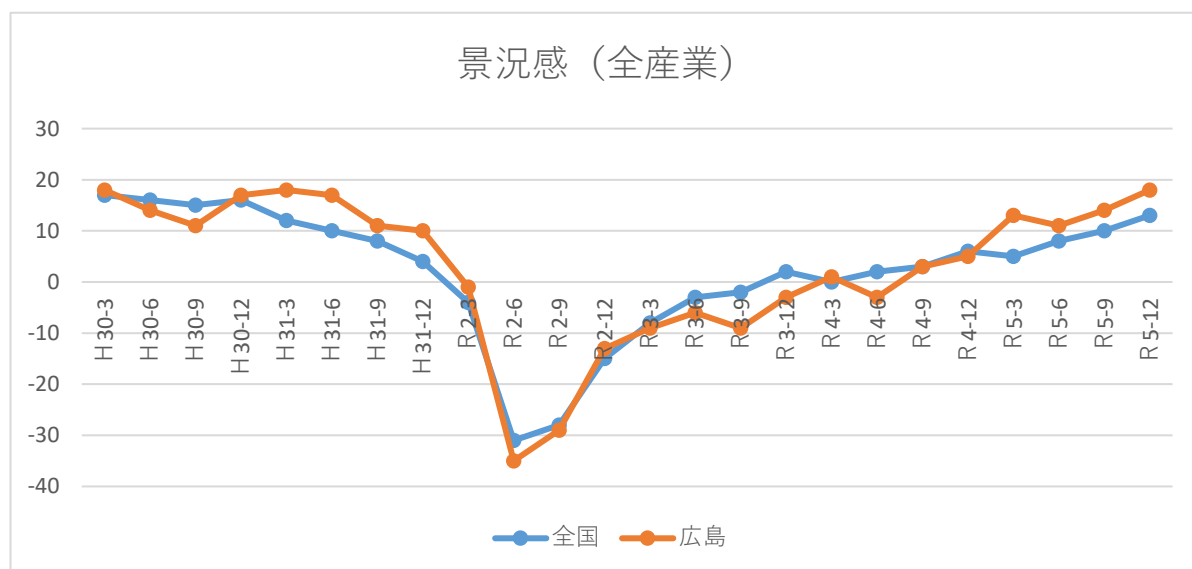
年	大型小売店販売額				百貨店販売額			
	金額：全国（百億円）		広島県（億円）		金額：全国（百億円）		広島県（億円）	
	全国	前年比	広島県	前年比	全国	前年比	広島県	前年比
平成30年	1,960	0.0	4,366	0.0	644	▲ 1.7	1,528	▲ 3.5
平成31年 (令和元年)	1,940	▲ 1.1	4,322	▲ 1.0	630	▲ 2.3	1,504	▲ 1.6
令和2年	1,950	▲ 5.4	4,049	▲ 6.9	469	▲ 25.5	1,163	▲ 22.7
令和3年	1,991	0.9	4,059	0.1	490	4.5	1,166	0.3
令和4年	2,066	3.8	4,160	2.5	551	12.3	1,204	3.3
令和5年	2,160	4.5	4,273	2.7	596	8.2	1,174	▲ 2.5



資料出所：商業動態統計月報（広島県）

業況判断D. I. (%ポイント) の推移

調査期		全 国			広 島 県		
		全産業	製造業	非製造業	全産業	製造業	非製造業
平成30年	1-3期	17	18	15	18	16	19
	4-6期	16	17	15	14	15	13
	7-9期	15	16	14	11	7	15
	10-12期	16	16	15	17	17	16
平成31年 (令和元年)	1-3期	12	7	15	18	11	25
	4-6期	10	3	14	17	9	23
	7-9期	8	▲ 1	14	11	3	20
	10-12期	4	▲ 4	11	10	6	14
令和 2 年	1-3期	▲ 4	▲ 12	1	▲ 1	▲ 8	▲ 5
	4-6期	▲ 31	▲ 39	▲ 25	▲ 35	▲ 45	▲ 25
	7-9期	▲ 28	▲ 37	▲ 21	▲ 29	▲ 34	▲ 24
	10-12期	▲ 15	▲ 20	▲ 11	▲ 13	▲ 16	▲ 10
令和 3 年	1-3期	▲ 8	▲ 6	▲ 9	▲ 9	▲ 14	▲ 5
	4-6期	▲ 3	2	7	▲ 6	▲ 7	▲ 4
	7-9期	▲ 2	5	▲ 7	▲ 9	▲ 9	▲ 10
	10-12期	2	6	0	▲ 3	▲ 6	0
令和 4 年	1-3期	0	2	▲ 2	1	5	▲ 4
	4-6期	2	1	4	▲ 3	▲ 9	3
	7-9期	3	0	5	3	5	1
	10-12期	6	2	10	5	2	7
令和 5 年	1-3期	5	▲ 4	12	13	5	19
	4-6期	8	▲ 1	14	11	4	18
	7-9期	10	0	16	14	11	18
	10-12期	13	5	18	18	17	18



資料出所：日本銀行広島支店「企業短期経済観測調査」



法人企業景気予測調査

(令和6年4～6月期調査)

【中国地方の概要】

(附 広島県の概要)

令和6年6月13日

財務省 中国財務局



ざいちゅう

目次	ページ
調査の要領 -----	1
1. 景況 -----	2
2. 売上高 -----	5
3. 経常利益 -----	6
4. 設備投資 -----	7
5. 雇用 -----	8
6. 参考資料 -----	10
附 広島県の概要 -----	11

【調査の要領】

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域の経済情勢をよりの確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料とすることを目的に統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査対象の範囲

資本金、出資金又は基金（以下「資本金」という。）1千万円以上（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は1億円以上）の法人

3. 調査時点

令和6年5月15日

4. 調査対象期間

(1) 判断調査・・・ 次の3期について、それぞれ直前の四半期との比較又は期末判断を調査した。

令和6年4～6月（又は6月末）の現状（見込み）

令和6年7～9月（又は9月末）の見通し

令和6年10～12月（又は12月末）の見通し

(2) 計数調査・・・ 令和5年度の実績、令和6年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回収状況

区 分	製 造 業			非 製 造 業			合 計		
	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)
大 企 業	56	54	96.4	76	75	98.7	132	129	97.7
中堅企業	74	73	98.6	121	119	98.3	195	192	98.5
中小企業	148	143	96.6	286	266	93.0	434	409	94.2
合 計	278	270	97.1	483	460	95.2	761	730	95.9

(注1)・大企業：資本金10億円以上

・中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

・中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

(注2) 回答企業数は一部の調査項目のみを回答した企業を含む。このため、各調査項目により回答企業数は異なる。

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. 調査方法

調査票による郵送又はオンライン調査（自計記入による）。

【参考】

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）の計算方法

〔例〕「景況判断」の場合

前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比：40.0%

「不変」と回答した企業の構成比：25.0%

「下降」と回答した企業の構成比：30.0%

「不明」と回答した企業の構成比：5.0%

景況判断BSI = (「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%)

－ (「下降」と回答した企業の構成比 30.0%)

= 10.0%ポイント (「上昇」超)

1. 景況（回答企業数730社）

(1) 現状判断

現状（令和6年4～6月期）の景況判断BSIは、▲5.6%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

業種別にみると、製造業は▲10.7%ポイント、非製造業は▲2.6%ポイントといずれも「下降」超幅が縮小している。

規模別にみると、大企業は▲4.7%ポイント、中堅企業は▲4.7%ポイントと「下降」超幅が拡大し、中小企業は▲6.4%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

(2) 先行き見通し

翌期（令和6年7～9月期）は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

業種別にみると、製造業、非製造業のいずれも「上昇」超に転じる見通しとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも「上昇」超に転じる見通しとなっている。

翌々期（令和6年10～12月期）は「上昇」超の見通しとなっている。

景況判断BSI（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」－「下降」社数構成比）

（単位：%ポイント）

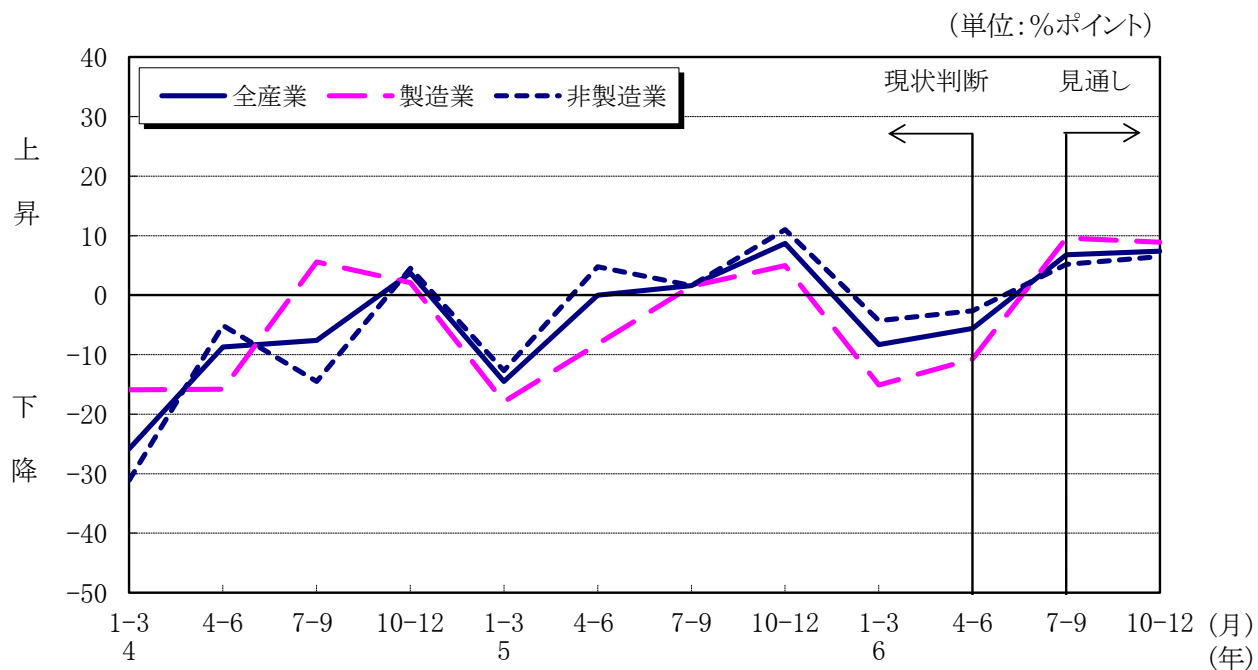
	6年1～3月 前回調査	6年4～6月 現状判断	6年7～9月 見通し	6年10～12月 見通し
全産業	▲ 8.3	▲ 5.6 (0.3)	6.8 (2.6)	7.4
製造業	▲ 15.1	▲ 10.7 (▲ 2.3)	9.6 (3.1)	8.9
非製造業	▲ 4.3	▲ 2.6 (1.8)	5.2 (2.3)	6.5
大企業	▲ 3.1	▲ 4.7 (▲ 3.1)	9.3 (4.7)	14.0
製造業	▲ 7.1	▲ 5.6 (▲ 8.9)	22.2 (10.7)	25.9
非製造業	0.0	▲ 4.0 (1.4)	0.0 (0.0)	5.3
中堅企業	▲ 1.7	▲ 4.7 (0.0)	10.9 (2.2)	3.6
製造業	▲ 12.5	▲ 4.1 (▲ 2.8)	17.8 (1.4)	1.4
非製造業	5.5	▲ 5.0 (1.8)	6.7 (2.8)	5.0
中小企業	▲ 13.1	▲ 6.4 (1.5)	4.2 (2.1)	7.1
製造業	▲ 19.8	▲ 16.1 (0.8)	0.7 (0.8)	6.3
非製造業	▲ 9.7	▲ 1.1 (1.9)	6.0 (2.7)	7.5

（注）（ ）書は、前回（令和6年1～3月期）調査時の見通し

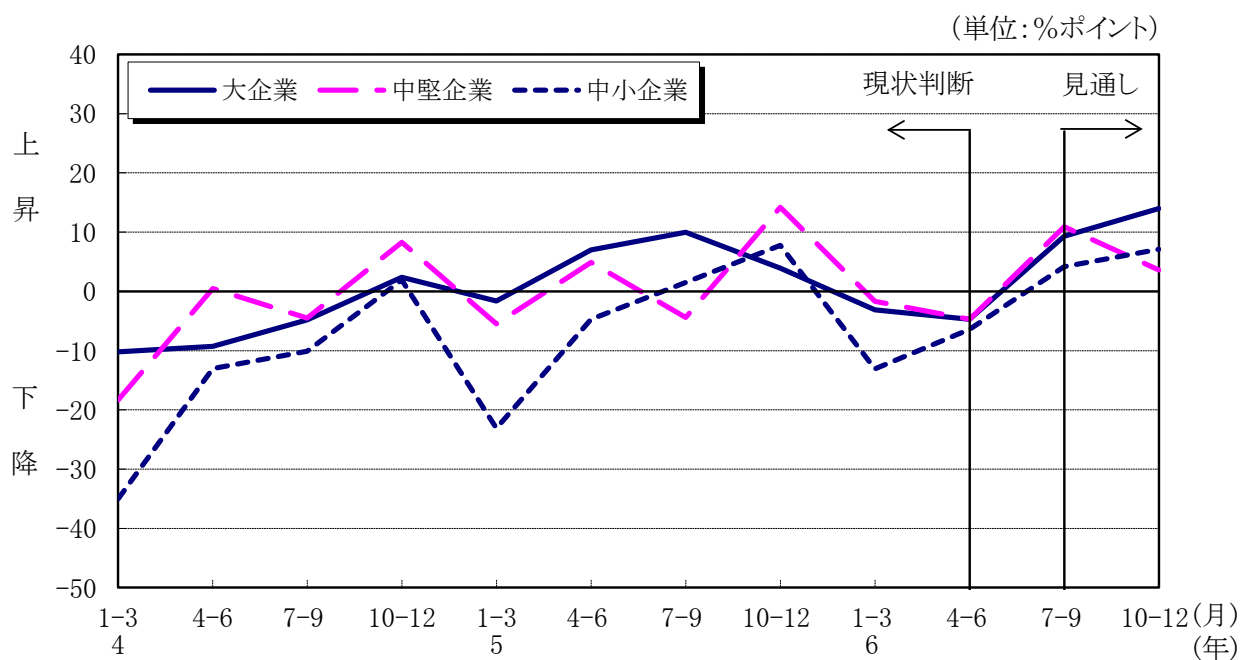
【景況判断 BSI の推移 (原数値)】

(BSI : 前期比判断「上昇」 - 「下降」社数構成比)

(1) 業種別



(2) 規模別



業種別景況判断BSI(原数値)

(BSI:前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

〔 製造業 〕	6年 1~3 (a)	6年 4~6 (b)	前期差 (b)-(a)	6年 7~9	6年 10~12	〔 非製造業 〕	6年 1~3 (a)	6年 4~6 (b)	前期差 (b)-(a)	6年 7~9	6年 10~12
食 料 品	▲ 17.9	29.6	47.5	18.5	18.5	農林水産	▲ 9.1	▲ 12.5	▲ 3.4	▲ 12.5	12.5
繊維工業	▲ 20.0	▲ 54.5	▲ 34.5	9.1	27.3	鉱業、採石、 砂利採取	▲ 14.3	▲ 28.6	▲ 14.3	0.0	14.3
木材・木製品	▲ 33.3	▲ 46.7	▲ 13.4	▲ 13.3	▲ 13.3	建 設	9.5	▲ 13.9	▲ 23.4	6.3	▲ 3.8
パルプ・紙・ 紙加工品	▲ 22.2	0.0	22.2	0.0	20.0	電気・ガス・ 水道	▲ 14.3	▲ 14.3	0.0	0.0	0.0
化学工業	▲ 10.5	10.0	20.5	15.0	20.0	情報通信	10.5	▲ 35.0	▲ 45.5	5.0	5.0
石油製品・ 石炭製品	▲ 11.1	▲ 22.2	▲ 11.1	0.0	11.1	運輸、郵便	▲ 7.0	9.3	16.3	0.0	11.6
窯業・土石	▲ 7.7	▲ 15.4	▲ 7.7	▲ 7.7	▲ 7.7	卸 売	▲ 28.9	▲ 11.1	17.8	8.9	22.2
鉄 鋼	▲ 33.3	0.0	33.3	0.0	▲ 6.3	小 売	▲ 11.8	▲ 9.4	2.4	1.9	5.7
非鉄金属	▲ 33.3	0.0	33.3	40.0	0.0	不 動 産	14.3	17.1	2.8	14.6	4.9
金属製品	▲ 15.4	▲ 29.4	▲ 14.0	5.9	29.4	リ ー ス	14.3	▲ 50.0	▲ 64.3	▲ 10.0	▲ 10.0
はん用機械	0.0	0.0	0.0	▲ 20.0	▲ 20.0	その他の物品賃貸	20.0	▲ 20.0	▲ 40.0	▲ 20.0	▲ 20.0
生産用機械	7.4	▲ 32.1	▲ 39.5	21.4	21.4	サービス	▲ 13.3	14.6	27.9	10.7	11.7
業務用機械	0.0	▲ 25.0	▲ 25.0	0.0	▲ 25.0	宿泊、飲食 サービス	▲ 25.9	46.7	72.6	23.3	23.3
電気機械	▲ 22.2	▲ 16.7	5.5	8.3	8.3	生活関連 サービス	▲ 14.3	40.0	54.3	0.0	20.0
情報通信機械	▲ 18.8	▲ 11.8	7.0	11.8	▲ 5.9	娯 楽	0.0	55.6	55.6	0.0	33.3
自動車・同 附属品	▲ 40.9	▲ 17.4	23.5	34.8	13.0	学術研究、 専門・技術 サービス	▲ 4.0	▲ 3.2	0.8	0.0	0.0
その他の輸 送用機械	12.5	0.0	▲ 12.5	5.6	11.1	医療、教育	0.0	▲ 50.0	▲ 50.0	0.0	0.0
その他製造	▲ 9.5	5.0	14.5	0.0	▲ 5.0	職業紹介・ 労働者派遣	▲ 100.0	▲ 100.0	0.0	100.0	50.0
製造業計	▲ 15.1	▲ 10.7	4.4	9.6	8.9	その他の サービス	▲ 11.5	▲ 4.5	7.0	9.1	0.0
						金融、保険	7.9	0.0	▲ 7.9	▲ 2.6	0.0
						非製造業計	▲ 4.3	▲ 2.6	1.7	5.2	6.5

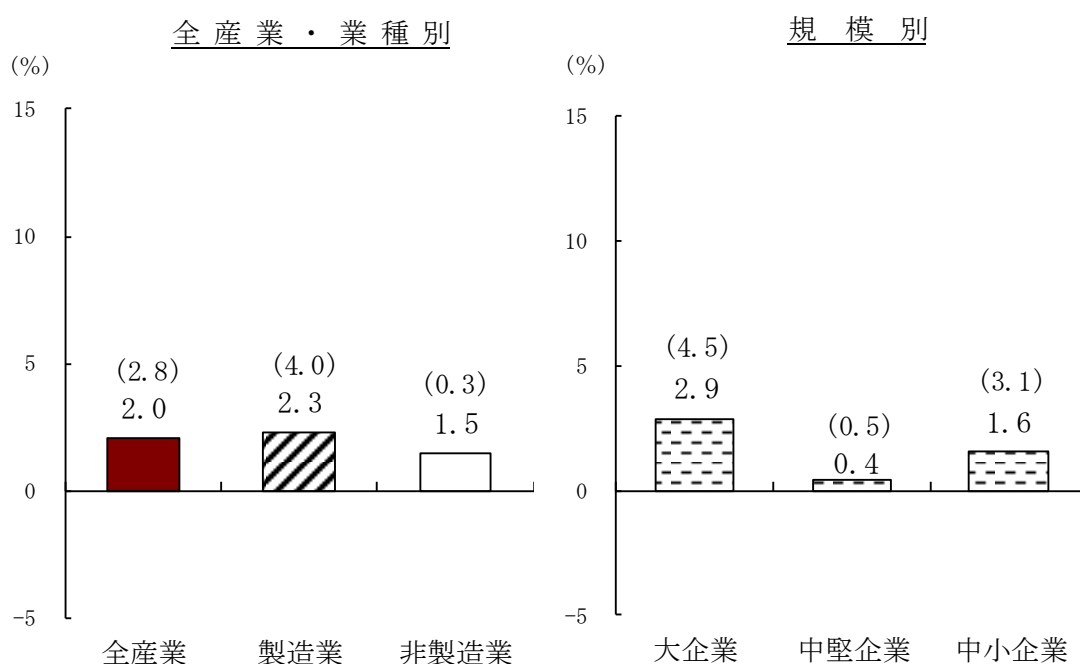
2. 売上高（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

令和6年度（回答企業者数497社）の売上高は、前年度比2.0%の増収見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、自動車、情報通信機械などで減収となるものの、化学、生産用機械などで増収となることから、全体としては2.3%の増収見込みとなっている。非製造業は、建設、その他のサービスなどで減収となるものの、小売、運輸、郵便などで増収となることから、全体としては1.5%の増収見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも増収見込みとなっている。

【売上高(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)】



(注) 1. 前年度比

2. () 書は前回(令和6年1～3月期)調査結果

《参考》 (前年度比、単位:%)

	令和6年度		
		製造業	非製造業
合計	[▲ 0.7] 2.0	2.3	[▲ 4.5] 1.5
大企業	[▲ 1.4] 2.9	3.3	[▲ 6.5] 1.7
中堅企業	[0.4] 0.4	0.1	[1.1] 1.1
中小企業	1.6	1.8	1.2

[] 書は、金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

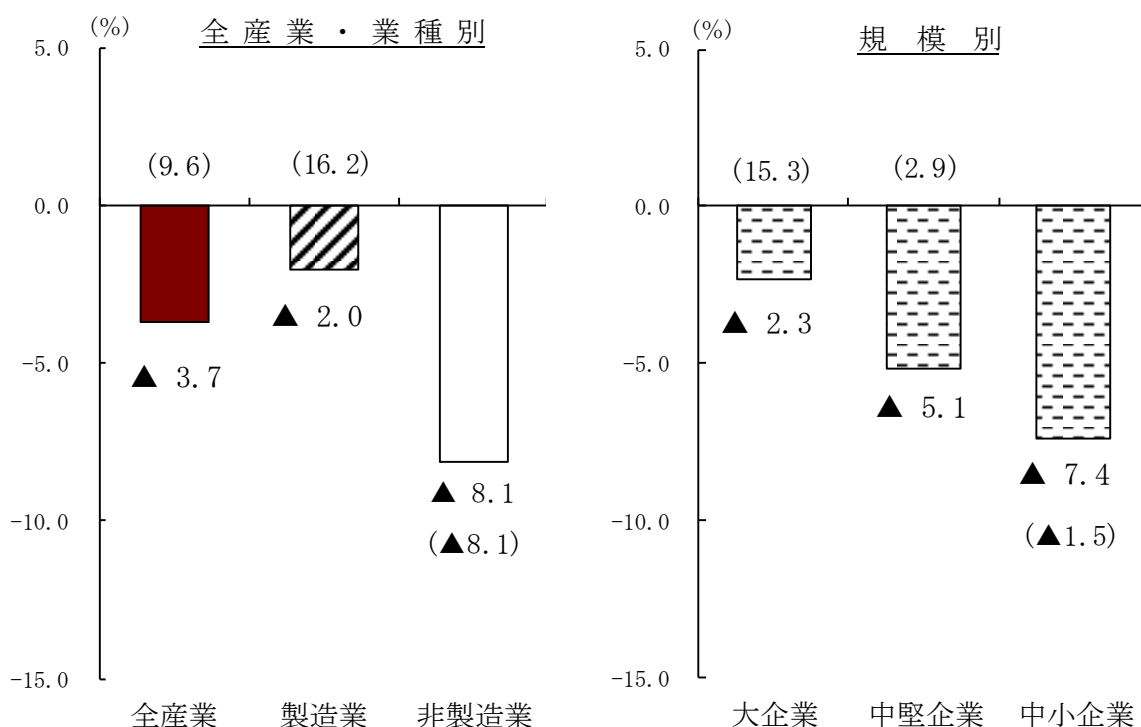
3. 経常利益（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

令和6年度（回答企業数490社）の経常利益は、前年度比▲3.7%の減益見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、化学、その他の製造などで増益となるものの、生産用機械、その他の輸送用機械などで減益となることから、全体としては▲2.0%の減益見込みとなっている。非製造業は、小売、宿泊・飲食サービスなどで増益となるものの、学術研究、専門・技術サービス、運輸、郵便などで減益となることから、全体としては▲8.1%の減益見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも減益見込みとなっている。

【経常利益(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)】



(注) 1. 前年度比

2. () 書は前回(令和6年1~3月期)調査結果

《参考》 (前年度比、単位:%)

	令和6年度	
	製造業	非製造業
合計	[▲9.8] ▲3.7	[▲15.6] ▲8.1
大企業	[▲11.1] ▲2.3	[▲15.6] ▲4.7
中堅企業	[▲5.5] ▲5.1	[▲17.6] ▲16.9
中小企業	▲7.4	▲13.9

() 書は、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

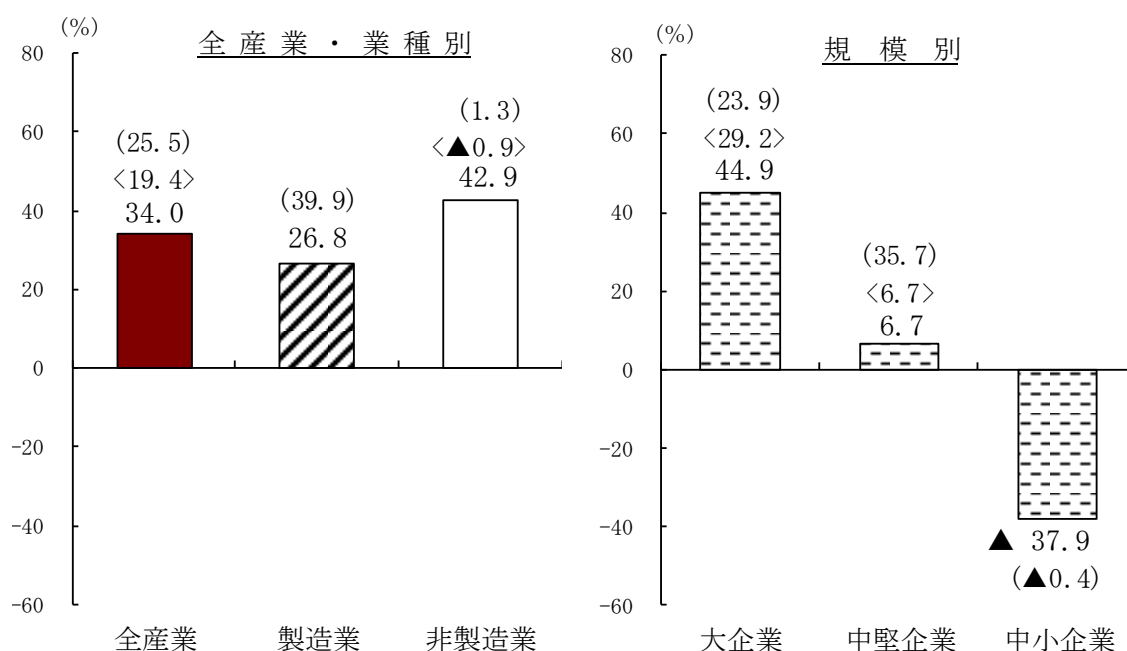
4. 設備投資

令和6年度（回答企業数543社）の設備投資計画は、前年度比34.0%の増加見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、情報通信機械などで減少するものの、化学、自動車などで増加することから、全体としては26.8%の増加見込みとなっている。非製造業は、農林水産などで減少するものの、電気・ガス・水道、小売などで増加することから、全体としては42.9%の増加見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業は増加見込みとなっており、中小企業は減少見込みとなっている。

【設備投資】



(注) 1. 前年度比

2. 計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

3. < >書は、電気・ガス・水道業を除く

4. ()書は、前回(令和6年1~3月期)調査結果(電気・ガス・水道業を含む)

《参考》

(前年度比、単位:%)

	令和6年度		
	前年度比	製造業	非製造業
合計	< 19.4 > 34.0	26.8	< ▲ 0.9 > 42.9
大企業	< 29.2 > 44.9	37.2	< 3.1 > 53.4
中堅企業	< 6.7 > 6.7	6.7	< 6.7 > 6.7
中小企業	▲ 37.9	▲ 36.4	▲ 39.9

(注) 1. 計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

2. < >書は、電気・ガス・水道業を除く

5. 雇 用（回答企業数692社）

(1) 現状判断

現状（令和6年6月末）の従業員数判断BSIは、31.1%ポイントと前期（令和6年3月末）に比べ「不足気味」超幅が縮小している。

業種別にみると、製造業は20.1%ポイント、非製造業は37.9%ポイントと「不足気味」超幅が縮小している。

規模別にみると、大企業は20.0%ポイント、中堅企業は34.6%ポイント、中小企業は33.0%ポイントといずれも「不足気味」超幅が縮小している。

(2) 先行き見通し

翌期（令和6年9月末）は、「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

業種別にみると、製造業は「不足気味」超幅が拡大し、非製造業は「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

翌々期（令和6年12月末）は、「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断BSI(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位：%ポイント)

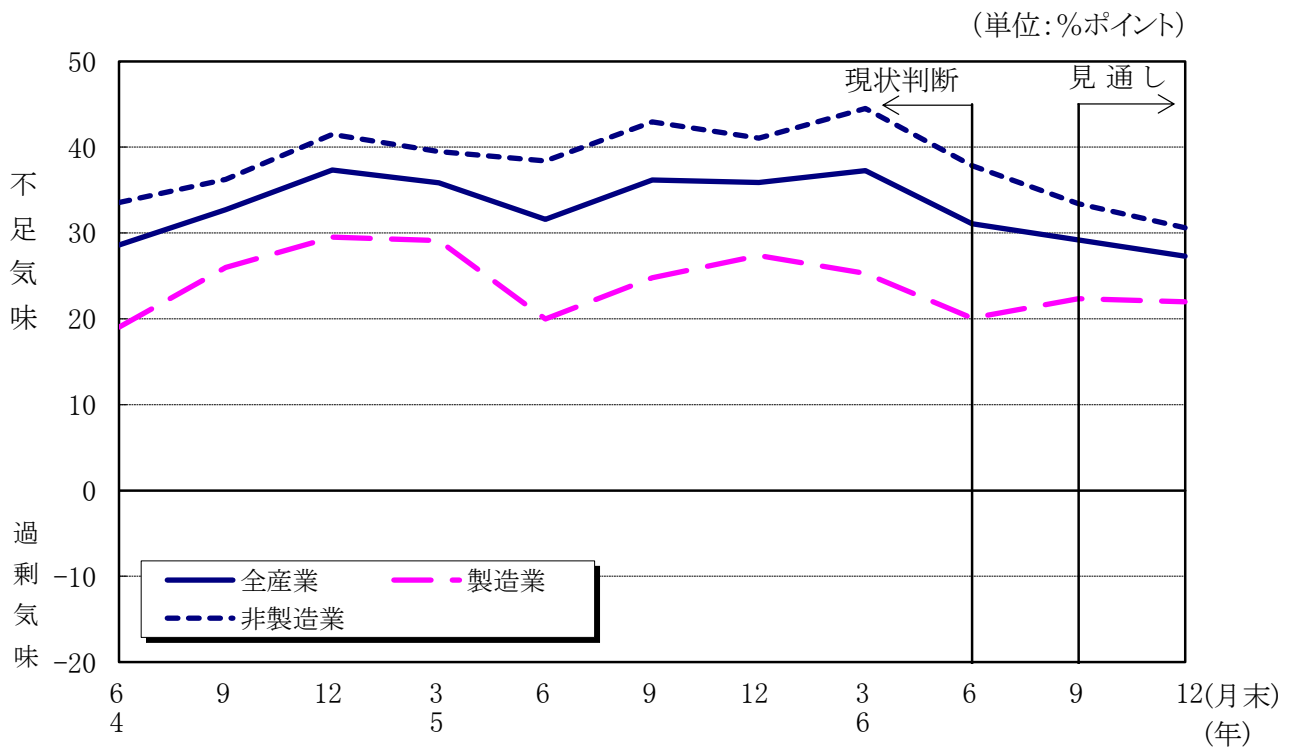
	6年3月末 前回調査	6年6月末 現状判断	6年9月末 見通し	6年12月末 見通し
全 産 業	37.3	31.1 (30.7)	29.2 (28.5)	27.3
製造業	25.3	20.1 (19.8)	22.3 (19.8)	22.0
非製造業	44.5	37.9 (37.3)	33.4 (33.7)	30.6
大 企 業	25.4	20.0 (15.9)	17.6 (14.3)	16.0
製造業	18.2	15.1 (9.1)	13.2 (10.9)	17.0
非製造業	31.0	23.6 (21.1)	20.8 (16.9)	15.3
中 堅 企 業	36.0	34.6 (28.6)	30.3 (25.7)	26.5
製造業	26.8	18.1 (21.1)	19.4 (18.3)	16.7
非製造業	42.3	45.1 (33.7)	37.2 (30.8)	32.7
中 小 企 業	41.9	33.0 (36.8)	32.5 (34.6)	31.4
製造業	27.6	23.0 (23.6)	27.3 (24.4)	26.6
非製造業	49.4	38.7 (43.6)	35.4 (39.9)	34.2

(注) () 書は前回（令和6年1～3月期）調査時の見通し

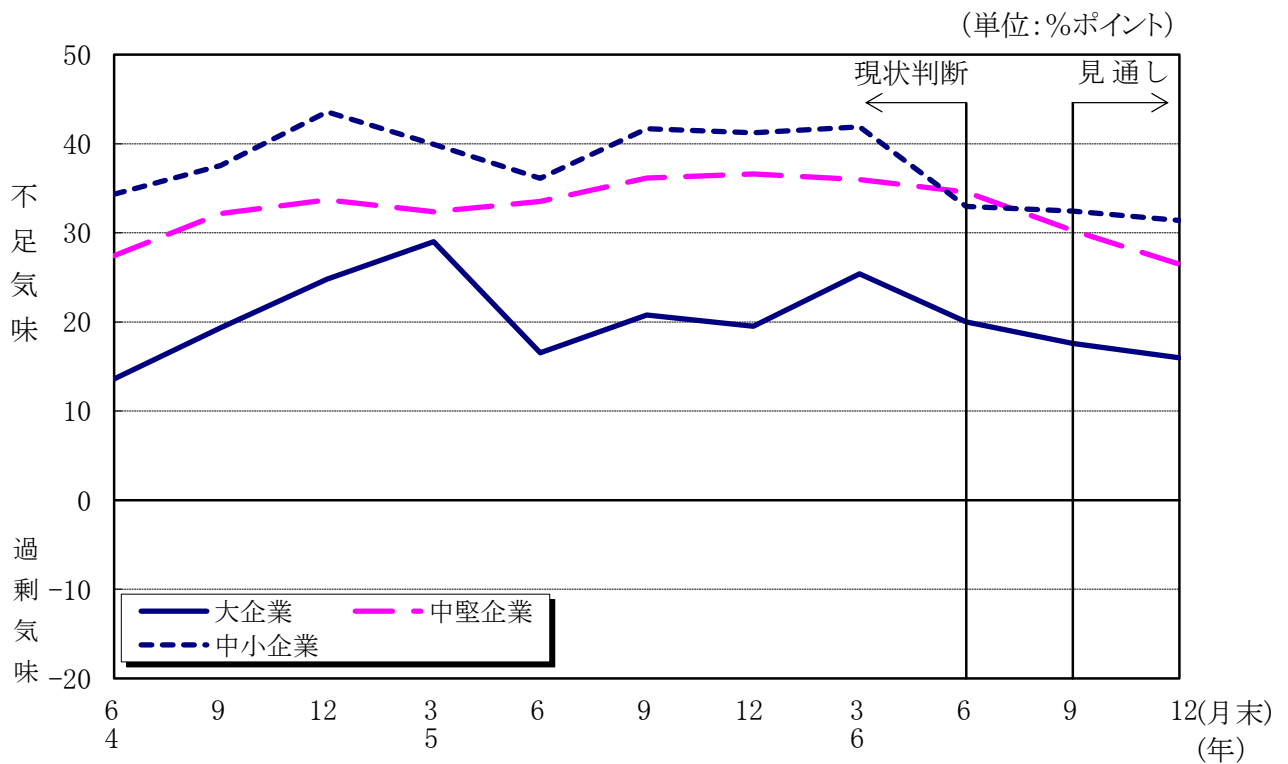
【従業員数判断 BSI の推移（臨時・パート含む）（原数値）】

（BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比）

(1) 業種別



(2) 規模別



6. 参考資料

1. 判断調査BSI表(原数値) (回答企業数 各社の景況730社、国内の景況573社、生産・販売などのための設備568社、従業員数692社)

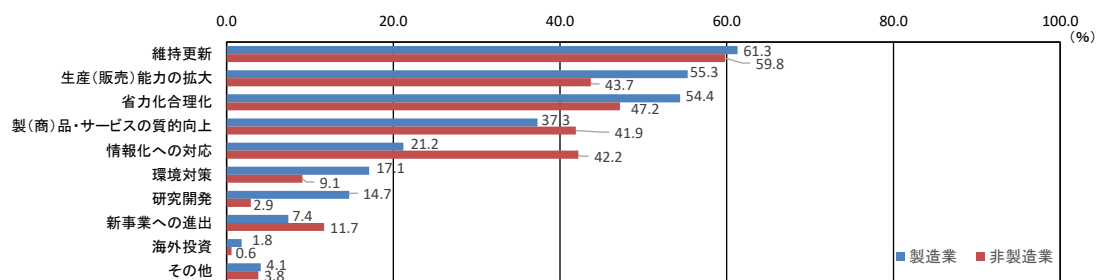
(単位:%ポイント)

		全 産 業			製 造 業			非 製 造 業		
		6年 4~6	6年 7~9	6年 10~12	6年 4~6	6年 7~9	6年 10~12	6年 4~6	6年 7~9	6年 10~12
① 各社の景況 (「上昇」-「下降」)	大企業	▲ 4.7	9.3	14.0	▲ 5.6	22.2	25.9	▲ 4.0	0.0	5.3
	中堅企業	▲ 4.7	10.9	3.6	▲ 4.1	17.8	1.4	▲ 5.0	6.7	5.0
	中小企業	▲ 6.4	4.2	7.1	▲ 16.1	0.7	6.3	▲ 1.1	6.0	7.5
	全規模合計	▲ 5.6	6.8	7.4	▲ 10.7	9.6	8.9	▲ 2.6	5.2	6.5
② 国内の景況 (「上昇」-「下降」)	大企業	1.7	9.4	9.4	2.0	11.8	11.8	1.5	7.6	7.6
	中堅企業	0.6	10.9	3.6	▲ 3.1	17.2	6.3	3.0	6.9	2.0
	中小企業	▲ 10.7	▲ 3.1	2.4	▲ 13.2	▲ 1.9	▲ 0.9	▲ 9.2	▲ 3.8	4.3
	全規模合計	▲ 4.9	3.5	4.2	▲ 6.8	6.8	4.1	▲ 3.7	1.4	4.3
③ ※ 生産・販売などのための設備 (「不足」-「過大」)	大企業	▲ 0.9	▲ 0.9	0.0	▲ 1.9	▲ 1.9	1.9	0.0	0.0	▲ 1.6
	中堅企業	2.4	1.2	0.6	▲ 1.6	▲ 3.1	▲ 3.1	5.0	4.0	3.0
	中小企業	7.3	5.5	5.5	2.8	2.8	2.8	9.8	7.1	7.1
	全規模合計	4.2	3.0	3.0	0.5	0.0	0.9	6.6	4.9	4.3
④ ※ 従業員数 (「不足気味」-「過剰気味」)	大企業	20.0	17.6	16.0	15.1	13.2	17.0	23.6	20.8	15.3
	中堅企業	34.6	30.3	26.5	18.1	19.4	16.7	45.1	37.2	32.7
	中小企業	33.0	32.5	31.4	23.0	27.3	26.6	38.7	35.4	34.2
	全規模合計	31.1	29.2	27.3	20.1	22.3	22.0	37.9	33.4	30.6

(注)・ BSI(例) 景況 「上昇」と回答した企業の構成比(%) - 「下降」と回答した企業の構成比(%)

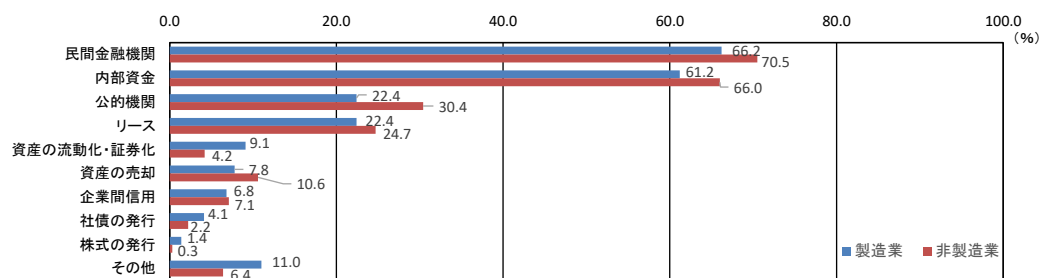
・ ※は期末判断項目

2. 今年度における設備投資のスタンス(回答企業数558社)



※10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比

3. 今年度における資金調達方法(回答企業数531社)



※10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比

【 広島県の概要 】

1. 調査対象企業数及び回収状況

区 分	製 造 業			非 製 造 業			合 計		
	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)
大 企 業	24	23	95.8	38	37	97.4	62	60	96.8
中 堅 企 業	28	27	96.4	34	33	97.1	62	60	96.8
中 小 企 業	52	47	90.4	98	87	88.8	150	134	89.3
合 計	104	97	93.3	170	157	92.4	274	254	92.7

- (注1) ・大企業：資本金10億円以上
 ・中堅企業：資本金1億円以上10億円未満
 ・中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

(注2) 回答企業数は一部の調査項目のみを回答した企業を含む。このため、各調査項目により回答企業数は異なる。

2. 判断調査BSI表（原数値）（回答企業数 景況254社、従業員数236社）（単位：%ポイント）

		全 産 業				製 造 業				非 製 造 業			
		6年 1～3	4～6	7～9	10～12	6年 1～3	4～6	7～9	10～12	6年 1～3	4～6	7～9	10～12
① 景 況 (「上昇」-「下降」)	全 規 模	▲ 7.7	▲ 8.3	8.3	9.8	▲ 13.4	▲ 8.2	11.3	9.3	▲ 4.6	▲ 8.3	6.4	10.2
	大 企 業	1.6	▲ 6.7	6.7	15.0	▲ 8.0	▲ 13.0	21.7	26.1	8.1	▲ 2.7	▲ 2.7	8.1
	中 堅 企 業	0.0	▲ 13.3	18.3	6.7	▲ 8.3	▲ 7.4	18.5	7.4	6.1	▲ 18.2	18.2	6.1
	中 小 企 業	▲ 16.5	▲ 6.7	4.5	9.0	▲ 21.2	▲ 6.4	2.1	2.1	▲ 14.6	▲ 6.9	5.7	12.6
② ※ 従 業 員 数 (「不足気味」-「過剰気味」)	全 規 模	33.9	29.7	29.7	25.0	24.4	23.4	24.5	20.2	39.3	33.8	33.1	28.2
	大 企 業	29.0	19.3	17.5	14.0	24.0	13.0	13.0	17.4	32.4	23.5	20.6	11.8
	中 堅 企 業	44.6	36.8	35.1	28.1	50.0	30.8	30.8	19.2	40.6	41.9	38.7	35.5
	中 小 企 業	31.2	31.1	32.8	28.7	6.1	24.4	26.7	22.2	42.1	35.1	36.4	32.5

(注)・BSI(例) 景況 「上昇」と回答した企業の構成比(%) - 「下降」と回答した企業の構成比(%)

- ・ ※は期末判断項目

3. 売上高（回答企業数172社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）
 (前年度比、単位：%)

	令和6年度		
		製造業	非製造業
合計	(▲ 2.9) 2.5	2.9	(▲ 6.5) 1.8
大企業	(▲ 3.8) 2.9	2.8	(▲ 7.2) 3.1
中堅企業	(-) ▲ 0.1	1.8	(-) ▲ 1.8
中小企業	3.8	4.9	▲ 0.5

() 書は金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

4. 経常利益（回答企業数171社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）
 (前年度比、単位：%)

	令和6年度		
		製造業	非製造業
合計	(▲ 23.2) ▲ 10.6	▲ 8.5	(▲ 28.6) ▲ 13.3
大企業	(▲ 24.8) ▲ 10.9	▲ 12.7	(▲ 28.4) ▲ 8.7
中堅企業	(-) ▲ 9.8	14.3	(-) ▲ 32.3
中小企業	▲ 8.6	▲ 2.9	▲ 34.1

() 書は電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

5. 設備投資（回答企業数181社）
 (前年度比、単位：%)

	令和6年度		
		製造業	非製造業
合計	(20.8) 45.0	24.8	(11.9) 58.8
大企業	(24.1) 49.3	30.5	(8.7) 61.1
中堅企業	(-) 14.5	1.7	(-) 29.0
中小企業	▲ 46.3	▲ 48.6	▲ 33.8

(注) ・計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む
 ・() 書は電気・ガス・水道業を除く

【お問い合わせ先】
 中国財務局経済調査課
 電話番号 (082) 221-9221(代表)

広島県経済の動向

令和6年5月29日
商工労働局

目 次

I	経済動向の概要	1
1	国内経済の動向	
2	広島県経済の動向	
II	県内主要製造業の生産動向	3
1	鉄鋼	
2	自動車	
3	造船	
4	一般機械	
5	電気機械	
III	中小企業の動向	5
1	概況	
2	景況感・景況感の変化	
3	前月から変化のあった主な業種	
IV	企業倒産状況	7
1	概況	
2	業種別	
3	原因別	
4	今後の見通し	
V	最近の雇用失業情勢	8
1	県内の有効求人・求職の動向	
2	県内の新規求人・求職の動向	
3	県内の人員整理の状況	
4	完全失業率の状況(全国・県内)	

(注)「広島県経済の動向」は、国、その他機関等から発表される各種指標を編集、加工し、とりまとめたものです。

I 経済動向の概要

1 国内経済の動向

(1) 概要

指 標	R6年		
	2月	3月	4月
基調判断	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している		
輸 出	このところ持ち直しの動きに足踏みがみられる	持ち直しの動きに足踏みがみられる	
生 産	持ち直しに向かっていたものの、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、このところ生産活動が低下している		
設備投資	持ち直しに足踏みがみられる	持ち直しの動きがみられる	
雇用情勢	改善の動きがみられる		
個人消費	持ち直しに足踏みがみられる		
住宅建設	弱含んでいる		
企業収益	総じてみれば改善している		

(2) 先行き

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

【内閣府「月例経済報告」（令和6年4月23日公表）】

2 広島県経済の動向

(1) 概要

指 標	R6年		
	2月	3月	4月
基調判断	緩やかに回復している	緩やかな回復基調にある	
輸 出	供給制約の影響が和らぐもとで、 持ち直し基調にある	横ばい圏内の動きとなっている	
生 産	緩やかながら持ち直し基調にある	横ばい圏内の動きとなっている	
設備投資	増加している		
雇用情勢	全体として緩やかに改善している		
個人消費	緩やかに回復している	緩やかな回復基調にある	
住宅投資	弱めの動きとなっている		

(2) 県内の経済の先行き

先行きの景気は、緩やかな回復が続くことが期待されるが、海外経済の動向や物価動向などが県内の経済金融情勢および回復のペースに与える影響を一層注視していく必要がある。

【日本銀行広島支店「広島県の金融経済月報」（令和6年5月10日公表）】

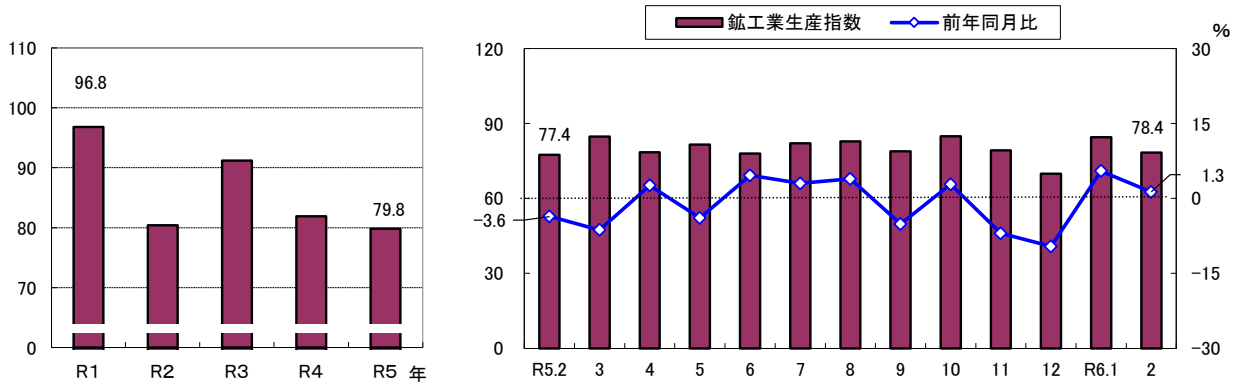
II 県内主要製造業の生産動向

1 鉄鋼(令和6年2月)

2月の鉱工業生産指数(鉄鋼業、原指数、速報値、平成27年=100)は78.4で、前年同月比で1.3%増加となっている。

鉱工業生産指数(鉄鋼業)(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】

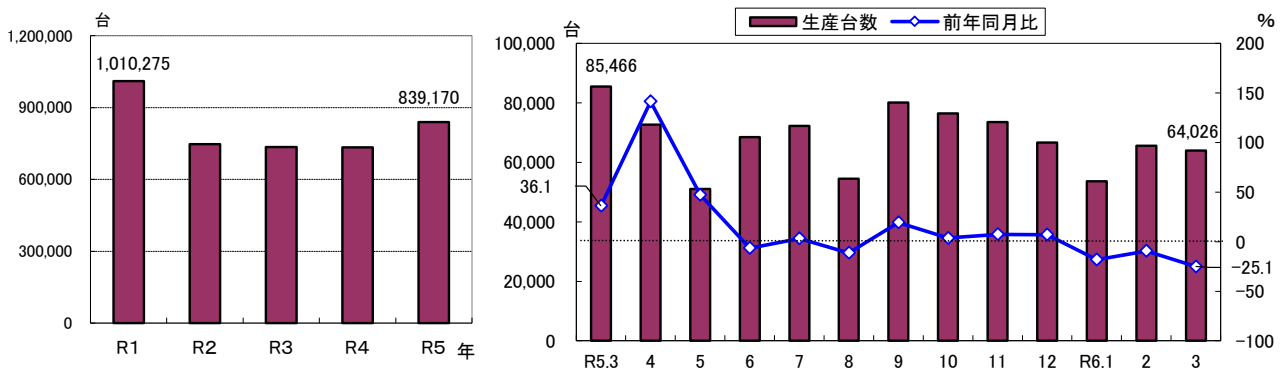


2 自動車(令和6年3月)

3月の国内生産台数は64,026台で、前年同月比で25.1%減少となっている。

自動車生産台数(年別、月別・前年同月比)

【マツダ(株)】

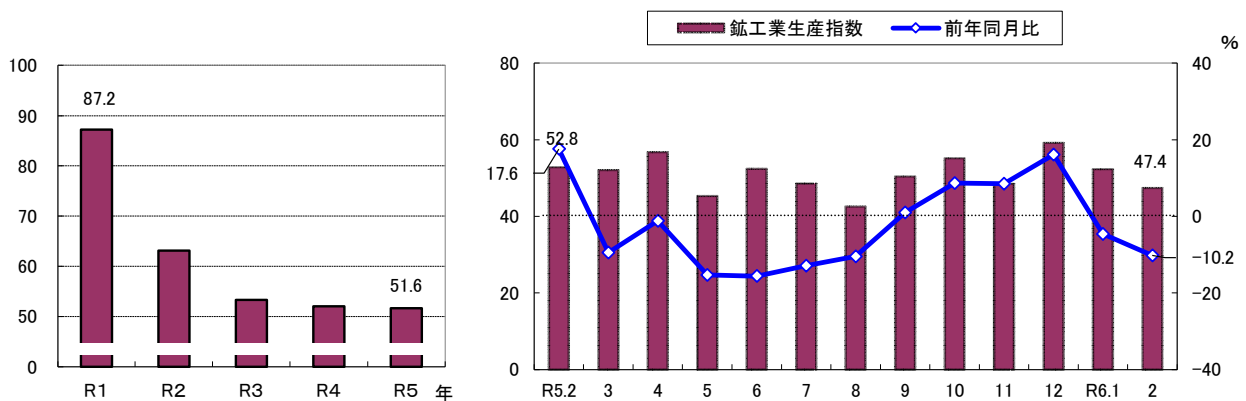


3 造船(令和6年2月)

2月の鉱工業生産指数(造船部門、原指数、速報値、平成27年=100)は47.4で、前年同月比で10.2%減少となっている。

鉱工業生産指数(造船部門)(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】

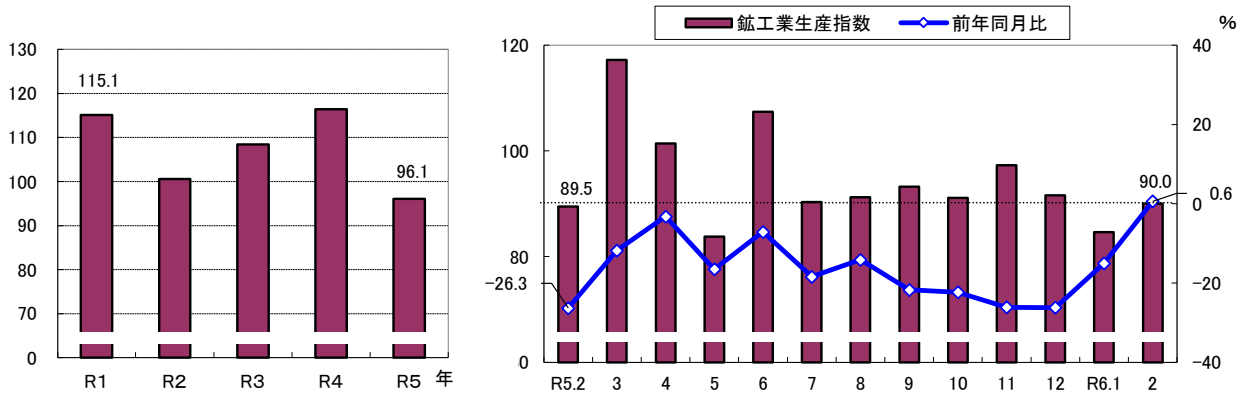


4 一般機械(令和6年2月)

2月の鉱工業生産指数(一般機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年=100)は90.0で、前年同月比で0.6%増加となっている。

鉱工業生産指数(一般機械(総合))(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】

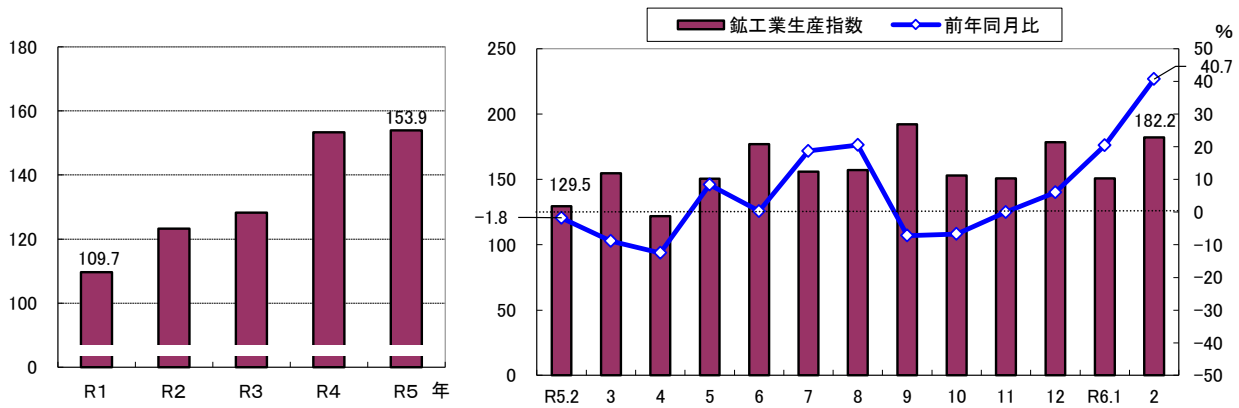


5 電気機械(令和6年2月)

2月の鉱工業生産指数(電気機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年=100)は182.2で、前年同月比40.7%増加となっている。

鉱工業生産指数(電気機械工業(総合))(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】



※令和6年3月の鉱工業生産指数については、5月29日現在公表されていないため、令和6年2月までの指数としている。

Ⅲ 中小企業の動向(令和6年3月)

【広島県中小企業団体中央会（令和6年4月15日時点）】

1 概況

前月に引き続き、一部の業種では売上の増加傾向が見られるが、次月について上昇する見通しを立てている業種はなく、多くの事業者は先行きに不安を感じている様子が窺える。主な要因としては、依然として続く、原材料、燃料代、運賃や人件費などのコスト上昇に伴う収益性の悪化に加え、深刻な人手不足などが挙げられる。また、一部の業種では、円安、物流の2024年問題や、日銀の金融政策の変化による金利上昇等の影響に関する懸念の声も挙がっており、今後も動向を注視していく必要がある。

自動車関連業種では、3月の国内自動車販売台数は前年同月比▲21.1%と3ヶ月連続で減少。マツダ車は▲34.6%と減少した。

また、木材業界では、3月の新設住宅着工戸数は64,265戸で前年同月比▲12.8%。県内の3月の着工戸数は1,273戸で、前年同月比▲23.5%となった。

※マツダ車に関する記載はマツダ（株）が発表する「3月の生産・販売状況について（速報）」に基づく

※木材業界に関する記載は、国土交通省が公表する「建築着工統計調査報告」及び広島県がホームページに掲載する「新設住宅着工戸数」の3月分のデータに基づく

2 景況感・景況感の変化

業種	2月の景況感	3月の景況感
食料品	やや悪い	やや悪い
繊維・衣服	やや悪い	やや悪い
木材	悪い	普通
家具	やや悪い	やや悪い
印刷	普通	普通
化学	普通	普通
プラスチック製品	普通	普通
土石製品	悪い	悪い
鉄鋼(鋳物)	普通	やや悪い
金属製品	普通	普通

業種	2月の景況感	3月の景況感
一般機械器具	普通	普通
電気機械器具	やや悪い	やや悪い
自動車部品	普通	やや悪い
造船	普通	普通
建設	やや悪い	やや悪い
トラック輸送	普通	普通
内航海運	やや悪い	やや悪い
卸売	やや悪い	やや悪い
小売	やや悪い	やや悪い
情報サービス	普通	普通

(単位：業種)

景況感	2月	3月	増減
好況	0	0	0
やや好況	0	0	0
普通	10	9	▲1
やや悪い	8	10	2
悪い	2	1	▲1

3 前月(2月)から変化のあった主な業種

業種	2月の景況感	3月の景況感	変化の理由・状況
木材	悪い	普通	<p>木材価格は、木材需要の多くを占める住宅着工の低迷が長期化し、年明けから国産材原木市場の相場は弱基調に転じているものの、外材の輸送コスト高等により、製品価格は維持されている。</p> <p>【広島県木材協同組合連合会】</p>
鉄鋼(鋳物)	普通	やや悪い	<p>コスト上昇分を販売価格へ十分に転嫁できておらず、利益率の減少に繋がっている。加えて、人手不足や金利の上昇により、更なる厳しい状況に直面する中で、社員確保のための賃上げの実施も急務といえる。</p> <p>【軀鉄鋼協同組合連合会】</p>
自動車部品	普通	やや悪い	<p>マツダの生産は国内・海外の市場の底堅い需要により販売環境は好調だが、新型車の大型SUVは品質問題により12月から3月まで生産が滞っていたため、台数は低迷中である。</p> <p>【東友会協同組合】</p>

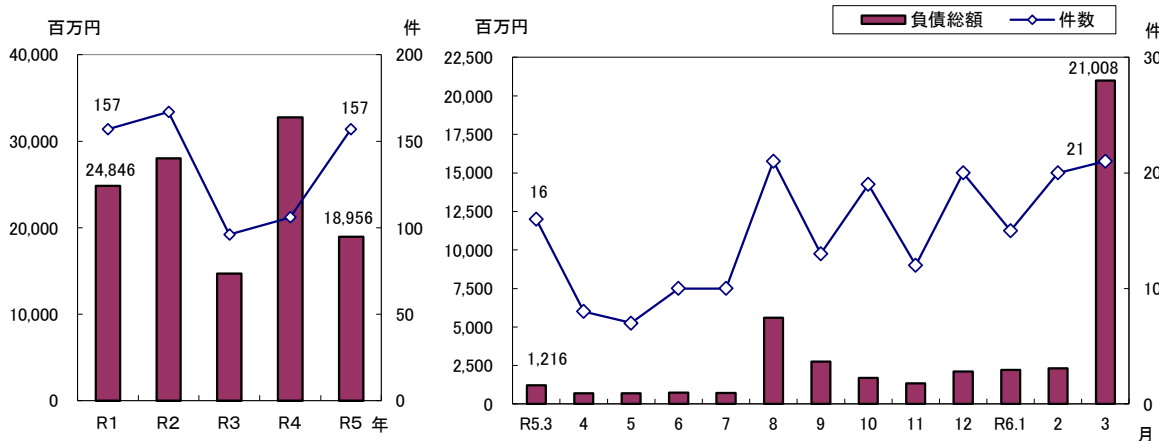
V 企業倒産状況(令和6年3月)

1 概況

- ・負債総額1,000万円以上の倒産は、件数が21件、総額210億800万円であった。
- ・前月比で件数は1件増加し、負債総額は186億9,100万円増加した。
- ・前年同月比では件数は5件増加し、負債総額は197億9,200万円増加した。
- ・大型倒産(負債総額10億円以上)の発生は1件あった。

区分	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
件数 (前年同月比)	15件 (25.0%増)	20件 (122.2%増)	21件 (31.3%増)
負債総額 (前年同月比)	2,221百万円 (107.6%増)	2,317百万円 (677.5%増)	21,008百万円 (1,627.6%増)

企業倒産件数・負債総額(1,000万円以上)(年別・月別・前年同月比)



2 業種別

件数は、卸・小売・飲食業が7件、建設業が6件、運輸・通信業が3件、サービス業、その他が各2件、製造業が1件となった。

負債総額では、卸・小売・飲食業、建設業、運輸・通信業、サービス業、その他、製造業の順となった。

3 原因別

原因別では、販売不振が10件、その他が4件、過小資本、既往のシワ寄せが各2件、放漫経営、他社倒産の余波、売掛金回収難が各1件であった。

4 今後の見通し

令和6年3月度の倒産件数は21件で、直近10年では令和5年8月と同件数で最大となるなど、コロナ禍前の水準に戻している。今年4月、民間金融機関のゼロゼロ融資の返済開始が最後のピークを迎える。だが、コロナ禍からの業績改善が遅れた企業は多い。金融機関からは「ゼロゼロ融資の返済が始まったが、期間損益で返済原資を捻出できず事業継続をあきらめる企業が増えている」、「返済開始をきっかけに事業継続を断念し、債務整理を弁護士に一任する企業が日を追うごとに増えている」などの声が聞こえてくるなど、増勢傾向にある倒産件数は更に増加する可能性を含んでいる。

業歴別倒産状況では30年以上が6件、20年以上30年未満が2件、10年以上20年未満が6件と業歴10年以上の倒産が全体の66.7%を占め、前月2月度では業歴10年以上の倒産が全体の75.0%と比較的業歴の長い企業の倒産が続いている。

原因別にみると販売不振が10件で最多となり、既往のシワ寄せは2件、売掛金回収難は1件で、これらを合計した不況型倒産は13件で全体の61.9%を占めた。ただ、代表者の体調不良や急逝を含むその他(偶発的原因)が4件で全体の19.0%を占めるなど高齢化の影響が見えつつある。

そのような中、新型コロナウイルスを要因とした倒産は3月度21件中10件発生し、これまでの累計は210件(負債総額1,000万円以上かつ弁護士一任・準備中を含む)となり、このうちゼロゼロ融資を利用した企業は1件となっている。

令和6年4月より建設業や運輸業で時間外労働の上限規制が適用される「2024年問題」への対応が必須となり、特に長距離移動を要する商品、サービスについては値上げ交渉は避けて通れない状況にある。物価上昇に加え円安による輸入品の高騰、人手確保に向けた賃上げや労働コストの増加は事業経営へ大きな影響を与えている。

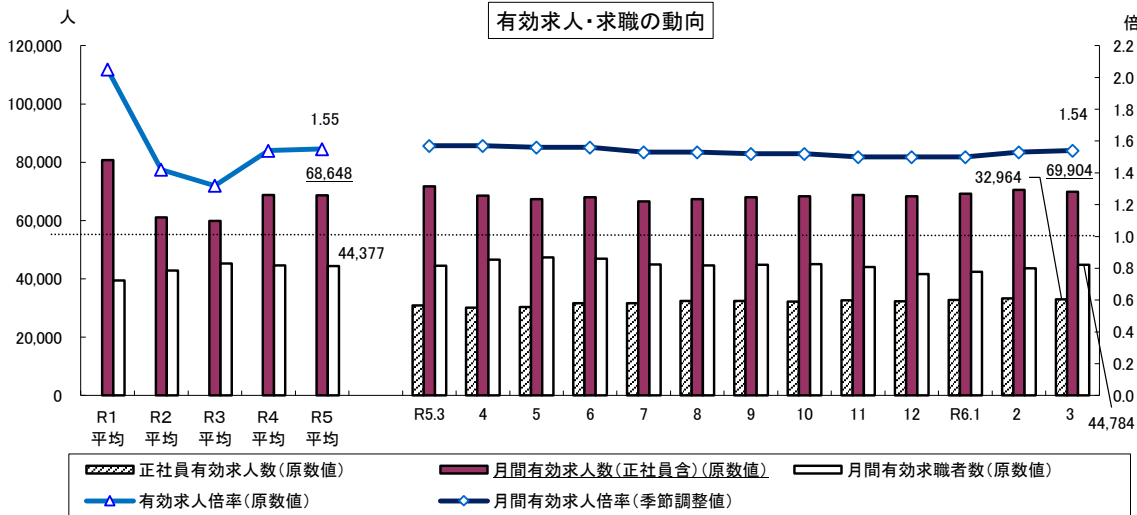
先述の通り、4月にはゼロゼロ融資の返済開始が再度のピークを迎える他、2024年問題に加え、円安や物価高、人手不足などの影響は継続中で改善の目途は立っておらず、高齢化に伴う倒産要因が増えていることを鑑みると、倒産件数が大幅に減少するとは考え難い状況にある。

V 最近の雇用失業情勢(令和6年3月)

1 県内の有効求人・求職の動向

区 分	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
有効求人倍率(季節調整値) (前月比)	1.50倍 (±0.00ポイント)	1.53倍 (+0.03ポイント)	1.54倍 (+0.01ポイント)
正社員有効求人倍率 (前年同月比)	1.30倍 (+0.01ポイント)	1.29倍 (+0.05ポイント)	1.24倍 (+0.08ポイント)

【広島労働局】



(注1) 正社員有効求人倍率は、正社員の有効求人人数をパートタイムを除く常用有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含む)で除して算出しているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

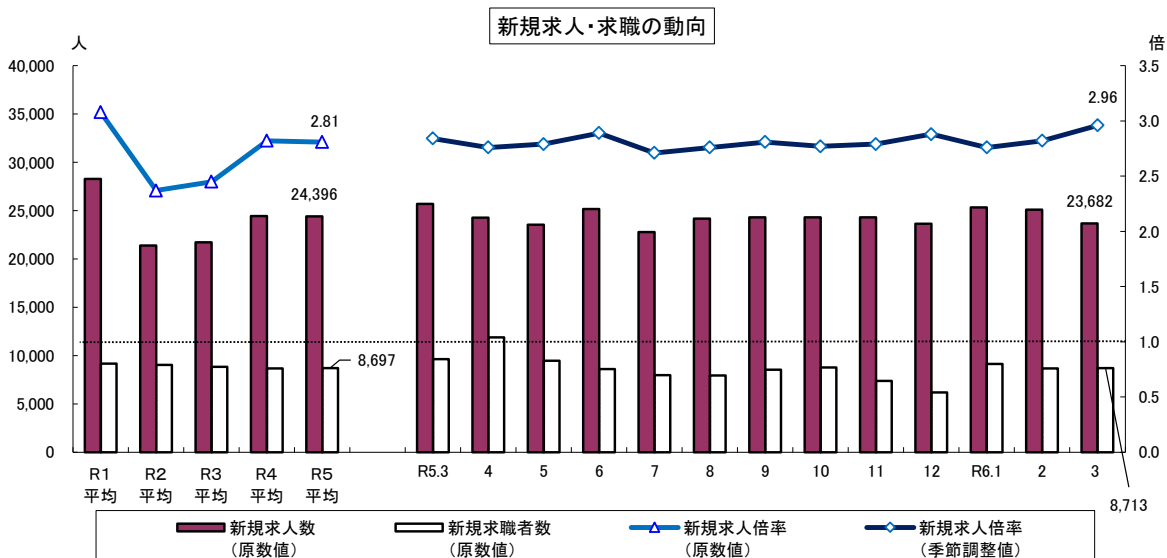
(注2) 正社員有効求人倍率は、季節調整されていない。

(注3) 季節調整値は毎年1月分公表時に過去にさかのぼって改訂される。

2 県内の新規求人・求職の動向

区 分	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
新規求人倍率(季節調整値) (前月比)	2.76倍 (▲ 0.12ポイント)	2.82倍 (+0.06ポイント)	2.96倍 (+0.14ポイント)

【広島労働局】

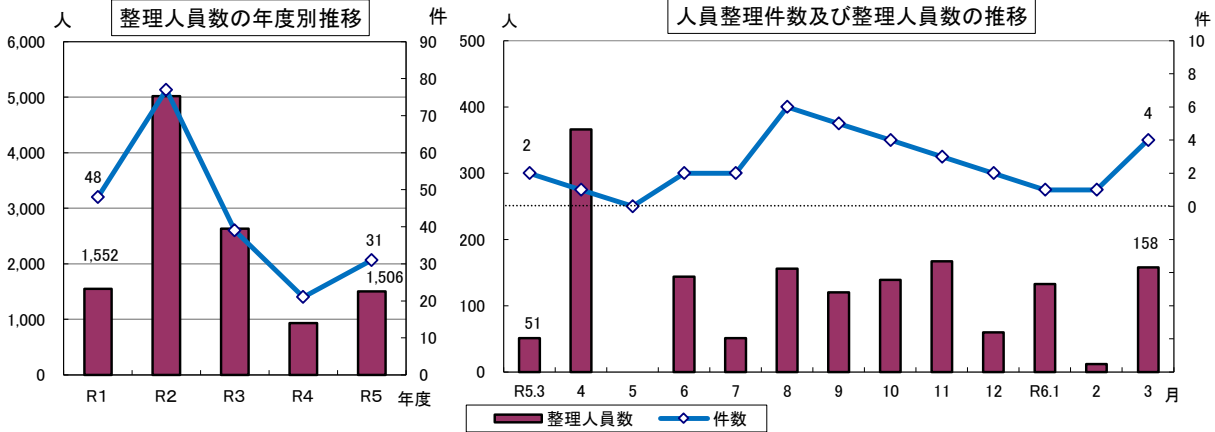


(注) 季節調整値は毎年1月分公表時に過去にさかのぼって改訂される。

3 県内の人員整理の状況(整理人員10人以上)

区 分	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
件数 (前年同月比)	1件 (▲ 2件)	1件 (▲ 2件)	4件 (+ 2件)
整理人員 (前年同月比)	133人 (+ 62人)	12人 (▲ 55人)	158人 (+ 107人)

【広島労働局】

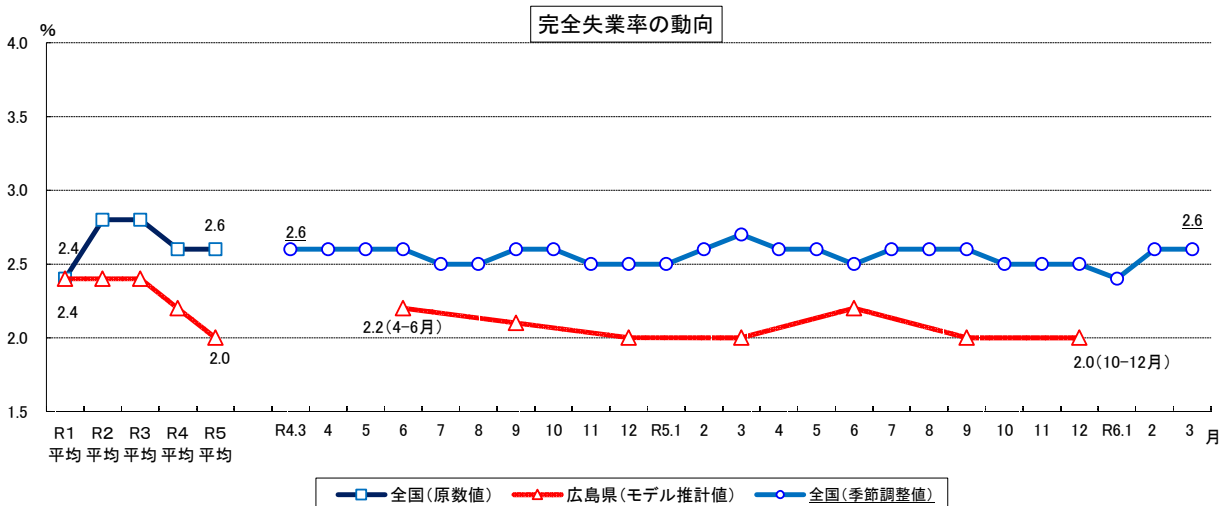


4 完全失業率の状況(全国・県内)

区 分	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
全国完全失業者数 (前年同月比)	163万人 (▲ 1万人)	177万人 (+ 3万人)	185万人 (▲ 8万人)
全国完全失業率(季節調整値) (前月比)	2.4% (▲ 0.1ポイント)	2.6% (+ 0.2ポイント)	2.6% (±0.0ポイント)

区 分	令和5年		
	4~6月平均	7~9月平均	10~12月平均
広島県完全失業率 (モデル推計値) (前年同期比)	2.2% (±0.0ポイント)	2.0% (▲ 0.1ポイント)	2.0% (±0.0ポイント)

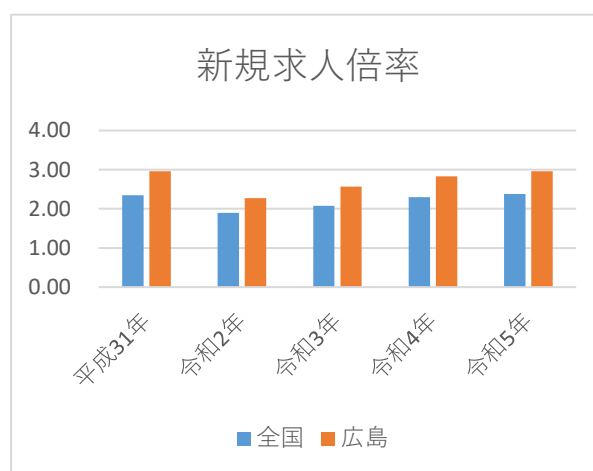
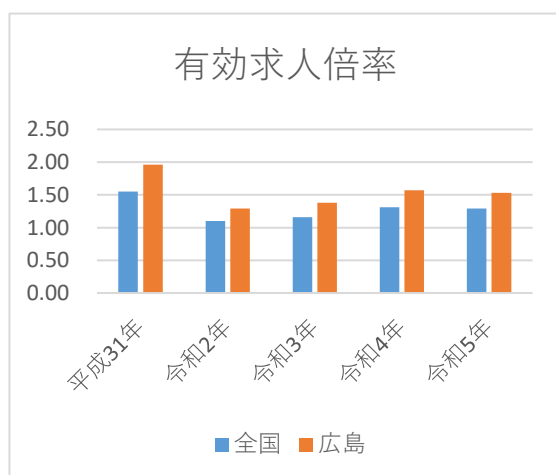
【総務省統計局】



※ 全国完全失業率の季節調整値は毎年1月公表時に過去にさかのぼって改訂される。
 ※ 広島県(モデル推計値)は、毎年1~3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの四半期平均及び年平均結果を過去にさかのぼって一部改定している。

有効・新規求人倍率

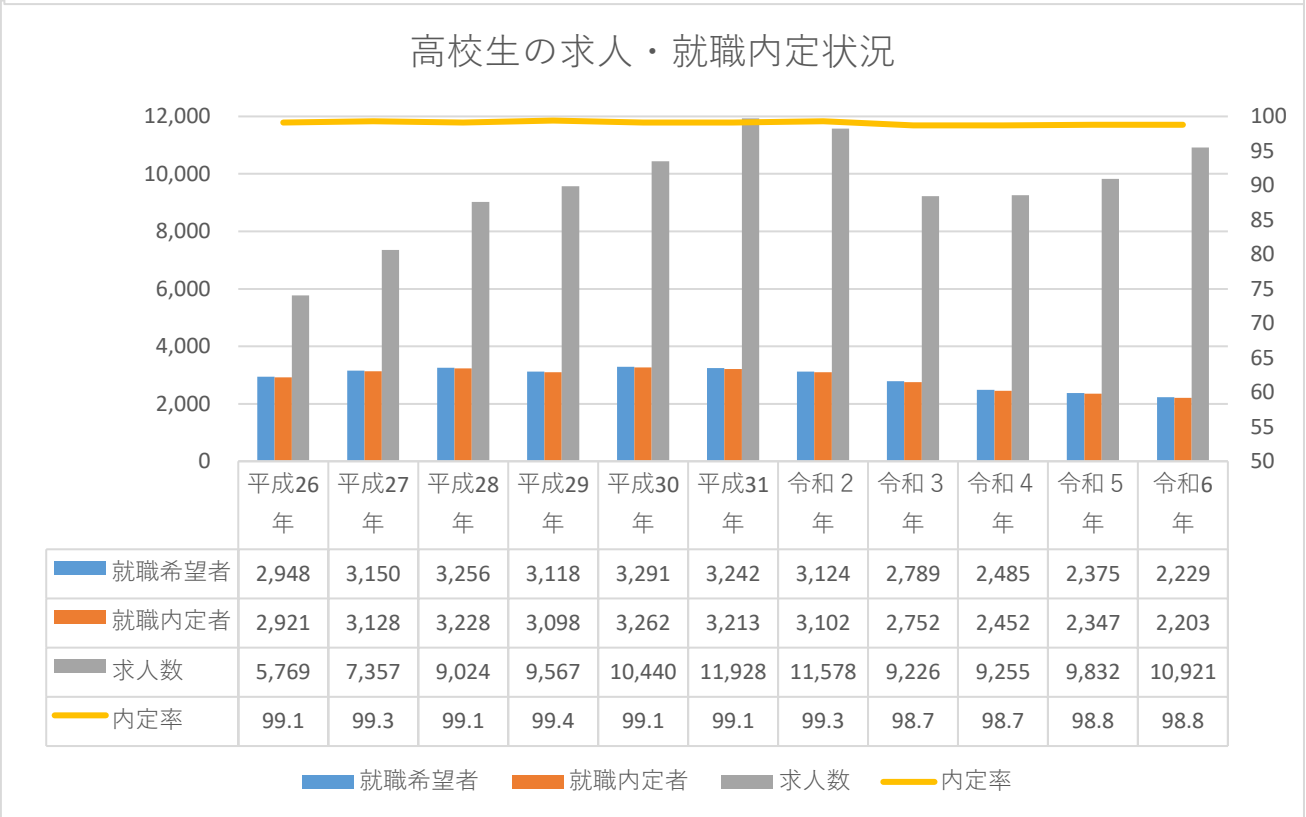
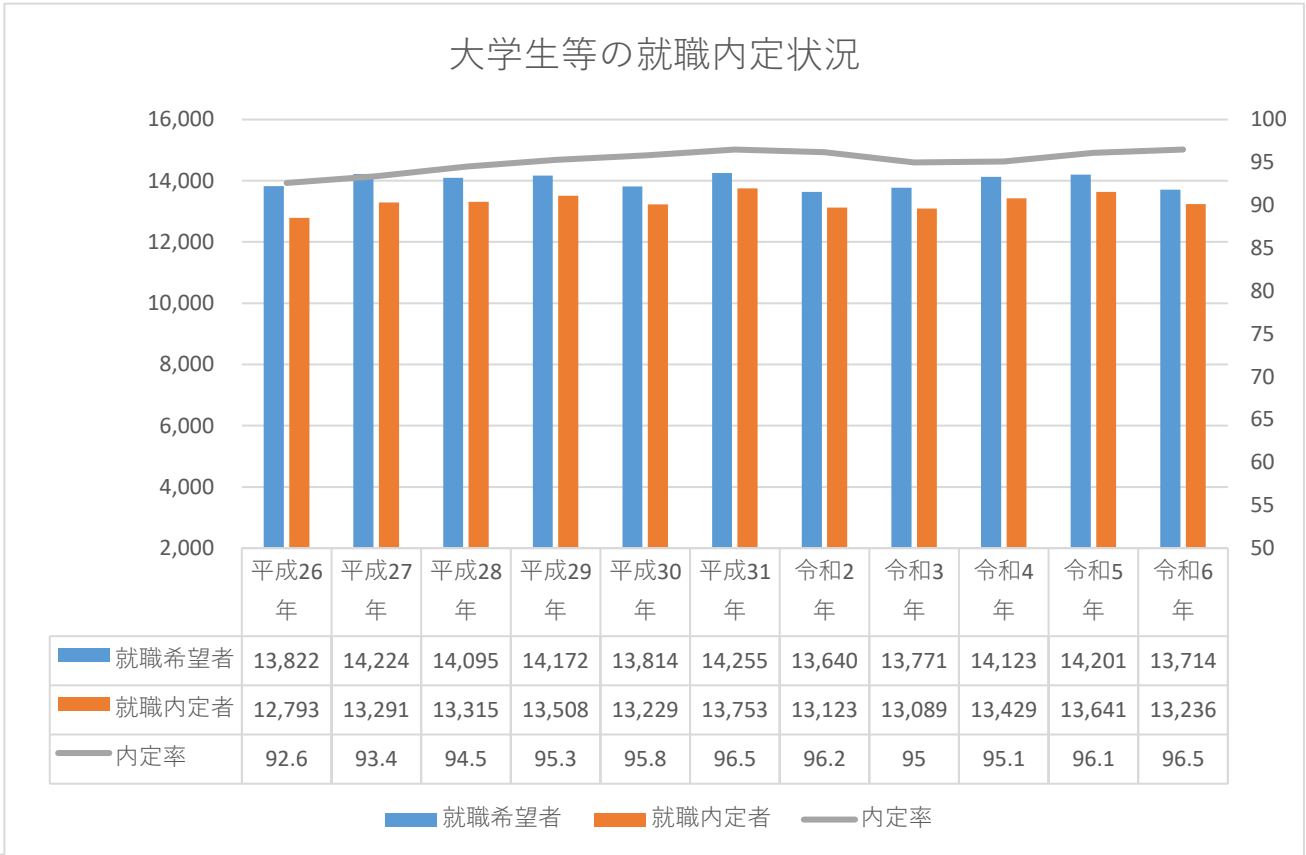
年月	有効求人倍率		新規求人倍率		
	全国	広島県	全国	広島県	
平成31年度 (令和元年)	1.55	1.96	2.35	2.96	
令和2年	1.10	1.29	1.90	2.27	
令和3年	1.16	1.38	2.08	2.57	
令和4年	1.31	1.57	2.30	2.83	
令和5年	1.29	1.53	2.38	2.96	
令和5年	1月	1.35	1.64	2.38	2.84
	2月	1.34	1.56	2.33	2.80
	3月	1.32	1.55	2.31	2.84
	4月	1.32	1.55	2.25	2.76
	5月	1.32	1.56	2.32	2.79
	6月	1.31	1.56	2.31	2.89
	7月	1.30	1.53	2.27	2.71
	8月	1.30	1.53	2.31	2.76
	9月	1.29	1.52	2.25	2.81
	10月	1.29	1.52	2.25	2.77
	11月	1.27	1.50	2.25	2.79
	12月	1.27	1.50	2.25	2.88
令和6年	1月	1.27	1.50	2.28	2.76
	2月	1.26	1.53	2.26	2.82
	3月	1.28	1.54	2.38	2.96
	4月	1.26	1.49	2.17	2.57



資料出所：広島労働局職業安定部職業安定課 「管内の雇用情勢」

(注) 「有効求人倍率」は、有効求職者1人当たりの有効求人数(求人÷求職)で、季節調整済。

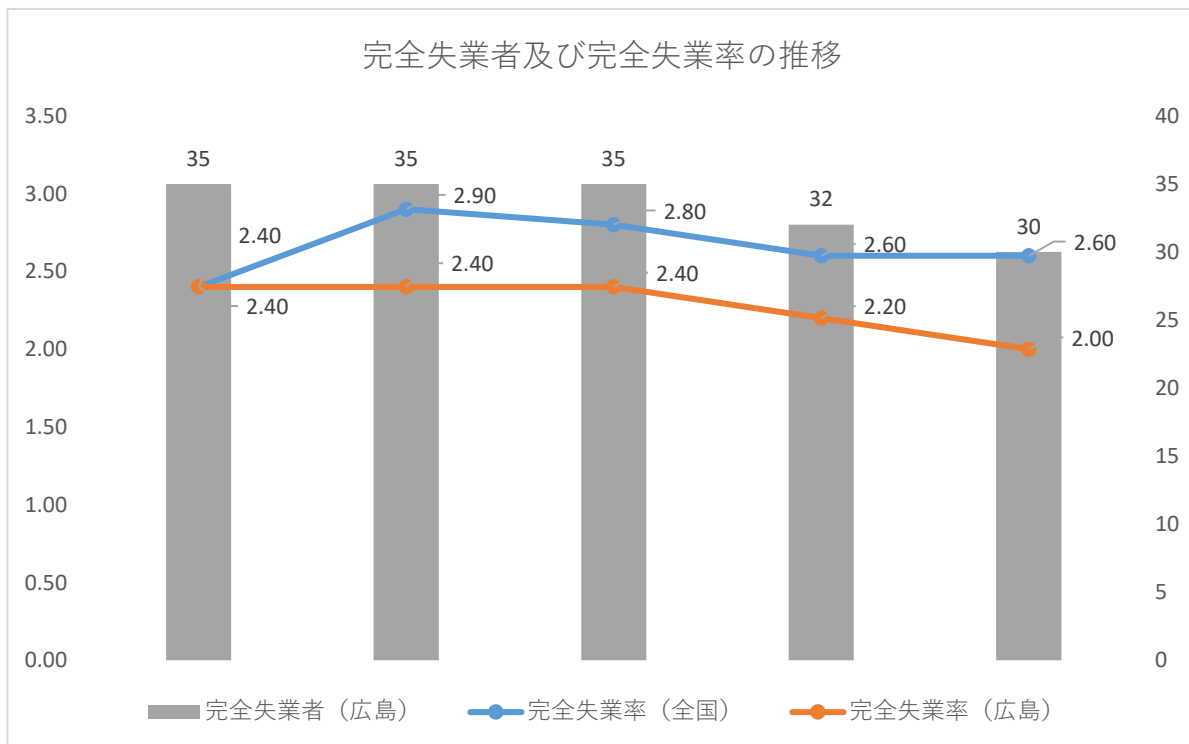
就職内定状況の推移（大学生等・高校生）（3月末現在）



資料出所：広島労働局「管内の雇用情勢」

完全失業者数・失業率

年 月		完全失業者数		完全失業率 (%)	
		全 国	広島県	全 国	広島県
平成31年度 (令和元年)		162 (単位万人)	35 (千人)	2.4	2.4
令和2年		198	35	2.9	2.4
令和3年		191	35	2.8	2.4
令和4年		179	32	2.6	2.2
令和5年		178	30	2.6	2.0
令和6年	1月	163	31	2.4	2.1
	2月	177		2.6	
	3月	185		2.6	



資料出所：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」

令和6年5月31日(金)
 【照会先】
 広島労働局職業安定部職業安定課長 吉川 達也
 地方労働市場情報官 荻野 倫也
 (電話) 082(502)7831

管内の雇用情勢 (令和6年4月分)

○ **有効求人倍率 (季節調整値) 1.49 倍** (全国4位/中国地方1位)

前月から**0.05ポイント低下**し、5か月ぶりの低下となった。

・就業地別有効求人倍率(同) 1.36 倍 前月から0.04ポイント下回った。

また、受理地別有効求人倍率を0.13ポイント下回った。

○ **新規求人倍率(同) 2.57 倍**

前月から**0.39ポイント低下**し、3か月ぶりの低下となった。

<令和6年4月の雇用情勢の概況(学卒を除き、パートを含む。)>

【基調判断】 「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しており、一部に持ち直しの動きもみられるが、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」

1 求人・求職の状況 (季節調整値)

令和6年	4月	前月比	前月差	ポイント
有効求人数	65,710 人	▲ 3.5 %	▲ 2,356 人	2か月連続の減少
有効求職者数	44,180 人	▲ 0.4 %	▲ 156 人	3か月連続の減少
新規求人数	21,704 人	▲ 10.8 %	▲ 2,638 人	2か月連続の減少
新規求職者数	8,450 人	2.9 %	240 人	2か月ぶりの増加

2 産業別新規求人数 (原数値)

令和6年	4月	前年同月比	前年同月差	ポイント	
産業計	22,420 人	▲ 7.7 %	▲ 1,865 人	3か月連続の減少	
主な産業	建設業	1,392 人	▲ 9.4 %	▲ 145 人	2か月ぶりの減少
	製造業	2,230 人	▲ 5.3 %	▲ 126 人	8か月連続の減少
	情報通信業	296 人	▲ 4.5 %	▲ 14 人	7か月ぶりの減少
	運輸業,郵便業	1,340 人	▲ 9.3 %	▲ 137 人	2か月連続の減少
	卸売,小売業	3,962 人	▲ 10.4 %	▲ 458 人	2か月連続の減少
	学術研究,専門・技術	585 人	▲ 10.6 %	▲ 69 人	2か月連続の減少
	宿泊,飲食サービス	1,141 人	▲ 13.2 %	▲ 173 人	10か月連続の減少
	生活関連サービス,娯楽	1,036 人	41.1 %	302 人	2か月ぶりの増加
	教育,学習支援	299 人	15.9 %	41 人	2か月ぶりの増加
	医療,福祉	4,874 人	▲ 5.1 %	▲ 263 人	7か月連続の減少
	サービス業	4,075 人	▲ 16.8 %	▲ 821 人	9か月連続の減少

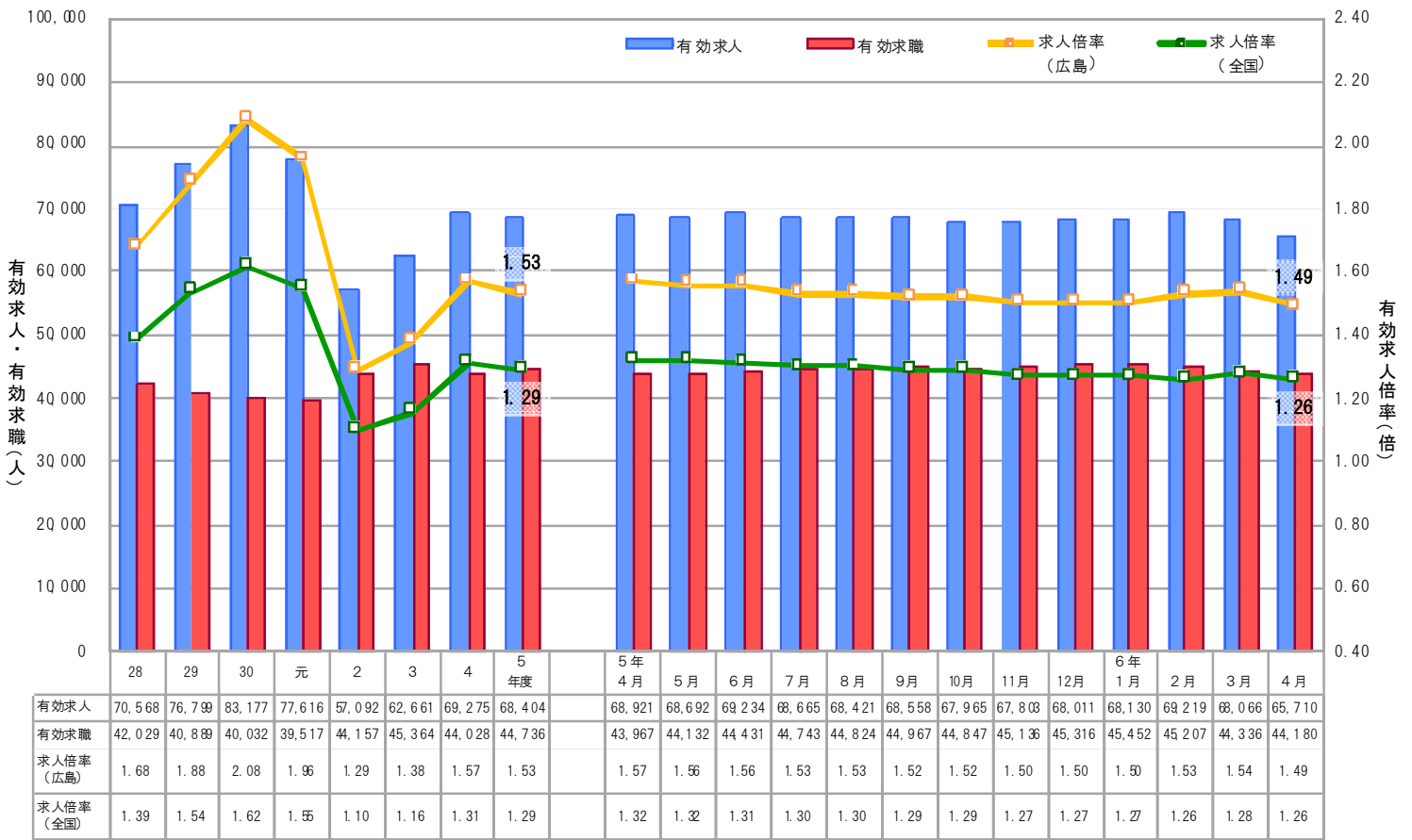
(注) 1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
 2. 令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 3. 雇用保険の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。
 4. 整数値の増減における「0.0」「▲0.0」は、小数点第2位を四捨五入したものである。

資料目次

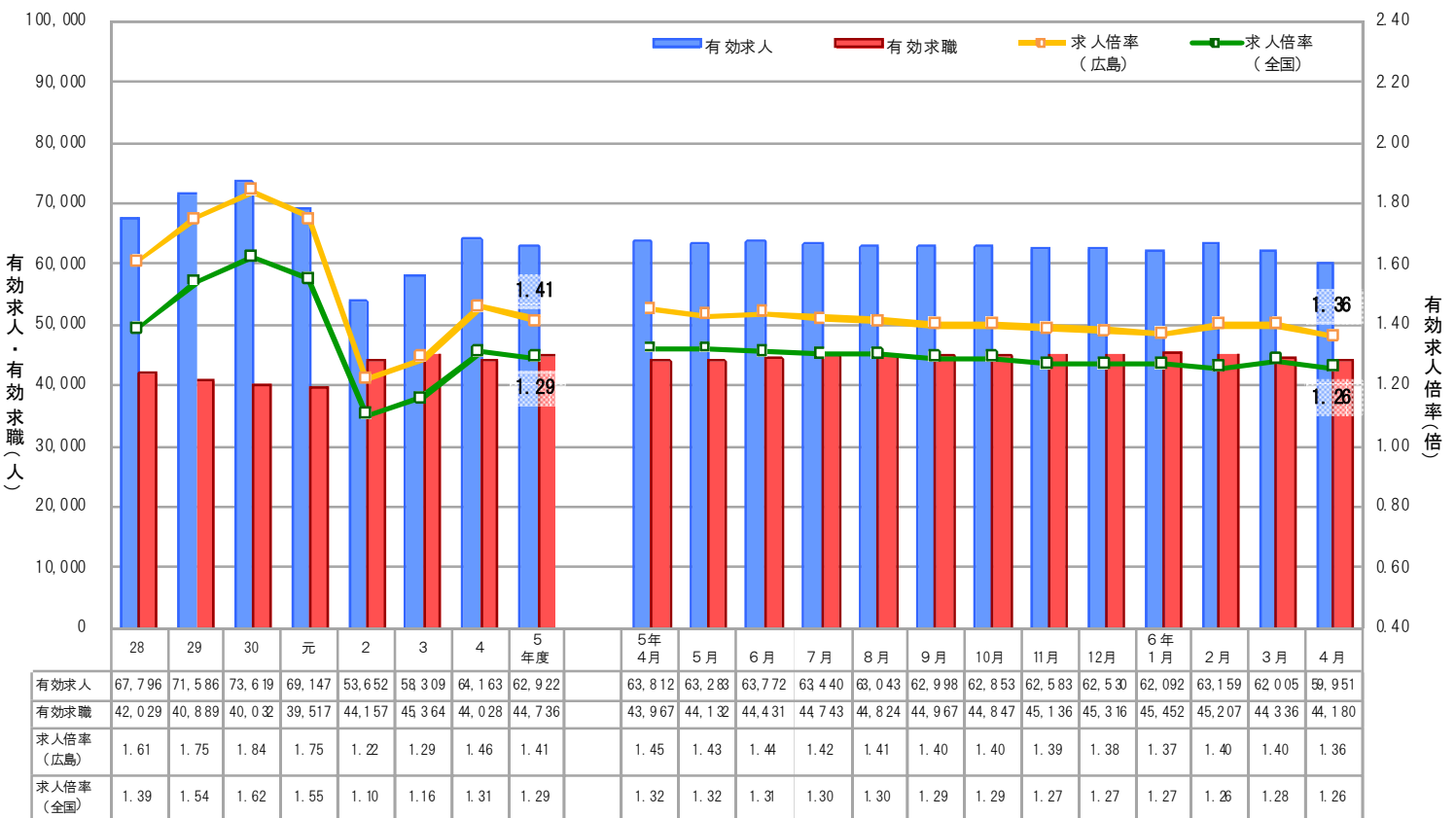
【グラフ】

① 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（受理地別・季節調整値）	P 1
② 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（就業地別・季節調整値）	P 1
③ 新規求人・求職と新規求人倍率の推移（季節調整値）	P 2
④ 正社員有効求人・求職と有効求人倍率の推移（原数値）	P 2
1 労働力需給の動向	
① 有効求人・求職、有効求人倍率の推移（原数値）	P 3
② 新規求人・求職、新規求人倍率の推移（原数値）	P 3
③ 正社員有効求人・求職、有効求人倍率の推移（原数値）	P 3
④ パートタイム有効求人・求職、有効求人倍率の推移（原数値）	P 3
2 産業別新規求人の動向	
① 主な産業の動向（原数値）	P 4
② 主な製造業種別の動向（原数値）	P 4
3 新規求職者の動向（常用）	
① 性別、年齢別新規求職者数（原数値）	P 5
② 就業・不就業状態別新規求職者数（原数値）	P 5
4 有効求人・有効求職者の動向（常用）	
① 有効求人・求職有効求職者数、有効求人倍率の推移（職業計、原数値）	P 5
② 職業別有効求人・有効求職者、有効求人倍率（原数値）	P 5
5 公共職業安定所別有効求人倍率（受理地別・原数値）	P 6
6 職業安定等業務主要指標（その1）	P 7
7 職業安定等業務主要指標（その2）	P 8
8 職業安定等業務主要指標（その3）	P 9
9 職業安定等業務主要指標（その4）	P10
10 職業安定等業務主要指標（その5）	P11
11 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての 数値目標及び実績〈その1〉	P12
12 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての 数値目標及び実績〈その2〉	P12

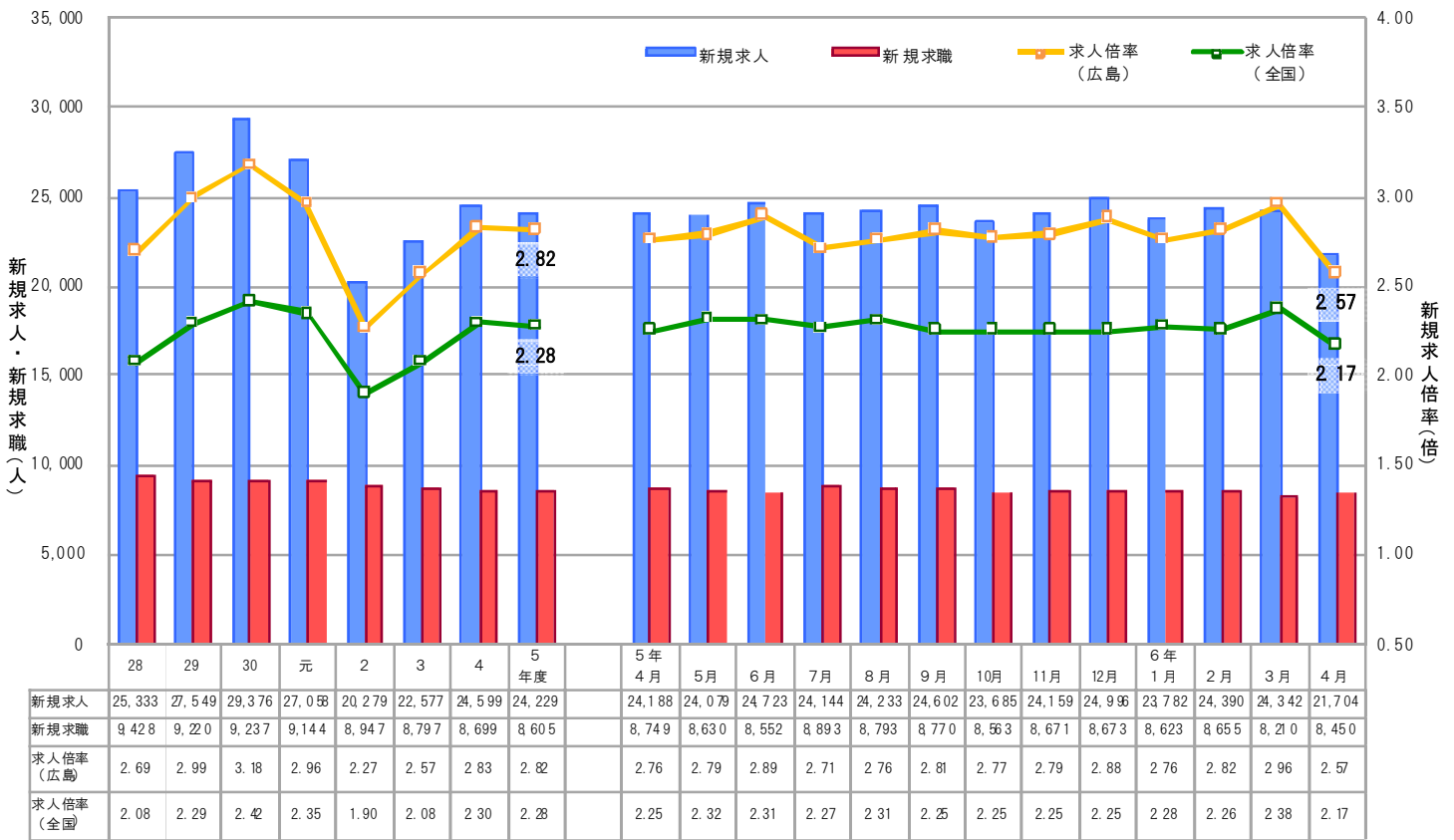
① 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（受理地別・季節調整値）



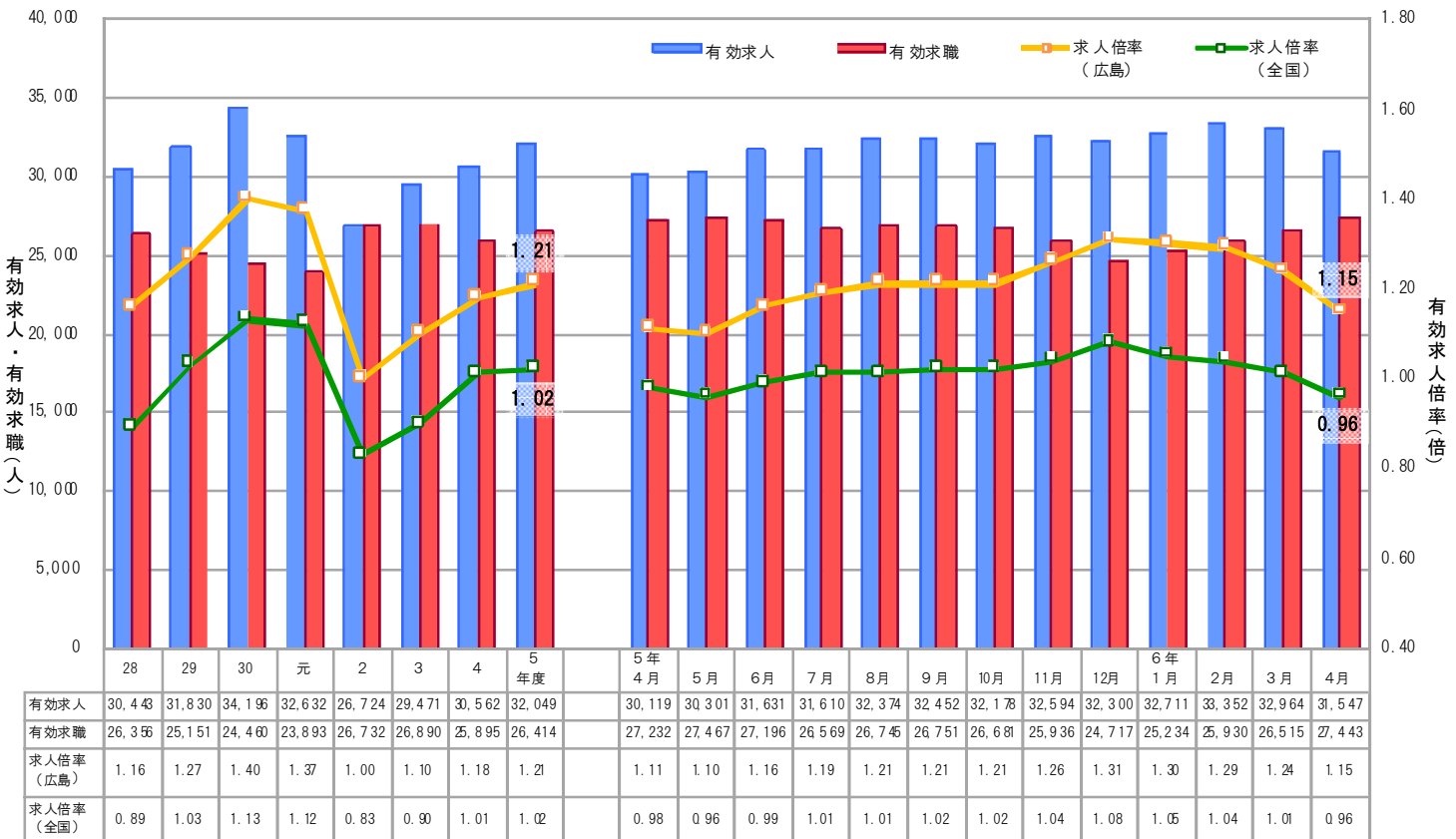
② 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（就業地別・季節調整値）



③ 新規求人・求職と新規求人倍率の推移（季節調整値）



④ 正社員有効求人・求職と有効求人倍率の推移（原数値）



(注)常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

1 労働力需給の動向

① 有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	3	4	5	令和5年			令和6年	令和6年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	62,661	69,275	68,404	67,948	67,319	68,464	69,884	70,548	69,904	65,559
	9.8	10.6	▲ 1.3	1.3	▲ 1.9	▲ 2.9	▲ 1.4	0.7	▲ 2.6	▲ 4.3
求職	45,364	44,028	44,736	46,942	44,797	43,580	43,625	43,629	44,784	47,379
	2.7	▲ 2.9	1.6	▲ 2.1	1.2	4.5	3.4	3.8	0.6	1.8
求人倍率	1.38	1.57	1.53	1.45	1.50	1.57	1.60	1.62	1.56	1.38
季節調整値	—	—	—	1.56	1.53	1.51	1.52	1.53	1.54	1.49
求人倍率(全国)	1.16	1.31	1.29	1.23	1.28	1.33	1.33	1.34	1.30	1.18
季節調整値	—	—	—	1.32	1.29	1.28	1.27	1.26	1.28	2.17

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

② 新規求人・求職、新規求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	3	4	5	令和5年			令和6年	令和6年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	22,577	24,599	24,229	24,340	23,770	24,100	24,706	25,107	23,682	22,420
	11.3	9.0	▲ 1.5	1.7	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 2.6	▲ 0.1	▲ 7.8	▲ 7.7
求職	8,797	8,699	8,605	9,988	8,154	7,437	8,841	8,679	8,713	12,311
	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 2.4	1.0	2.1	▲ 4.0	▲ 5.6	▲ 9.6	3.6
求人倍率	2.57	2.83	2.82	2.44	2.92	3.24	2.79	2.89	2.72	1.82
季節調整値	—	—	—	2.81	2.76	2.81	2.85	2.82	2.96	2.57
求人倍率(全国)	2.08	2.30	2.28	2.00	2.42	2.55	2.23	2.28	2.17	1.58
季節調整値	—	—	—	2.30	2.28	2.25	2.31	2.26	2.38	2.17

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

③ 正社員有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	3	4	5	令和5年			令和6年	令和6年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	29,471	30,562	32,049	30,684	32,145	32,357	33,009	33,352	32,964	31,547
	10.3	3.7	4.9	4.4	4.7	4.0	6.3	6.8	6.9	4.7
求職	26,890	25,895	26,414	27,298	26,688	25,778	25,893	25,930	26,515	27,443
	0.6	▲ 3.7	2.0	▲ 1.0	2.2	4.8	2.4	2.9	▲ 0.3	0.8
求人倍率	1.10	1.18	1.21	1.12	1.20	1.26	1.27	1.29	1.24	1.15
求人倍率(全国)	0.90	1.01	1.02	0.98	1.01	1.05	1.03	1.04	1.01	0.96

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

④ パートタイム有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	3	4	5	令和5年			令和6年	令和6年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	24,675	27,398	25,850	26,451	24,539	25,511	26,900	27,243	26,943	25,297
	3.5	11.0	▲ 5.7	▲ 3.6	▲ 8.7	▲ 6.5	▲ 3.8	▲ 0.9	▲ 5.9	▲ 7.5
求職	18,409	18,076	18,268	19,584	18,052	17,750	17,684	17,649	18,225	19,882
	6.1	▲ 1.8	1.1	▲ 3.5	▲ 0.1	4.0	4.9	5.2	1.9	3.2
求人倍率	1.34	1.52	1.42	1.35	1.36	1.44	1.52	1.54	1.48	1.27
求人倍率(全国)	1.16	1.31	1.28	1.19	1.26	1.32	1.35	1.38	1.31	1.13

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

2 産業別新規求人の動向

① 主な産業の動向(原数値)

産業		年度			四半期				最近3か月		
		3	4	5	令和5年			令和6年	令和6年		
					4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
産業計	広島	22,577	24,599	24,229	24,340	23,770	24,100	24,706	25,107	23,682	22,420
		11.3	9.0	▲ 1.5	1.7	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 2.6	▲ 0.1	▲ 7.8	▲ 7.7
	全国	802,409	877,310	856,272	849,795	846,006	851,015	878,272	892,822	831,231	821,872
		9.8	9.3	▲ 2.4	0.2	▲ 1.7	▲ 3.3	▲ 4.6	▲ 3.6	▲ 7.4	▲ 2.3
建設業	広島	1,697	1,630	1,600	1,621	1,561	1,561	1,654	1,596	1,914	1,392
		6.3	▲ 3.9	▲ 1.8	▲ 4.6	▲ 4.5	0.0	1.8	▲ 4.5	19.0	▲ 9.4
	全国	79,240	79,309	74,518	76,779	74,612	72,429	74,251	74,813	74,260	72,348
		5.9	0.1	▲ 6.0	▲ 6.1	▲ 6.7	▲ 6.3	▲ 5.0	▲ 2.4	▲ 8.6	▲ 3.9
製造業	広島	2,580	2,773	2,587	2,588	2,639	2,550	2,570	2,409	2,809	2,230
		34.8	7.5	▲ 6.7	▲ 3.0	▲ 6.1	▲ 10.1	▲ 7.4	▲ 2.6	▲ 10.3	▲ 5.3
	全国	83,215	89,788	80,747	81,310	82,246	80,313	79,121	78,293	77,565	75,658
		34.0	7.9	▲ 10.1	▲ 8.7	▲ 10.6	▲ 10.5	▲ 10.4	▲ 8.7	▲ 10.8	▲ 7.8
情報通信業	広島	289	262	265	242	254	285	279	267	270	296
		▲ 3.0	▲ 9.3	1.1	▲ 10.7	2.4	2.5	11.2	30.9	4.2	▲ 4.5
	全国	20,194	21,469	21,691	21,663	21,258	21,802	22,040	22,606	21,260	21,811
		13.7	6.3	1.0	3.8	0.4	▲ 1.2	1.3	4.2	▲ 4.6	0.4
運輸業、郵便業	広島	1,391	1,475	1,472	1,493	1,491	1,460	1,443	1,632	1,154	1,340
		8.7	6.0	▲ 0.2	▲ 0.1	1.8	▲ 0.9	▲ 1.6	7.2	▲ 12.5	▲ 9.3
	全国	44,421	48,498	47,595	47,912	47,298	47,657	47,512	45,769	45,312	49,552
		10.2	9.2	▲ 1.9	1.2	▲ 2.3	▲ 2.6	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 2.3
卸売業、小売業	広島	4,124	4,508	4,610	4,613	4,617	4,517	4,694	5,162	4,341	3,962
		6.8	9.3	2.3	1.3	0.5	2.5	4.8	14.8	▲ 4.7	▲ 10.4
	全国	96,931	107,135	104,384	105,687	106,002	102,197	103,648	104,176	99,630	99,659
		4.5	10.5	▲ 2.6	1.8	▲ 1.3	▲ 4.4	▲ 6.1	▲ 4.5	▲ 8.0	▲ 5.0
学術研究、専門・技術サービス業	広島	547	568	551	547	573	533	549	530	483	585
		12.6	3.8	▲ 3.0	▲ 6.3	▲ 0.7	▲ 5.0	▲ 0.4	2.1	▲ 7.3	▲ 10.6
	全国	20,880	22,292	22,552	22,601	22,423	22,366	22,820	22,940	22,979	22,585
		10.4	6.8	1.2	2.3	1.2	▲ 0.1	1.2	▲ 1.8	1.6	▲ 0.1
宿泊業、飲食サービス業	広島	1,172	1,333	1,135	1,273	1,104	1,115	1,049	1,047	1,040	1,141
		10.7	13.7	▲ 14.9	▲ 4.0	▲ 17.4	▲ 15.9	▲ 22.0	▲ 29.0	▲ 17.7	▲ 13.2
	全国	54,390	71,068	70,968	71,895	72,949	69,938	69,089	70,859	64,952	69,238
		9.3	30.7	▲ 0.1	7.5	5.7	▲ 3.9	▲ 8.5	▲ 8.4	▲ 8.5	▲ 6.3
生活関連サービス業、娯楽業	広島	793	691	749	788	697	793	716	749	653	1,036
		7.2	▲ 12.9	8.4	13.1	▲ 2.9	22.2	2.1	1.4	▲ 1.5	41.1
	全国	25,745	29,037	28,021	28,722	28,233	26,920	28,210	29,566	25,647	27,540
		10.5	12.8	▲ 3.5	0.7	▲ 2.5	▲ 7.6	▲ 4.5	▲ 7.9	▲ 10.5	3.4
教育、学習支援業	広島	266	279	302	273	248	325	360	370	295	299
		2.7	4.9	8.2	9.2	▲ 1.6	10.5	13.6	19.7	▲ 11.4	15.9
	全国	14,161	14,678	14,434	13,722	13,082	13,824	17,109	18,658	16,265	12,426
		9.4	3.7	▲ 1.7	2.3	1.2	▲ 1.0	▲ 7.1	▲ 7.6	▲ 10.5	▲ 7.4
医療、福祉	広島	5,114	5,287	5,017	4,971	4,932	5,001	5,164	4,798	5,097	4,874
		5.8	3.4	▲ 5.1	▲ 5.0	▲ 4.3	▲ 6.8	▲ 4.3	▲ 8.2	▲ 4.6	▲ 5.1
	全国	206,762	218,528	219,953	215,128	216,968	221,560	226,155	226,656	215,198	210,761
		6.0	5.7	0.7	1.2	0.9	0.9	▲ 0.3	0.0	▲ 4.0	1.4
サービス業	広島	3,406	4,513	4,426	4,619	4,398	4,377	4,310	4,311	4,185	4,075
		28.2	32.5	▲ 1.9	10.5	0.0	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 3.4	▲ 19.4	▲ 16.8
	全国	105,777	117,410	115,884	116,180	114,761	115,506	117,087	120,207	112,822	111,781
		15.0	11.0	▲ 1.3	1.6	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 3.4	0.7	▲ 8.6	▲ 3.0

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

② 主な製造業種別の動向(原数値)

年月	食料品	繊維工業	金属製品	はん用機械器具	生産用機械器具	電気機械器具	輸送用機械器具			製造業計
							全数	うち自動車	うち造船	
令和6年4月	423	161	256	194	93	94	406	218	155	2,230
対前年同月比	▲ 0.2	35.3	8.0	▲ 15.7	▲ 35.4	27.0	▲ 1.5	▲ 3.1	▲ 4.3	▲ 5.3

3 新規求職者の動向(常用)

① 性別・年齢別新規求職者数(原数値)

年齢区分	全数				男				女			
	フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム	
	対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比	
年齢計	6,912	2.1	5,343	5.7	3,457	0.9	1,778	15.0	3,450	3.3	3,563	1.7
19歳以下	87	22.5	28	40.0	49	19.5	12	71.4	38	26.7	16	23.1
20～24歳	704	▲ 1.5	106	▲ 15.9	295	▲ 0.7	26	▲ 29.7	409	▲ 1.9	80	▲ 10.1
25～29歳	938	▲ 2.5	240	2.6	346	▲ 7.5	26	8.3	591	1.2	214	1.9
30～34歳	638	▲ 6.6	294	▲ 9.3	271	▲ 10.6	19	35.7	365	▲ 3.7	274	▲ 11.6
35～39歳	553	▲ 6.7	376	5.6	262	3.1	23	64.3	291	▲ 14.2	353	3.5
40～44歳	584	3.7	330	▲ 6.0	258	7.5	20	▲ 4.8	326	0.9	310	▲ 6.1
45～49歳	738	1.2	355	▲ 2.2	308	▲ 2.8	27	50.0	430	4.4	328	▲ 4.9
50～54歳	783	14.3	389	12.8	348	12.6	53	39.5	435	15.7	336	9.4
55～59歳	638	22.2	341	▲ 1.2	351	21.9	57	▲ 12.3	285	22.3	284	1.4
60～64歳	582	▲ 7.9	725	12.2	422	▲ 9.2	246	18.3	160	▲ 4.2	479	9.6
65歳以上	667	8.1	2,159	11.1	547	1.7	1,269	15.4	120	51.9	889	5.7

(注)男女の合計は全数に必ずしも一致しない。

② 就業・不就業状態別新規求職者数(原数値)

年月	新規求職者数	在職者	離職者	雇用者			自営	無業者	家事・育児従事者	その他	
				定年	事業主都合	自己都合					
令和6年4月	12,255	2,142	9,042	8,946	792	2,446	5,655	96	1,071	352	719
対前年同月比	3.6	2.1	3.1	3.2	2.5	8.0	1.9	▲ 7.7	11.7	1.7	17.3

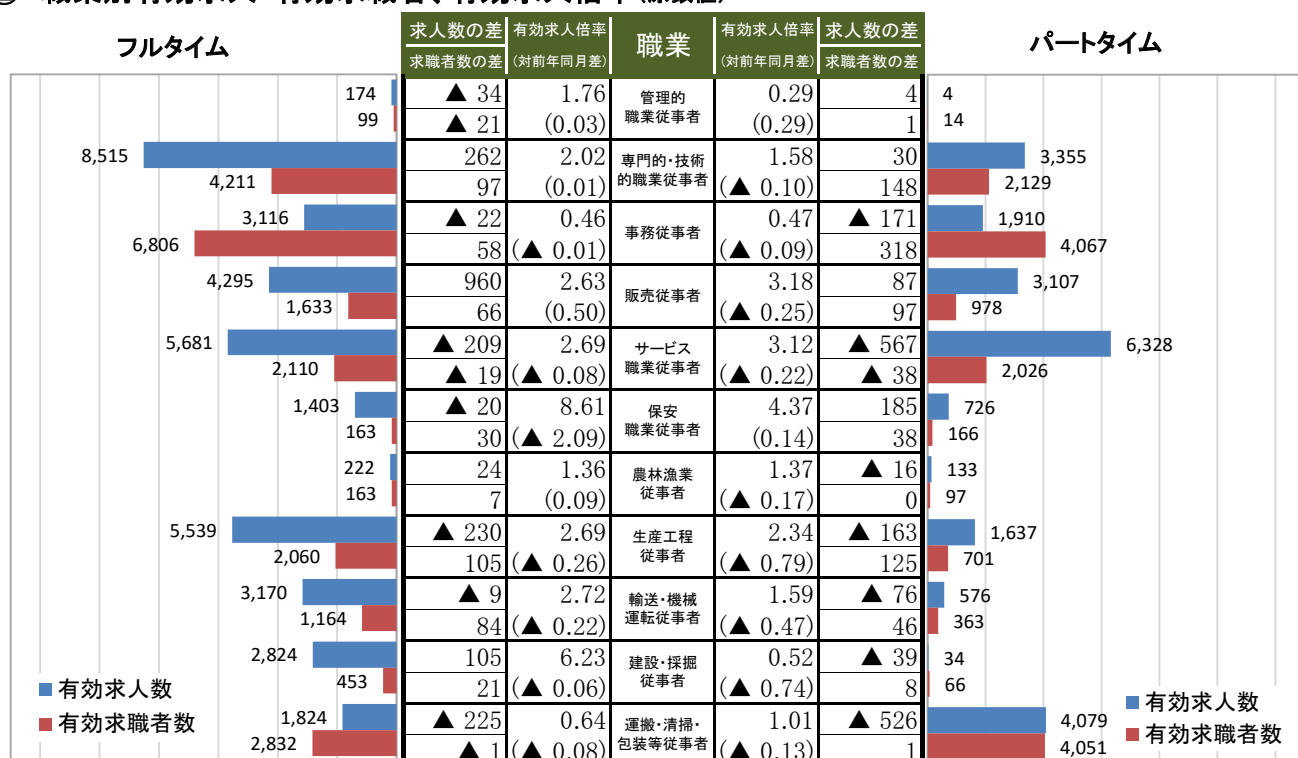
(注)「その他」は離職後1年を超える者などである。

4 有効求人・有効求職者の動向(常用)

① 有効求人・有効求職者数、有効求人倍率(職業計、原数値)

年月	フルタイム				パートタイム							
	有効求人		有効求職者		有効求人		有効求職者					
	対前年同月差		対前年同月差		対前年同月差		対前年同月差					
令和6年4月	36,763	602	27,443	211	1.34	0.01	21,889	▲ 1,252	19,779	624	1.11	▲ 0.10

② 職業別有効求人・有効求職者、有効求人倍率(原数値)



(注) 1 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分である。
 2 「求人数の差」及び「求職者数の差」の欄は、前年同月との差である。
 3 令和6年1月から職業別大分類の項目順で掲載。

5 公共職業安定所別有効求人倍率(受理地別・原数値)

地域	安定所	年度								令和5年								令和6年			令和6年4月						
		28	29	30	元	2	3	4	5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
																							対前年 同月差		対前年 同月差		対前年 同月差
西部地域	広島	2.31	2.43	2.57	2.43	1.59	1.74	2.00	2.06	1.95	1.89	1.96	2.02	2.02	1.98	2.07	2.13	2.27	2.21	2.16	2.09	23,118	▲1,299	12,564	65	1.84	▲0.11
	広島東	2.17	2.37	2.52	2.38	1.49	1.88	2.25	2.18	2.18	2.07	2.10	2.08	2.14	2.24	2.16	2.15	2.34	2.29	2.24	2.20	11,500	▲1,101	6,114	336	1.88	▲0.30
	可部	0.70	0.74	0.78	0.72	0.52	0.60	0.60	0.55	0.56	0.55	0.55	0.51	0.52	0.53	0.52	0.55	0.56	0.58	0.61	0.56	1,813	▲197	3,498	▲76	0.52	▲0.04
	廿日市	0.65	0.60	0.70	0.61	0.39	0.53	0.60	0.58	0.54	0.48	0.50	0.51	0.58	0.61	0.59	0.64	0.66	0.66	0.61	0.59	1,482	▲50	2,779	▲46	0.53	▲0.01
	大竹	0.79	0.87	0.88	0.94	0.70	0.72	0.78	0.85	0.79	0.77	0.86	0.86	0.89	0.80	0.79	0.90	1.00	0.94	0.80	0.87	347	▲16	467	5	0.74	▲0.05
	広島西条	1.73	2.87	4.23	3.59	1.51	1.16	1.35	1.13	1.22	1.10	1.07	1.09	1.10	1.13	1.09	1.12	1.13	1.15	1.21	1.14	3,254	▲717	3,314	69	0.98	▲0.24
	地域計	1.82	2.04	2.29	2.13	1.29	1.43	1.65	1.62	1.58	1.50	1.53	1.57	1.59	1.61	1.62	1.65	1.76	1.73	1.71	1.65	41,514	▲3,380	28,736	353	1.44	▲0.14
芸南地域	呉	1.17	1.27	1.35	1.25	0.92	0.94	1.11	1.07	1.03	0.97	0.98	1.02	1.03	1.11	1.05	1.11	1.11	1.18	1.17	1.11	3,385	▲58	3,374	26	1.00	▲0.03
	竹原	1.08	1.04	1.34	1.32	0.96	0.97	1.11	1.00	1.01	0.89	0.98	0.94	0.94	0.90	1.07	1.02	1.10	1.10	1.06	1.03	462	▲29	497	9	0.93	▲0.08
	地域計	1.16	1.24	1.35	1.26	0.92	0.95	1.11	1.06	1.03	0.96	0.98	1.01	1.02	1.08	1.05	1.10	1.11	1.17	1.16	1.10	3,847	▲87	3,871	35	0.99	▲0.04
東部地域	福山	1.70	1.88	1.96	1.97	1.54	1.49	1.65	1.67	1.49	1.56	1.61	1.64	1.71	1.69	1.66	1.74	1.73	1.78	1.79	1.71	12,730	1,069	8,088	250	1.57	0.08
	府中	0.82	1.05	1.20	1.05	0.78	0.83	0.95	0.81	0.89	0.86	0.85	0.85	0.75	0.69	0.75	0.76	0.85	0.82	0.82	0.78	978	▲149	1,358	92	0.72	▲0.17
	尾道	1.53	1.74	2.05	2.00	1.41	1.42	1.61	1.34	1.31	1.20	1.20	1.22	1.27	1.28	1.32	1.43	1.46	1.44	1.46	1.53	2,738	71	2,015	▲26	1.36	0.05
	三原	1.43	1.66	1.55	1.62	1.23	1.33	1.48	1.28	1.29	1.20	1.21	1.30	1.36	1.31	1.30	1.30	1.36	1.28	1.26	1.19	1,419	▲316	1,392	48	1.02	▲0.27
	地域計	1.56	1.75	1.86	1.85	1.41	1.40	1.56	1.49	1.38	1.39	1.42	1.45	1.50	1.48	1.48	1.54	1.56	1.57	1.58	1.53	17,865	675	12,853	364	1.39	0.01
北部地域	三次	1.59	1.74	1.96	1.95	1.46	1.55	1.53	1.37	1.45	1.48	1.41	1.41	1.39	1.39	1.27	1.33	1.40	1.36	1.28	1.27	1,127	▲110	873	17	1.29	▲0.16
	庄原	1.67	1.77	1.68	1.45	1.07	1.16	1.30	1.15	1.14	1.10	1.07	1.15	1.21	1.16	1.16	1.08	1.22	1.18	1.21	1.15	547	▲36	497	▲16	1.10	▲0.04
	安芸高田	1.51	1.66	1.82	1.64	1.30	1.49	1.67	1.40	1.48	1.32	1.38	1.33	1.32	1.30	1.25	1.25	1.31	1.80	1.67	1.44	659	▲30	549	82	1.20	▲0.28
	地域計	1.59	1.73	1.85	1.73	1.31	1.43	1.51	1.32	1.37	1.33	1.30	1.32	1.32	1.31	1.23	1.25	1.33	1.44	1.37	1.29	2,333	▲176	1,919	83	1.22	▲0.15
広島県全体	広島県全体	1.68	1.88	2.08	1.96	1.29	1.38	1.57	1.53	1.47	1.42	1.45	1.48	1.51	1.52	1.52	1.56	1.64	1.63	1.62	1.56	65,559	▲2,968	47,379	835	1.38	▲0.09
	季節調整値	—	—	—	—	—	—	—	—	1.57	1.56	1.56	1.53	1.53	1.52	1.52	1.50	1.50	1.50	1.53	1.54	65,710	▲3,211	44,180	214	1.49	▲0.08

6 職業安定等業務主要指標(その1)

年度/年・月	新規求人・求職							月間有効求人・求職							就 職		充 足			
	① 求 人 数		② 求職申込件数		③ 求人倍率[①÷②]			④ 求 人 数		⑤ 求 職 者 数		⑥ 求人倍率[④÷⑤]			⑦ 就 職 件 数		⑧ 就職率 [⑦÷②]	⑨ 充 足 数		⑩ 充足率 [⑨÷①]
		前年比		前年比		季節調整値	前年差 前月差		前年比		前年比		季節調整値	前年差 前月差		前年比			前年比	
平成28年度	25,333	2.3	9,428	▲ 3.5	2.69		0.16	70,568	3.8	42,029	▲ 5.7	1.68		0.16	3,700	▲ 4.3	39.2	3,891	▲ 5.2	15.4
29	27,549	8.7	9,220	▲ 2.2	2.99		0.30	76,799	8.8	40,889	▲ 2.7	1.88		0.20	3,573	▲ 3.4	38.8	3,740	▲ 3.9	13.6
30	29,376	6.6	9,237	0.2	3.18		0.19	83,177	8.3	40,032	▲ 2.1	2.08		0.20	3,296	▲ 7.8	35.7	3,512	▲ 6.1	12.0
令和元年度	27,058	▲ 7.9	9,144	▲ 1.0	2.96		▲ 0.22	77,616	▲ 6.7	39,517	▲ 1.3	1.96		▲ 0.12	3,065	▲ 7.0	33.5	3,240	▲ 7.7	12.0
2	20,279	▲ 25.1	8,947	▲ 2.2	2.27		▲ 0.69	57,092	▲ 26.4	44,157	11.7	1.29		▲ 0.67	2,597	▲ 15.3	29.0	2,756	▲ 14.9	13.6
3	22,577	11.3	8,797	▲ 1.7	2.57		0.30	62,661	9.8	45,364	2.7	1.38		0.09	2,628	1.2	29.9	2,837	2.9	12.6
4	24,599	9.0	8,699	▲ 1.1	2.83		0.26	69,275	10.6	44,028	▲ 2.9	1.57		0.19	2,503	▲ 4.8	28.8	2,685	▲ 5.4	10.9
5	24,229	▲ 1.5	8,605	▲ 1.1	2.82		▲ 0.01	68,404	▲ 1.3	44,736	1.6	1.53		▲ 0.04	2,478	▲ 1.0	28.8	2,675	▲ 0.4	11.0
令和4年 4月	23,474	6.3	12,181	▲ 6.4	1.93	2.65	▲ 0.06	67,357	14.1	48,025	▲ 0.9	1.40	1.50	0.00	2,850	▲ 6.5	23.4	3,091	▲ 6.4	13.2
5月	23,519	22.2	9,617	15.3	2.45	2.73	0.08	66,602	14.9	48,340	1.8	1.38	1.50	0.00	2,696	0.0	28.0	2,898	2.8	12.3
6月	24,794	16.9	8,911	▲ 0.6	2.78	2.73	0.00	67,344	16.3	47,466	2.1	1.42	1.52	0.02	2,803	0.0	31.5	3,042	▲ 0.5	12.3
7月	23,852	12.7	7,879	▲ 0.8	3.03	2.88	0.15	67,446	17.2	44,962	1.1	1.50	1.56	0.04	2,372	▲ 1.7	30.1	2,571	▲ 0.6	10.8
8月	24,519	13.7	8,101	5.3	3.03	2.92	0.04	69,050	15.7	44,116	▲ 1.1	1.57	1.59	0.03	2,158	1.0	26.6	2,310	0.2	9.4
9月	24,505	13.2	8,234	▲ 2.8	2.98	2.90	▲ 0.02	69,463	13.9	43,702	▲ 2.8	1.59	1.60	0.01	2,399	▲ 7.7	29.1	2,568	▲ 8.3	10.5
10月	25,493	8.8	8,415	▲ 9.3	3.03	2.97	0.07	70,257	12.8	43,430	▲ 5.3	1.62	1.62	0.02	2,440	▲ 8.5	29.0	2,555	▲ 10.9	10.0
11月	25,274	5.8	7,449	▲ 4.9	3.39	3.01	0.04	70,966	9.2	42,185	▲ 7.0	1.68	1.63	0.01	2,336	▲ 10.2	31.4	2,522	▲ 10.1	10.0
12月	23,631	4.6	5,980	▲ 10.3	3.95	3.01	0.00	70,232	7.1	39,546	▲ 8.7	1.78	1.63	0.00	2,154	▲ 10.0	36.0	2,279	▲ 11.3	9.6
令和5年 1月	25,302	3.8	8,798	▲ 2.5	2.88	2.85	▲ 0.16	70,710	5.6	39,998	▲ 7.7	1.77	1.63	0.00	1,839	▲ 13.5	20.9	2,006	▲ 13.9	7.9
2月	25,132	▲ 0.0	9,190	5.3	2.73	2.80	▲ 0.05	70,085	1.8	42,031	▲ 4.6	1.67	1.57	▲ 0.06	2,439	▲ 3.1	26.5	2,650	▲ 2.0	10.5
3月	25,688	4.5	9,634	0.1	2.67	2.84	0.04	71,782	2.1	44,532	▲ 3.1	1.61	1.57	0.00	3,549	0.4	36.8	3,730	▲ 4.4	14.5
4月	24,285	3.5	11,888	▲ 2.4	2.04	2.76	▲ 0.08	68,527	1.7	46,544	▲ 3.1	1.47	1.57	0.00	2,770	▲ 2.8	23.3	2,994	▲ 3.1	12.3
5月	23,549	0.1	9,465	▲ 1.6	2.49	2.79	0.03	67,318	1.1	47,328	▲ 2.1	1.42	1.56	▲ 0.01	2,551	▲ 5.4	27.0	2,790	▲ 3.7	11.8
6月	25,186	1.6	8,610	▲ 3.4	2.93	2.89	0.10	68,000	1.0	46,955	▲ 1.1	1.45	1.56	0.00	2,683	▲ 4.3	31.2	2,871	▲ 5.6	11.4
7月	22,802	▲ 4.4	7,987	1.4	2.85	2.71	▲ 0.18	66,542	▲ 1.3	44,933	▲ 0.1	1.48	1.53	▲ 0.03	2,207	▲ 7.0	27.6	2,410	▲ 6.3	10.6
8月	24,184	▲ 1.4	7,930	▲ 2.1	3.05	2.76	0.05	67,363	▲ 2.4	44,629	1.2	1.51	1.53	0.00	2,137	▲ 1.0	26.9	2,321	0.5	9.6
9月	24,325	▲ 0.7	8,544	3.8	2.85	2.81	0.05	68,051	▲ 2.0	44,830	2.6	1.52	1.52	▲ 0.01	2,501	4.3	29.3	2,707	5.4	11.1
10月	24,327	▲ 4.6	8,757	4.1	2.78	2.77	▲ 0.04	68,317	▲ 2.8	45,031	3.7	1.52	1.52	0.00	2,522	3.4	28.8	2,709	6.0	11.1
11月	24,309	▲ 3.8	7,375	▲ 1.0	3.30	2.79	0.02	68,797	▲ 3.1	44,013	4.3	1.56	1.50	▲ 0.02	2,386	2.1	32.4	2,598	3.0	10.7
12月	23,665	0.1	6,180	3.3	3.83	2.88	0.09	68,279	▲ 2.8	41,695	5.4	1.64	1.50	0.00	2,198	2.0	35.6	2,367	3.9	10.0
令和6年 1月	25,330	0.1	9,131	3.8	2.77	2.76	▲ 0.12	69,200	▲ 2.1	42,461	6.2	1.63	1.50	0.00	1,962	6.7	21.5	2,092	4.3	8.3
2月	25,107	▲ 0.1	8,679	▲ 5.6	2.89	2.82	0.06	70,548	0.7	43,629	3.8	1.62	1.53	0.03	2,544	4.3	29.3	2,747	3.7	10.9
3月	23,682	▲ 7.8	8,713	▲ 9.6	2.72	2.96	0.14	69,904	▲ 2.6	44,784	0.6	1.56	1.54	0.01	3,280	▲ 7.6	37.6	3,490	▲ 6.4	14.7
4月	22,420	▲ 7.7	12,311	3.6	1.82	2.57	▲ 0.39	65,559	▲ 4.3	47,379	1.8	1.38	1.49	▲ 0.05	2,712	▲ 2.1	22.0	2,909	▲ 2.8	13.0

(注) 1 求人・求職関係は、学卒を除きパートタイムを含む。

7 職業安定等業務主要指標(その2)

年度/年・月	正社員有効求人・求職						パートタイム有効求人・求職						全国の求人倍率				完全失業者数 [万人]		完全失業率					
	① 求人数		② 常用求職者数		③ 求人倍率[①÷②]		④ 求人数		⑤ 求職者数		⑥ 求人倍率[④÷⑤]		⑦ 新規	⑧ 有効		⑨ 正社員 有効	⑩ パート タイム 有効	⑪ 全国	⑫ 広島	⑬ 全国	⑭ 広島			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年差	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値				
平成28年度	30,443	3.8	26,356	▲ 7.1	1.16	0.13	29,221	6.0	15,606	▲ 3.3	1.87	0.16	2.08		1.39		0.89	1.73	208	4.0	3.1		2.7	
29	31,830	4.6	25,151	▲ 4.6	1.27	0.11	33,526	14.7	15,660	0.3	2.14	0.27	2.29		1.54		1.03	1.80	190	3.5	2.8		2.4	
30	34,196	7.4	24,460	▲ 2.7	1.40	0.13	37,124	10.7	15,496	▲ 1.0	2.40	0.26	2.42		1.62		1.13	1.81	167	3.5	2.4		2.4	
令和元年度	32,632	▲ 4.6	23,893	▲ 2.3	1.37	▲ 0.03	35,073	▲ 5.5	15,543	0.3	2.26	▲ 0.14	2.35		1.55		1.12	1.71	162	3.5	2.4		2.4	
2	26,724	▲ 18.1	26,732	11.9	1.00	▲ 0.37	23,834	▲ 32.0	17,357	11.7	1.37	▲ 0.89	1.90		1.10		0.83	1.18	192	3.5	2.8		2.4	
3	29,471	10.3	26,890	0.6	1.10	0.10	24,675	3.5	18,409	6.1	1.34	▲ 0.03	2.08		1.16		0.90	1.16	195	3.5	2.8		2.4	
4	30,562	3.7	25,895	▲ 3.7	1.18	0.08	27,398	11.0	18,076	▲ 1.8	1.52	0.18	2.30		1.31		1.01	1.31	179	3.2	2.6		2.2	
5	32,049	4.9	26,414	2.0	1.21	0.03	25,850	▲ 5.7	18,268	1.1	1.42	▲ 0.10	2.28		1.29		1.02	1.28	178	3.0	2.6		2.0	
令和4年 4月	29,480	4.0	27,789	▲ 1.6	1.06	0.06	27,688	16.4	20,180	0.1	1.37	0.19	1.64	2.21	1.17	1.24	0.92	1.15	188		2.7	2.6		
5月	29,100	3.8	27,742	0.8	1.05	0.03	27,446	19.4	20,540	3.3	1.34	0.18	1.97	2.22	1.15	1.25	0.91	1.12	191		2.8	2.6		
6月	29,585	4.9	27,214	1.3	1.09	0.04	27,208	20.8	20,191	3.2	1.35	0.20	2.31	2.23	1.19	1.27	0.95	1.15	186	3.2	2.7	2.6	2.2	
7月	30,316	7.8	26,399	0.8	1.15	0.08	26,684	20.3	18,491	1.6	1.44	0.22	2.51	2.33	1.26	1.29	0.98	1.23	176		2.5	2.5		
8月	30,932	6.9	26,069	▲ 2.1	1.19	0.10	27,027	17.8	17,970	0.4	1.50	0.22	2.34	2.30	1.29	1.31	1.00	1.29	177		2.6	2.5		
9月	30,899	5.1	25,869	▲ 4.2	1.19	0.10	26,926	15.0	17,768	▲ 0.6	1.52	0.21	2.45	2.30	1.32	1.32	1.02	1.31	187	3.1	2.7	2.6	2.1	
10月	31,034	4.0	25,530	▲ 7.0	1.22	0.13	27,033	13.5	17,840	▲ 2.8	1.52	0.22	2.55	2.34	1.35	1.33	1.04	1.34	178		2.6	2.6		
11月	31,115	1.6	24,831	▲ 8.3	1.25	0.12	27,899	9.0	17,297	▲ 5.1	1.61	0.21	2.61	2.39	1.39	1.35	1.07	1.40	165		2.4	2.5		
12月	31,167	2.5	23,453	▲ 9.3	1.33	0.15	26,947	4.7	16,042	▲ 8.0	1.68	0.20	2.93	2.39	1.45	1.35	1.11	1.48	158	2.9	2.3	2.5	2.0	
令和5年 1月	31,045	2.4	24,021	▲ 7.7	1.29	0.12	27,786	3.6	15,931	▲ 7.7	1.74	0.19	2.32	2.35	1.44	1.35	1.09	1.50	164		2.4	2.5		
2月	31,220	1.0	25,211	▲ 4.7	1.24	0.07	27,486	▲ 0.4	16,779	▲ 4.3	1.64	0.07	2.29	2.33	1.41	1.34	1.06	1.49	174		2.5	2.6		
3月	30,850	1.2	26,608	▲ 2.9	1.16	0.05	28,641	▲ 0.1	17,881	▲ 3.3	1.60	0.05	2.13	2.31	1.36	1.32	1.02	1.42	193	2.9	2.8	2.7	2.0	
4月	30,119	2.2	27,232	▲ 2.0	1.11	0.05	27,354	▲ 1.2	19,262	▲ 4.5	1.42	0.05	1.68	2.25	1.24	1.32	0.98	1.23	190		2.7	2.6		
5月	30,301	4.1	27,467	▲ 1.0	1.10	0.05	26,377	▲ 3.9	19,796	▲ 3.6	1.33	▲ 0.01	2.06	2.32	1.21	1.32	0.96	1.17	188		2.7	2.6		
6月	31,631	6.9	27,196	▲ 0.1	1.16	0.07	25,621	▲ 5.8	19,693	▲ 2.5	1.30	▲ 0.05	2.38	2.31	1.23	1.31	0.99	1.17	179	3.3	2.6	2.5	2.2	
7月	31,610	4.3	26,569	0.6	1.19	0.04	24,547	▲ 8.0	18,298	▲ 1.0	1.34	▲ 0.10	2.43	2.27	1.26	1.30	1.01	1.23	183		2.6	2.6		
8月	32,374	4.7	26,745	2.6	1.21	0.02	24,416	▲ 9.7	17,830	▲ 0.8	1.37	▲ 0.13	2.42	2.31	1.28	1.30	1.01	1.27	186		2.7	2.6		
9月	32,452	5.0	26,751	3.4	1.21	0.02	24,653	▲ 8.4	18,027	1.5	1.37	▲ 0.15	2.39	2.25	1.29	1.29	1.02	1.27	182	2.9	2.6	2.6	2.0	
10月	32,178	3.7	26,681	4.5	1.21	▲ 0.01	25,294	▲ 6.4	18,301	2.6	1.38	▲ 0.14	2.40	2.25	1.31	1.29	1.02	1.29	175		2.5	2.5		
11月	32,594	4.8	25,936	4.5	1.26	0.01	25,911	▲ 7.1	18,025	4.2	1.44	▲ 0.17	2.52	2.25	1.32	1.27	1.04	1.31	169		2.4	2.5		
12月	32,300	3.6	24,717	5.4	1.31	▲ 0.02	25,329	▲ 6.0	16,925	5.5	1.50	▲ 0.18	2.78	2.25	1.37	1.27	1.08	1.37	156	2.9	2.3	2.5	2.0	
令和6年 1月	32,711	5.4	25,234	5.0	1.30	0.01	26,514	▲ 4.6	17,179	7.8	1.54	▲ 0.20	2.23	2.28	1.35	1.27	1.05	1.37	163		2.4	2.4		
2月	33,352	6.8	25,930	2.9	1.29	0.05	27,243	▲ 0.9	17,649	5.2	1.54	▲ 0.10	2.28	2.26	1.34	1.26	1.04	1.38	177		2.6	2.6		
3月	32,964	6.9	26,515	▲ 0.3	1.24	0.08	26,943	▲ 5.9	18,225	1.9	1.48	▲ 0.12	2.17	2.38	1.30	1.28	1.01	1.31	185	3.1	2.7	2.6	2.1	
4月	31,547	4.7	27,443	0.8	1.15	0.04	25,297	▲ 7.5	19,882	3.2	1.27	▲ 0.15	1.58	2.17	1.18	1.26	0.96	1.13	193		2.8	2.6		

(注) 1 完全失業者数及び完全失業率は総務省統計局「労働力調査」による。年度欄は年平均値。

8 職業安定等業務主要指標(その3)

年度/年・月	産業別新規求人数(主な産業)																						
	① 建設業		② 製造業		③ 情報通信業		④ 運輸業、郵便業		⑤ 卸売業、小売業		⑥ 学術研究、専門・技術サービス業		⑦ 宿泊業、飲食サービス業		⑧ 生活関連サービス業、娯楽業		⑨ 教育、学習支援業		⑩ 医療、福祉		⑪ サービス業		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
平成28年度	1,613	0.4	2,644	▲ 2.4	491	6.5	1,606	4.2	5,098	2.9	759	▲ 3.4	1,380	4.2	1,033	8.7	264	1.1	4,971	4.8	3,630	2.6	
29	1,596	▲ 1.1	2,896	9.5	471	▲ 4.1	1,725	7.4	6,041	18.5	775	2.1	1,426	3.3	1,068	3.4	318	20.5	5,370	8.0	4,024	10.9	
30	1,701	6.6	3,136	8.3	411	▲ 12.7	1,778	3.1	7,025	16.3	851	9.8	1,440	1.0	1,074	0.6	278	▲ 12.6	5,625	4.7	4,131	2.7	
令和元年度	1,680	▲ 1.2	2,679	▲ 14.6	378	▲ 8.0	1,694	▲ 4.7	6,128	▲ 12.8	740	▲ 13.0	1,437	▲ 0.2	933	▲ 13.1	378	36.0	5,606	▲ 0.3	3,654	▲ 11.5	
2	1,597	▲ 4.9	1,914	▲ 28.6	298	▲ 21.2	1,280	▲ 24.4	3,861	▲ 37.0	486	▲ 34.3	1,059	▲ 26.3	740	▲ 20.7	259	▲ 31.5	4,833	▲ 13.8	2,656	▲ 27.3	
3	1,697	6.3	2,580	34.8	289	▲ 3.0	1,391	8.7	4,124	6.8	547	12.6	1,172	10.7	793	7.2	266	2.7	5,114	5.8	3,406	28.2	
4	1,630	▲ 3.9	2,773	7.5	262	▲ 9.3	1,475	6.0	4,508	9.3	568	3.8	1,333	13.7	691	▲ 12.9	279	4.9	5,287	3.4	4,513	32.5	
5	1,600	▲ 1.8	2,587	▲ 6.7	265	1.1	1,472	▲ 0.2	4,610	2.3	551	▲ 3.0	1,135	▲ 14.9	749	8.4	302	8.2	5,017	▲ 5.1	4,426	▲ 1.9	
令和4年	4月	1,698	▲ 0.5	2,465	8.0	296	▲ 14.5	1,497	5.3	4,716	14.2	655	3.6	1,220	9.0	597	▲ 46.4	236	▲ 14.8	5,280	▲ 2.3	3,852	41.6
	5月	1,646	2.3	2,350	20.7	264	▲ 20.5	1,420	32.2	4,585	26.7	567	13.9	1,635	32.8	842	35.2	297	16.5	5,159	22.2	3,797	38.0
	6月	1,753	▲ 6.2	3,193	30.6	252	3.3	1,569	13.5	4,354	11.2	531	16.7	1,124	17.8	651	▲ 15.9	218	10.1	5,265	10.7	4,889	54.7
	7月	1,641	3.2	2,552	15.6	264	13.3	1,419	2.5	5,009	29.6	616	7.1	1,257	19.0	615	▲ 36.1	263	28.9	5,128	▲ 4.5	4,031	42.9
	8月	1,562	▲ 2.4	2,488	6.2	252	▲ 19.2	1,554	16.3	4,491	9.3	596	16.9	1,657	28.7	928	35.3	265	8.6	5,266	10.2	4,195	30.6
	9月	1,699	▲ 7.1	3,392	18.4	227	▲ 4.2	1,419	2.2	4,288	11.9	518	0.8	1,095	28.1	611	▲ 21.4	228	20.6	5,073	4.5	4,966	44.4
	10月	1,719	▲ 3.2	2,784	12.9	304	▲ 3.8	1,434	▲ 15.6	5,038	31.3	646	7.7	1,311	6.8	601	▲ 42.2	240	▲ 16.1	5,447	▲ 0.9	4,853	41.9
	11月	1,461	▲ 11.8	2,557	▲ 3.6	251	▲ 21.3	1,632	12.6	4,530	▲ 3.4	534	▲ 1.8	1,589	2.1	789	▲ 0.8	337	25.7	5,313	8.6	4,581	29.8
	12月	1,502	▲ 6.5	3,169	7.4	278	2.6	1,352	7.9	3,648	▲ 2.5	502	2.7	1,079	0.5	557	▲ 10.7	306	3.7	5,331	0.5	4,727	25.3
令和5年	1月	1,596	▲ 5.2	2,718	▲ 6.0	289	▲ 22.1	1,560	▲ 0.1	4,383	▲ 2.4	612	▲ 9.2	1,297	19.2	702	▲ 10.7	310	▲ 13.2	5,609	▲ 0.3	4,604	37.4
	2月	1,671	4.6	2,474	▲ 11.9	204	▲ 12.8	1,523	3.1	4,496	▲ 6.8	519	▲ 7.3	1,474	▲ 3.8	739	▲ 4.5	309	▲ 11.2	5,229	▲ 1.0	4,465	7.6
	3月	1,608	▲ 12.8	3,131	0.9	259	4.0	1,319	4.0	4,554	2.8	521	0.6	1,263	16.5	663	19.5	333	24.7	5,345	▲ 0.8	5,193	14.3
	4月	1,537	▲ 9.5	2,356	▲ 4.4	310	4.7	1,477	▲ 1.3	4,420	▲ 6.3	654	▲ 0.2	1,314	7.7	734	22.9	258	9.3	5,137	▲ 2.7	4,896	27.1
	5月	1,532	▲ 6.9	2,239	▲ 4.7	211	▲ 20.1	1,530	7.7	5,504	20.0	490	▲ 13.6	1,175	▲ 28.1	756	▲ 10.2	205	▲ 31.0	4,485	▲ 13.1	4,070	7.2
	6月	1,795	2.4	3,170	▲ 0.7	206	▲ 18.3	1,471	▲ 6.2	3,916	▲ 10.1	498	▲ 6.2	1,331	18.4	875	34.4	356	63.3	5,291	0.5	4,892	0.1
	7月	1,389	▲ 15.4	2,373	▲ 7.0	254	▲ 3.8	1,471	3.7	4,350	▲ 13.2	709	15.1	1,166	▲ 7.2	627	2.0	208	▲ 20.9	4,815	▲ 6.1	4,301	6.7
	8月	1,462	▲ 6.4	2,531	1.7	304	20.6	1,630	4.9	5,326	18.6	494	▲ 17.1	1,071	▲ 35.4	748	▲ 19.4	229	▲ 13.6	4,792	▲ 9.0	4,194	▲ 0.0
	9月	1,833	7.9	3,014	▲ 11.1	204	▲ 10.1	1,372	▲ 3.3	4,174	▲ 2.7	517	▲ 0.2	1,075	▲ 1.8	715	17.0	308	35.1	5,188	2.3	4,699	▲ 5.4
	10月	1,373	▲ 20.1	2,717	▲ 2.4	306	0.7	1,667	16.2	4,425	▲ 12.2	597	▲ 7.6	1,142	▲ 12.9	714	18.8	291	21.3	5,081	▲ 6.7	4,513	▲ 7.0
	11月	1,531	4.8	2,368	▲ 7.4	270	7.6	1,471	▲ 9.9	5,109	12.8	530	▲ 0.7	1,269	▲ 20.1	679	▲ 13.9	315	▲ 6.5	4,622	▲ 13.0	4,283	▲ 6.5
	12月	1,780	18.5	2,565	▲ 19.1	278	0.0	1,241	▲ 8.2	4,017	10.1	472	▲ 6.0	935	▲ 13.3	987	77.2	370	20.9	5,299	▲ 0.6	4,334	▲ 8.3
令和6年	1月	1,452	▲ 9.0	2,492	▲ 8.3	300	3.8	1,542	▲ 1.2	4,579	4.5	635	3.8	1,060	▲ 18.3	746	6.3	416	34.2	5,597	▲ 0.2	4,435	▲ 3.7
	2月	1,596	▲ 4.5	2,409	▲ 2.6	267	30.9	1,632	7.2	5,162	14.8	530	2.1	1,047	▲ 29.0	749	1.4	370	19.7	4,798	▲ 8.2	4,311	▲ 3.4
	3月	1,914	19.0	2,809	▲ 10.3	270	4.2	1,154	▲ 12.5	4,341	▲ 4.7	483	▲ 7.3	1,040	▲ 17.7	653	▲ 1.5	295	▲ 11.4	5,097	▲ 4.6	4,185	▲ 19.4
	4月	1,392	▲ 9.4	2,230	▲ 5.3	296	▲ 4.5	1,340	▲ 9.3	3,962	▲ 10.4	585	▲ 10.6	1,141	▲ 13.2	1,036	41.1	299	15.9	4,874	▲ 5.1	4,075	▲ 16.8

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

9 職業安定等業務主要指標(その4)

年度/年・月		就業・不就業状態別新規求職者数(パートを含む常用)																							
		① 新規求職者数 〔②+③+⑨〕		② 在職者		③ 離職者 〔④+⑧〕		④ 雇⤁用者				⑤ 定年		⑥ 事業主都合		⑦ 自己都合		⑧ 自営		⑨ 無業者 〔⑩+⑪〕		⑩ 家事・育児 従事者		⑪ その他	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年度		9,388	▲ 3.6	2,438	▲ 1.3	5,770	▲ 3.6	5,678	▲ 3.4	247	0.0	1,262	▲ 8.2	4,158	▲ 2.1	92	▲ 12.4	1,181	▲ 7.9	501	▲ 1.0	680	▲ 12.4		
29		9,177	▲ 2.2	2,485	▲ 1.9	5,578	▲ 3.3	5,488	▲ 3.3	242	▲ 2.0	1,204	▲ 4.6	4,030	▲ 3.1	90	▲ 2.2	1,115	▲ 5.6	449	▲ 10.4	666	▲ 2.1		
30		9,199	0.2	2,492	0.3	5,716	2.5	5,628	2.6	265	9.5	1,245	3.4	4,101	1.8	89	▲ 1.1	991	▲ 11.1	374	▲ 16.7	617	▲ 7.4		
令和元年度		9,105	▲ 1.0	2,439	▲ 2.1	5,780	1.1	5,690	1.1	264	▲ 0.4	1,254	0.7	4,154	1.3	90	1.1	886	▲ 10.6	362	▲ 3.2	524	▲ 15.1		
2		8,902	▲ 2.2	2,217	▲ 9.1	5,952	3.0	5,862	3.0	264	0.0	1,620	29.2	3,961	▲ 4.6	90	0.0	733	▲ 17.3	308	▲ 14.9	426	▲ 18.7		
3		8,758	▲ 1.6	2,330	▲ 5.1	5,629	▲ 5.4	5,534	▲ 5.6	265	0.4	1,321	▲ 18.5	3,923	▲ 1.0	95	5.6	799	9.0	324	5.2	474	11.3		
4		8,666	▲ 1.1	2,272	▲ 2.5	5,604	▲ 0.4	5,513	▲ 0.4	286	7.9	1,167	▲ 11.7	4,027	2.7	91	▲ 4.2	790	▲ 1.1	302	▲ 6.8	488	3.0		
5		8,573	▲ 1.1	2,196	▲ 3.3	5,616	0.2	5,526	0.2	279	▲ 2.4	1,236	5.9	3,966	▲ 1.5	90	▲ 1.1	760	▲ 3.8	288	▲ 4.6	473	▲ 3.1		
令和4年	4月	12,139	▲ 6.3	2,074	▲ 4.3	9,066	▲ 6.1	8,948	▲ 6.4	870	2.6	2,496	▲ 14.8	5,520	▲ 4.0	118	20.4	999	▲ 11.9	343	▲ 21.9	656	▲ 5.6		
	5月	9,573	15.4	2,196	14.4	6,449	15.2	6,360	15.2	360	28.6	1,459	5.6	4,507	17.3	89	17.1	928	18.5	376	11.2	552	24.0		
	6月	8,873	▲ 0.5	2,404	7.4	5,621	▲ 3.4	5,511	▲ 3.7	272	43.9	1,096	▲ 21.9	4,111	0.3	110	14.6	848	▲ 1.9	336	▲ 2.0	512	▲ 1.7		
	7月	7,836	▲ 0.7	2,059	▲ 0.8	5,111	▲ 0.1	5,048	0.7	217	21.2	1,167	▲ 5.4	3,621	1.3	63	▲ 38.8	666	▲ 4.4	229	▲ 11.2	437	▲ 0.5		
	8月	8,069	5.4	2,086	0.3	5,262	6.5	5,175	6.8	221	6.3	971	▲ 6.9	3,948	10.2	87	▲ 10.3	721	13.5	266	3.5	455	20.4		
	9月	8,203	▲ 2.9	2,172	▲ 6.5	5,240	▲ 2.3	5,150	▲ 2.4	212	10.4	954	▲ 15.0	3,955	0.5	90	0.0	791	4.5	335	1.5	456	6.8		
	10月	8,379	▲ 9.3	2,029	▲ 15.4	5,518	▲ 7.8	5,418	▲ 8.2	252	▲ 11.0	1,066	▲ 29.7	4,070	0.1	100	12.4	832	▲ 2.2	339	▲ 5.0	493	▲ 0.2		
	11月	7,418	▲ 4.8	2,025	▲ 5.7	4,684	▲ 2.5	4,590	▲ 2.6	163	▲ 19.7	859	▲ 17.4	3,535	2.7	94	4.4	709	▲ 15.9	278	▲ 27.4	431	▲ 6.3		
	12月	5,958	▲ 10.1	1,832	▲ 6.9	3,609	▲ 10.6	3,545	▲ 10.1	156	6.1	734	▲ 14.4	2,637	▲ 9.6	64	▲ 31.2	517	▲ 16.9	192	▲ 33.6	325	▲ 2.4		
令和5年	1月	8,771	▲ 2.4	2,527	▲ 3.0	5,531	▲ 3.2	5,435	▲ 3.0	254	6.7	1,025	▲ 17.8	4,126	0.9	96	▲ 12.7	713	5.9	281	9.8	432	3.6		
	2月	9,168	5.5	2,893	▲ 4.2	5,495	11.6	5,405	11.8	236	29.7	1,091	9.6	4,053	11.7	90	2.3	780	4.4	312	6.8	468	2.9		
	3月	9,605	0.2	2,965	▲ 1.9	5,663	1.3	5,567	1.5	223	▲ 2.6	1,083	▲ 0.5	4,235	2.3	96	▲ 7.7	977	▲ 0.2	337	▲ 3.7	640	1.7		
	4月	11,825	▲ 2.6	2,097	1.1	8,769	▲ 3.3	8,665	▲ 3.2	773	▲ 11.1	2,264	▲ 9.3	5,549	0.5	104	▲ 11.9	959	▲ 4.0	346	0.9	613	▲ 6.6		
	5月	9,427	▲ 1.5	2,069	▲ 5.8	6,510	0.9	6,418	0.9	375	4.2	1,480	1.4	4,494	▲ 0.3	92	3.4	848	▲ 8.6	346	▲ 8.0	502	▲ 9.1		
	6月	8,575	▲ 3.4	2,159	▲ 10.2	5,589	▲ 0.6	5,492	▲ 0.3	222	▲ 18.4	1,255	14.5	3,968	▲ 3.5	97	▲ 11.8	827	▲ 2.5	296	▲ 11.9	531	3.7		
	7月	7,963	1.6	2,012	▲ 2.3	5,297	3.6	5,221	3.4	221	1.8	1,248	6.9	3,713	2.5	76	20.6	654	▲ 1.8	219	▲ 4.4	435	▲ 0.5		
	8月	7,901	▲ 2.1	2,090	0.2	5,130	▲ 2.5	5,059	▲ 2.2	209	▲ 5.4	1,041	7.2	3,777	▲ 4.3	71	▲ 18.4	681	▲ 5.5	244	▲ 8.3	437	▲ 4.0		
	9月	8,513	3.8	2,070	▲ 4.7	5,600	6.9	5,499	6.8	221	4.2	1,135	19.0	4,090	3.4	101	12.2	843	6.6	372	11.0	471	3.3		
	10月	8,725	4.1	2,107	3.8	5,848	6.0	5,761	6.3	272	7.9	1,356	27.2	4,090	0.5	87	▲ 13.0	770	▲ 7.5	307	▲ 9.4	463	▲ 6.1		
	11月	7,336	▲ 1.1	1,941	▲ 4.1	4,741	1.2	4,662	1.6	208	27.6	1,034	20.4	3,386	▲ 4.2	79	▲ 16.0	654	▲ 7.8	279	0.4	375	▲ 13.0		
	12月	6,160	3.4	1,821	▲ 0.6	3,785	4.9	3,713	4.7	150	▲ 3.8	792	7.9	2,734	3.7	72	12.5	554	7.2	217	13.0	337	3.7		
令和6年	1月	9,109	3.9	2,550	0.9	5,828	5.4	5,730	5.4	264	3.9	1,156	12.8	4,262	3.3	98	2.1	731	2.5	280	▲ 0.4	451	4.4		
	2月	8,650	▲ 5.7	2,854	▲ 1.3	5,052	▲ 8.1	4,953	▲ 8.4	208	▲ 11.9	1,011	▲ 7.3	3,710	▲ 8.5	99	10.0	744	▲ 4.6	273	▲ 12.5	471	0.6		
	3月	8,687	▲ 9.6	2,583	▲ 12.9	5,247	▲ 7.3	5,142	▲ 7.6	222	▲ 0.4	1,059	▲ 2.2	3,816	▲ 9.9	105	9.4	857	▲ 12.3	272	▲ 19.3	585	▲ 8.6		
	4月	12,255	3.6	2,142	2.1	9,042	3.1	8,946	3.2	792	2.5	2,446	8.0	5,655	1.9	96	▲ 7.7	1,071	11.7	352	1.7	719	17.3		

(注) 「⑪その他」は、離職後1年を超える者などである。

10 職業安定等業務主要指標(その5)

年度/年・月	雇 用 保 険 関 係														基本手当(基本分)				
	① 月末適用事業所数		② 月末被保険者数		③ 資格取得者数		④ 資格喪失者数		⑤ 離職票交付枚数		⑥ 受給資格決定件数		⑦ 初回受給者数		⑧ 受給者実人員		⑨ 受給率	⑩ 支給額	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	[⑨÷(②+⑧)]	[十万円]	
平成28年度	50,032	1.1	973,836	1.3	15,502	3.7	13,552	1.4	9,051	1.1	2,826	▲ 3.5	2,206	▲ 6.8	9,580	▲ 6.2	1.0	10,849	
29	50,835	1.6	1,000,772	2.8	15,423	▲ 0.5	13,929	2.8	9,031	▲ 0.2	2,725	▲ 3.6	2,139	▲ 3.0	9,178	▲ 4.2	0.9	10,468	
30	51,249	0.8	1,012,413	1.2	15,029	▲ 2.6	14,222	2.1	9,202	1.9	2,773	1.8	2,455	14.8	10,047	9.5	1.0	11,770	
令和元年度	51,642	0.8	1,021,546	0.9	15,128	0.7	14,230	0.1	9,198	▲ 0.0	2,708	▲ 2.3	2,300	▲ 6.3	9,952	▲ 0.9	1.0	11,771	
2	52,345	1.4	1,024,250	0.3	13,207	▲ 12.7	13,152	▲ 7.6	8,855	▲ 3.7	2,893	6.8	2,406	4.6	10,397	4.5	1.0	12,718	
3	52,962	1.2	1,029,858	0.5	12,633	▲ 4.3	13,581	3.3	9,034	2.0	2,586	▲ 10.6	2,208	▲ 8.2	9,972	▲ 4.1	1.0	12,090	
4	53,308	0.7	1,023,784	▲ 0.6	13,732	8.7	13,801	1.6	9,178	1.6	2,568	▲ 0.7	2,136	▲ 3.3	9,357	▲ 6.2	0.9	11,432	
5	53,365	0.1	1,019,229	▲ 0.4	13,334	▲ 2.9	13,835	0.2	9,533	3.9	2,651	3.2	2,256	5.6	9,874	5.5	1.0	12,463	
令和4年	4月	53,282	0.9	1,017,987	▲ 1.4	26,127	▲ 1.7	27,444	▲ 4.3	18,803	▲ 3.2	3,098	▲ 11.1	2,072	▲ 13.3	8,361	▲ 12.0	0.8	9,550
	5月	53,332	0.8	1,025,755	▲ 1.0	21,248	22.2	13,484	▲ 5.8	8,524	1.5	3,644	3.6	2,990	▲ 0.4	9,498	▲ 5.9	0.9	11,366
	6月	53,391	0.7	1,028,116	▲ 0.9	13,989	▲ 8.5	11,744	▲ 9.8	7,675	▲ 7.5	2,868	1.5	2,625	2.4	10,087	▲ 6.1	1.0	12,673
	7月	53,412	0.8	1,028,434	▲ 0.7	13,344	19.3	12,778	2.9	8,507	8.5	2,305	▲ 0.8	2,314	▲ 9.5	10,298	▲ 6.8	1.0	11,691
	8月	53,475	0.7	1,026,893	▲ 0.7	11,126	9.5	12,603	5.9	8,513	6.5	2,422	17.1	2,434	9.4	11,008	▲ 1.8	1.1	14,240
	9月	53,083	0.7	1,025,366	▲ 0.6	10,467	2.5	11,656	▲ 2.6	8,118	▲ 1.1	2,275	▲ 4.0	1,920	▲ 4.1	10,237	▲ 4.8	1.0	12,772
	10月	53,138	0.6	1,022,180	▲ 0.7	13,271	17.3	15,954	19.2	9,864	6.5	2,498	▲ 16.7	1,795	▲ 6.7	9,535	▲ 4.9	0.9	11,215
	11月	53,199	0.6	1,021,919	▲ 0.6	11,544	14.5	11,196	4.7	7,345	6.2	2,307	▲ 2.5	2,082	▲ 8.8	9,198	▲ 8.1	0.9	11,776
	12月	53,249	0.5	1,025,462	▲ 0.2	9,928	5.9	9,771	▲ 0.1	6,227	▲ 3.2	1,937	▲ 1.0	1,773	▲ 12.4	8,638	▲ 8.8	0.8	9,973
令和5年	1月	53,303	0.5	1,021,472	▲ 0.2	9,930	3.0	13,752	0.9	9,176	▲ 2.8	1,984	▲ 13.6	1,863	9.2	8,676	▲ 6.1	0.8	11,326
	2月	53,394	0.5	1,021,177	▲ 0.0	11,044	14.1	11,747	11.4	8,116	8.8	2,490	9.5	1,798	▲ 0.8	8,318	▲ 4.5	0.8	9,600
	3月	53,439	0.5	1,020,644	0.1	12,763	19.5	13,488	6.7	9,267	6.2	2,986	17.0	1,961	▲ 2.1	8,433	▲ 4.6	0.8	10,996
	4月	53,476	0.4	1,014,661	▲ 0.3	23,105	▲ 11.6	29,278	6.7	21,025	11.8	3,373	8.9	2,109	1.8	8,169	▲ 2.3	0.8	9,423
	5月	53,514	0.3	1,024,388	▲ 0.1	24,078	13.3	14,468	7.3	9,940	16.6	3,828	5.0	3,212	7.4	9,495	▲ 0.0	0.9	12,264
	6月	53,521	0.2	1,025,133	▲ 0.3	12,859	▲ 8.1	12,142	3.4	8,105	5.6	2,917	1.7	2,578	▲ 1.8	10,032	▲ 0.5	1.0	12,483
	7月	53,528	0.2	1,024,463	▲ 0.4	12,082	▲ 9.5	12,538	▲ 1.9	8,537	0.4	2,406	4.4	2,700	16.7	10,734	4.2	1.0	12,662
	8月	53,556	0.2	1,022,407	▲ 0.4	11,092	▲ 0.3	12,929	2.6	8,936	5.0	2,546	5.1	2,721	11.8	11,411	3.7	1.1	16,412
	9月	53,062	▲ 0.0	1,021,492	▲ 0.4	11,478	9.7	12,383	6.2	8,474	4.4	2,525	11.0	1,847	▲ 3.8	10,603	3.6	1.0	12,965
	10月	53,129	▲ 0.0	1,019,682	▲ 0.2	12,411	▲ 6.5	14,435	▲ 9.5	10,008	1.5	2,922	17.0	2,202	22.7	10,712	12.3	1.0	13,443
	11月	53,185	▲ 0.0	1,020,195	▲ 0.2	11,796	2.2	11,094	▲ 0.9	7,554	2.8	2,283	▲ 1.0	2,376	14.1	10,256	11.5	1.0	13,393
	12月	53,249	0.0	1,016,798	▲ 0.8	9,663	▲ 2.7	9,540	▲ 2.4	6,247	0.3	1,934	▲ 0.2	1,807	1.9	9,451	9.4	0.9	10,793
令和6年	1月	53,309	0.0	1,012,946	▲ 0.8	10,290	3.6	14,134	2.8	9,605	4.7	2,371	19.5	1,958	5.1	9,739	12.3	1.0	13,603
	2月	53,402	0.0	1,012,386	▲ 0.9	10,698	▲ 3.1	11,247	▲ 4.3	7,781	▲ 4.1	2,344	▲ 5.9	1,954	8.7	9,223	10.9	0.9	11,539
	3月	53,454	0.0	1,016,192	▲ 0.4	10,455	▲ 18.1	11,832	▲ 12.3	8,186	▲ 11.7	2,358	▲ 21.0	1,605	▲ 18.2	8,664	2.7	0.8	10,570
	4月	53,514	0.1	1,014,225	▲ 0.0	26,680	15.5	28,789	▲ 1.7	20,386	▲ 3.0	3,230	▲ 4.2	2,272	7.7	9,021	10.4	0.9	10,661

(注) 1 「②月末被保険者数」及び「⑤離職票交付枚数」は、全被保険者分で、基本手当は延長分を含みず。

2 雇用保険の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

11 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての数値目標及び実績<その1> (令和6年4月末現在)

主要指標	区分	労働局計	広島	広島西条	呉	尾道	福山	三原	三次	可部	府中	広島東	廿日市
就職件数(一般)	数値目標	30,161	6,381	2,596	2,867	1,768	4,651	1,275	1,790	2,304	1,045	3,134	2,350
	実績	2,701	626	243	233	132	411	122	170	202	111	257	194
求人充足件数(一般)	数値目標	32,317	9,526	2,394	2,458	1,677	5,642	1,002	1,633	1,207	585	4,993	1,200
	実績	2,909	893	221	205	116	523	99	146	114	54	432	106

(注)1 数値目標は令和6年度における年間目標値で、実績は当月までの累計である。

2 出張所の数値目標及び実績は、本所(竹原は広島西条、安芸高田及び庄原は三次、大竹は廿日市)に含まれている。

3 就職件数については、オンライン自主応募によるものを含まない。

12 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての数値目標及び実績<その2> (令和6年2月末現在)

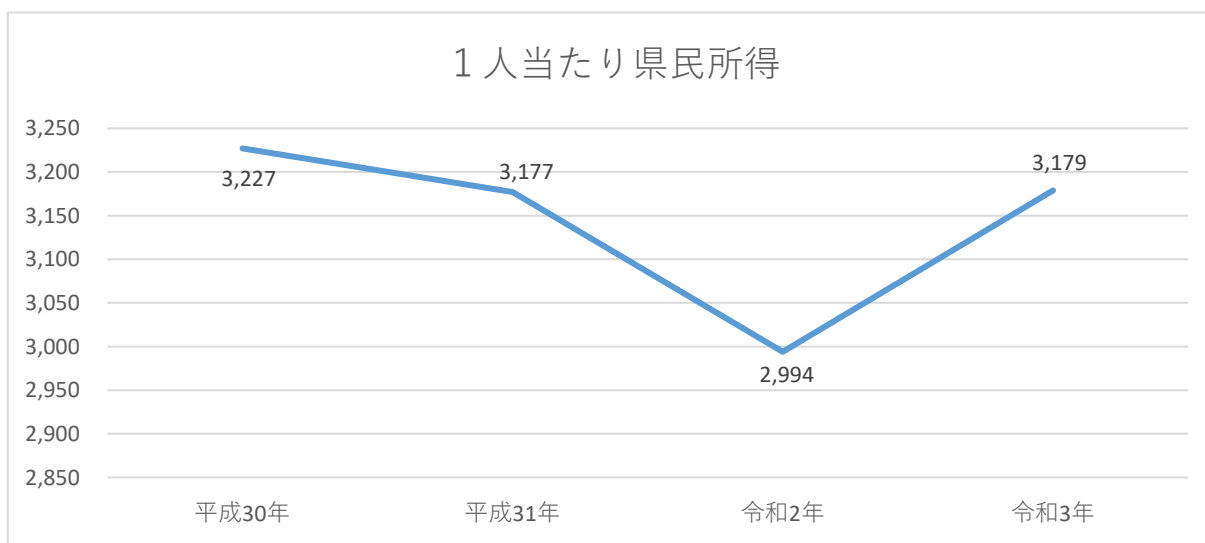
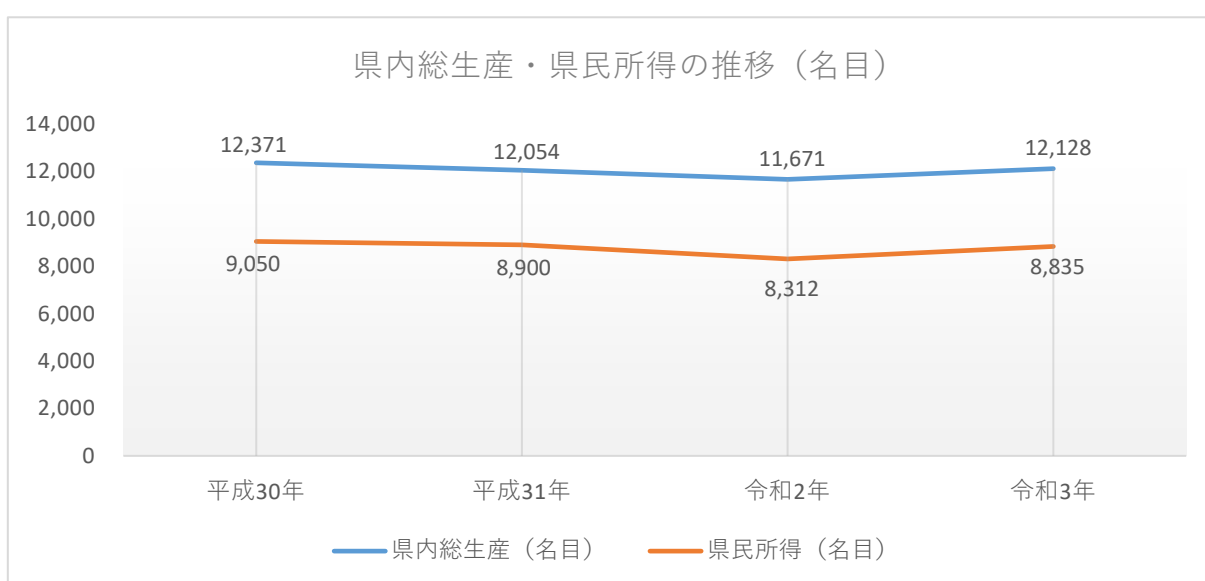
主要指標	区分	労働局計	広島	広島西条	呉	尾道	福山	三原	三次	可部	府中	広島東	廿日市
雇用保険受給者の 早期再就職件数	数値目標	10,042	2,332	840	770	542	1,752	348	444	719	153	1,445	697
	実績	9,900	2,274	897	791	563	1,714	342	404	696	147	1,396	676

(注)1 数値目標は令和5年度における年間目標値で、実績は2か月後の集計となるため、前月又は前々月までの累計となる。

2 出張所の数値目標及び実績は、本所(竹原は広島西条、安芸高田及び庄原は三次、大竹は廿日市)に含まれている。

広島県内総生産・県民所得の推移

年	県内総生産（単位：10億円）		県民所得（単位：10億円）	1人あたり県民所得 （単位：千円）
	名目	実質	名目	
平成30年	12,371	12,343	9,050	3,227
平成31年 （令和元年）	12,054	12,049	8,900	3,177
令和2年	11,671	11,574	8,312	2,994
令和3年	12,128	12,043	8,835	3,179

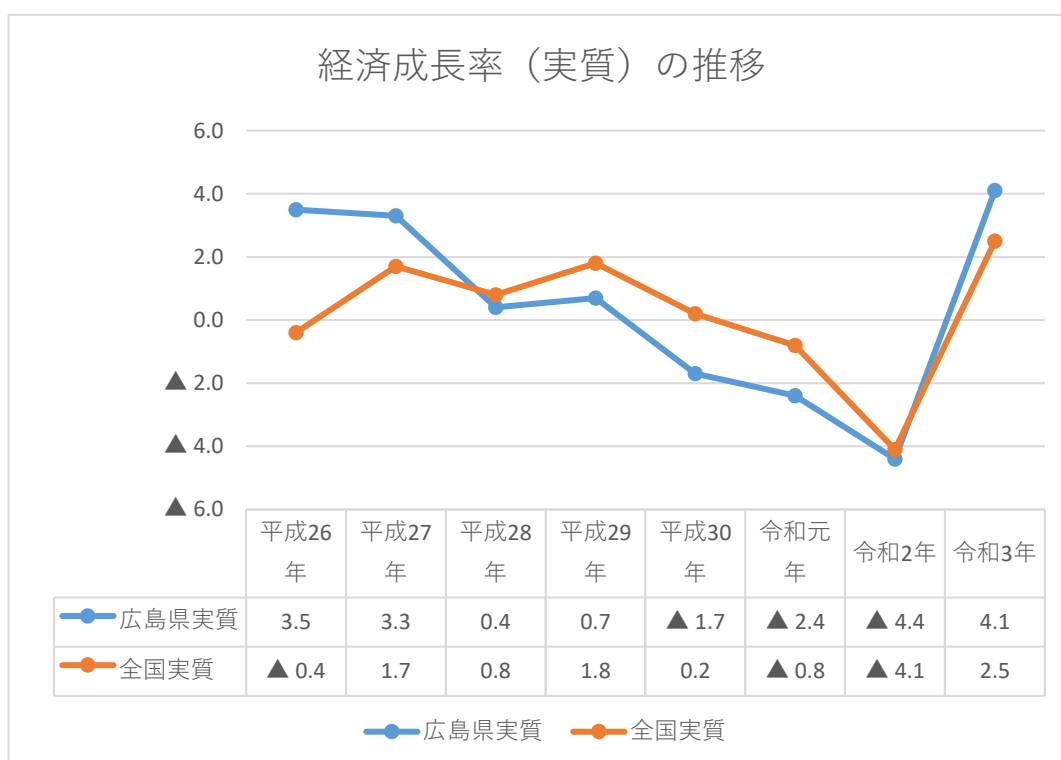


資料出所：広島統計課「令和3年度広島県県民経済計算」

全国・広島県 経済成長率の推移

(単位：%)

年	広島県実質	全国実質
平成26年	3.5	▲ 0.4
平成27年	3.3	1.7
平成28年	0.4	0.8
平成29年	0.7	1.8
平成30年	▲ 1.7	0.2
令和元年	▲ 2.4	▲ 0.8
令和2年	▲ 4.4	▲ 4.1
令和3年	4.1	2.5



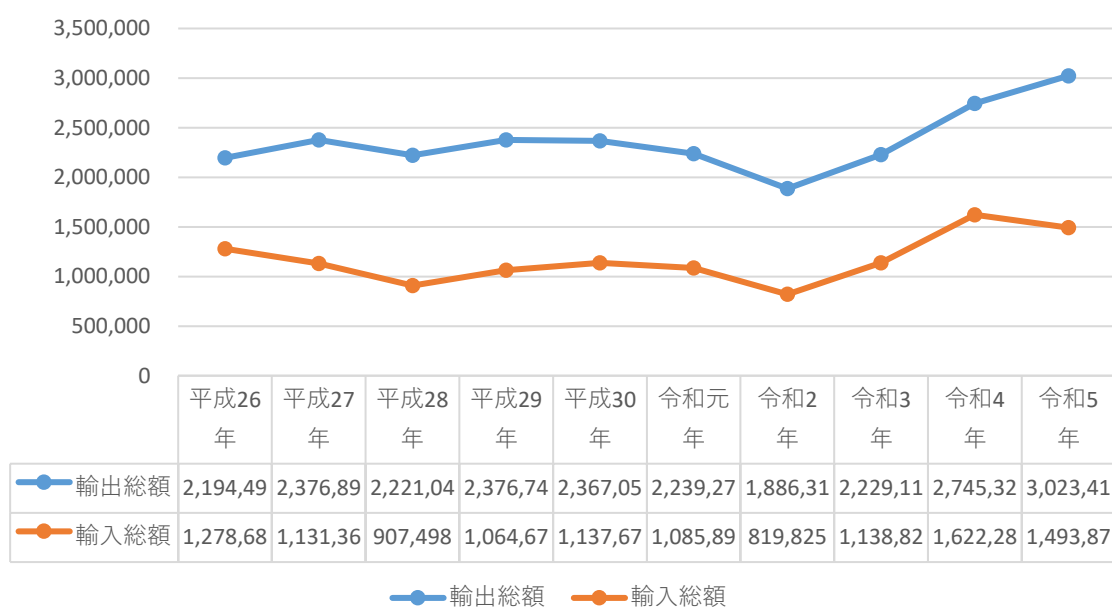
資料出所：広島県統計課「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算年次推計」

広島県 輸出総額・輸入総額の推移

(単位：百万円)

年	輸出総額	輸入総額
平成26年	2,194,497	1,278,680
平成27年	2,376,891	1,131,365
平成28年	2,221,040	907,498
平成29年	2,376,740	1,064,672
平成30年	2,367,056	1,137,675
令和元年	2,239,270	1,085,894
令和2年	1,886,313	819,825
令和3年	2,229,116	1,138,828
令和4年	2,745,116	1,622,284
令和5年	3,023,413	1,493,876

輸出総額・輸入総額の推移



資料出所：「神戸税関貿易統計」

2024年6月7日
日本銀行広島支店

広島県の金融経済月報

1. 概況

広島県の景気は、緩やかな回復基調にある。

需要項目別に概観すると、設備投資は増加している。公共投資は高水準で推移している。個人消費は緩やかな回復基調にある。輸出は横ばい圏内の動きとなっている。住宅投資は弱めの動きとなっている。

生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は前年を上回っている。

先行きの景気は、緩やかな回復が続くことが期待されるが、海外経済の動向や物価動向などが県内の経済金融情勢および回復のペースに与える影響を一層注視していく必要がある。

2. 実体経済

(1) 最終需要の動向

個人消費は、緩やかな回復基調にある。

百貨店売上高は、横ばい圏内の動きとなっている。スーパー売上高は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。コンビニエンスストア売上高は、緩やかな回復基調にある。ドラッグストア等の売上高は、底堅く推移している。家電販売は、横ばい圏内で推移している。乗用車販売は、弱い動きとなっている。旅行取扱額は、回復基調にある。主要観光地への入込客数は、緩やかな増加基調にある。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

設備投資は、増加している。

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、横ばい圏内の動きとなっている。

(2) 生産の動向

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

自動車は、横ばい圏内の動きとなっている。はん用・生産用・業務用機械は、一部に弱めの動きがみられている。電気機械は、高水準で推移している。造船は、低水準で推移している。鉄鋼は、横ばい圏内で推移している。

(3) 雇用・所得の動向

雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善している。

労働需給は、引き締まった状態にある。雇用者所得は、実質ベースでは前年を下回っている一方、名目ベースでは改善している。

(4) 物価の動向

消費者物価（除く生鮮食品、広島市）は、前年を上回っている。

3. 金融

(1) 貸出の動向

県内金融機関の貸出金残高（末残）は、前年を上回っている。貸出金利は、幾分上昇しているが、引き続き低水準で推移している。

(2) 預金の動向

県内金融機関の実質預金残高（末残）は、前年を上回っている。

以 上

本資料はホームページにも掲載しています。

URL <https://www3.boj.or.jp/hiroshima/>

E-mail hiroshima@boj.or.jp

広島県の主要金融指標

— p:速報値、r:訂正値
 — 統計数値の存在しないものは一律「…」とする。

[億円、前年比 %]

	県内金融機関貸出金（業態別・末残）						地元金融機関貸出金			
	合計	国内銀行	都銀・ 信託銀等	地 銀	地銀Ⅱ	信 金	合計 (平残)	内 訳 (末残)		
								一般法人	個 人	地 公 体
2023/4-6月	4.5	4.9	13.2	3.9	1.9	2.3	3.3	2.9	2.7	0.7
7-9月	2.9	3.0	0.6	4.2	1.2	2.6	3.6	3.3	2.9	▲ 0.4
10-12月	3.2	3.3	▲ 0.2	4.5	2.5	2.3	3.5	3.8	3.2	▲ 0.7
2024/1-3月	3.5	3.7	▲ 2.5	5.7	3.1	1.6	4.7	4.9	3.2	▲ 0.3
2024/1月	3.2	3.2	▲ 1.1	4.7	2.3	2.6	4.4	4.2	3.1	0.2
2月	3.4	3.5	▲ 2.5	5.4	2.6	2.6	5.0	4.3	3.4	0.1
3月	3.5	3.7	▲ 2.5	5.7	3.1	1.6	4.7	4.9	3.2	▲ 0.3
4月	2.7	2.8	▲ 2.3	4.5	2.1	1.5	4.8	4.1	2.9	▲ 0.9
3月末残高	135,625	118,330	18,565	74,670	25,093	17,295				
4月末残高	134,912	117,673	18,538	74,182	24,952	17,238				

- (注) 1. 県内金融機関貸出金は、県内店舗計数。ゆうちょ銀行は含まない。
 2. 地元金融機関貸出金は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の全店舗計数。
 3. 銀行勘定のみ集計（オフショア勘定を除く）。中央政府向け貸出は含まない。
 4. 県内金融機関貸出金の合計、国内銀行、都銀・信託銀等については、2022年8月以降、一部先の計上方法の変更により統計の不連続（段差）がある。

[%、%ポイント]

	貸出約定平均金利 (地元金融機関・県内店舗計数)			
	ストックベース		新規実行ベース	
	金利水準	変化幅	金利水準	変化幅
2023/4-6月	0.884	▲ 0.009	1.051	0.025
7-9月	0.883	▲ 0.001	1.013	▲ 0.038
10-12月	0.876	▲ 0.007	1.120	0.107
2024/1-3月	0.886	0.010	1.035	▲ 0.085
2024/1月	0.877	0.000	1.139	0.133
2月	0.874	▲ 0.002	1.048	▲ 0.092
3月	0.886	0.012	0.917	▲ 0.131
4月	0.890	0.003	1.175	0.258

- (注) 1. 貸出約定平均金利は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の県内店舗計数（貸出金利を貸出残高で加重平均し算出）。
 2. スtockベースは当座貸越を含む。新規実行ベースは当座貸越を除く。
 3. 四半期は、ストックベースでは期・月末計数を掲載。新規実行ベースでは月次計数の単純平均を掲載。

(出所) 全国信用金庫協会、日本銀行広島支店、日本銀行

[億円、前年比 %]

	県内金融機関実質預金（業態別・末残）						地元金融機関実質預金（平残）			
	合計	国内銀行	都銀・ 信託銀等	地 銀	地銀Ⅱ	信 金	合 計	内 訳		
								一般法人	個 人	公 金
2023/4-6月	3.2	3.7	10.0	3.4	0.1	0.7	2.0	1.5	1.9	13.7
7-9月	2.8	3.2	2.4	4.5	0.2	0.6	2.1	1.8	1.8	14.9
10-12月	2.6	3.0	7.8	3.0	▲ 0.3	0.4	1.9	2.2	1.5	8.8
2024/1-3月	3.7	4.2	10.6	4.0	0.3	0.7	2.2	2.6	1.8	6.0
2024/1月	3.2	3.7	10.3	3.3	0.2	0.4	2.2	2.7	1.7	7.0
2月	2.7	3.2	9.7	2.8	▲ 0.2	0.3	2.2	2.6	1.8	7.0
3月	3.7	4.2	10.6	4.0	0.3	0.7	2.1	2.5	1.7	4.2
4月	2.8	3.1	7.7	2.9	0.4	0.7	1.3	1.9	1.6	▲10.0
3月末残高	190,331	160,849	26,207	101,778	32,863	29,481				
4月末残高	190,436	160,866	26,213	101,058	33,593	29,570				

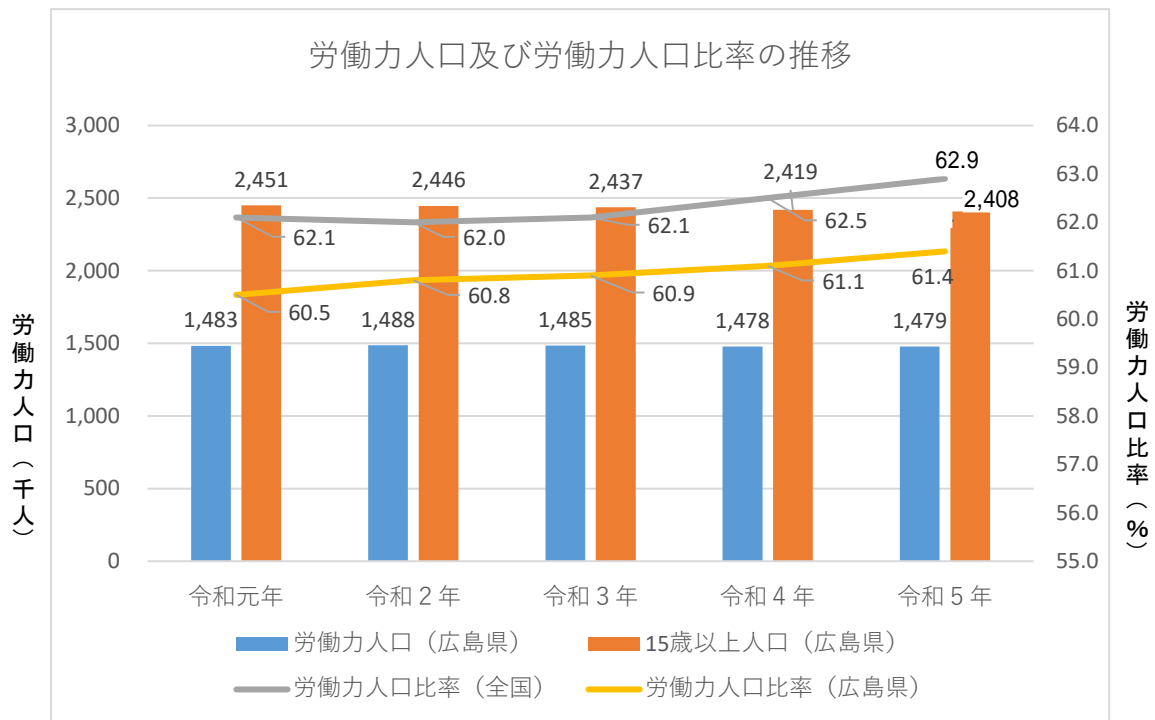
- (注) 1. 県内金融機関実質預金は、県内店舗計数。ゆうちょ銀行は含まない。
 2. 地元金融機関実質預金は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の全店舗計数。
 3. 銀行勘定のみ集計（オフショア勘定を除く）。
 4. 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。

[億円]

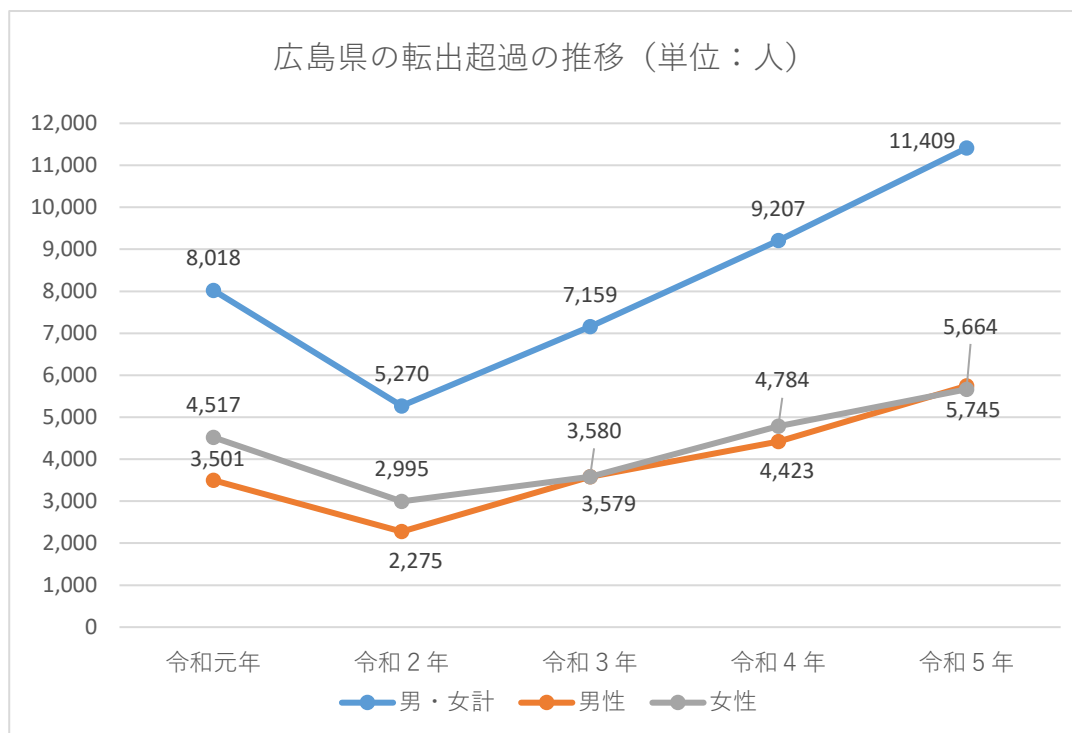
	銀 行 券			
	県 内			
	発 行	還 収	発行(▲)・還収超	
前年実績				
2023/4-6月	3,295	4,855	1,560	684
7-9月	3,210	4,804	1,594	852
10-12月	4,186	4,670	484	299
2024/1-3月	2,680	5,028	2,348	2,128
2024/1月	670	1,965	1,294	1,233
2月	981	1,460	480	406
3月	1,029	1,603	574	489
4月	1,243	1,638	395	213

(出所) 日本銀行広島支店、日本銀行

全国・広島県 労働力人口・転出超過の推移



資料出所：広島県統計課「労働力調査」



資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動調査」

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和6年4月
厚生労働省・中小企業庁

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和5年度においては、全国加重平均で43円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 5
(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 6
(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 7
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P 8
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)	P 9
・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例(経営強化税制)	P 10
(3) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 11
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 13
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P 13
(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』 ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	P 14
(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	P 16
・ 官公需情報ポータルサイト	P 16

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P 17
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 18
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P 19
(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）	P 20
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 21
(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 22
6. 相談窓口	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点 ・下請かけこみ寺 ・働き方改革推進支援センター	P 23 P 23 P 24
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 25

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 中小企業、小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

【助成率】

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※一部の特例事業者は、一定の要件を満たす乗用自動車やPCなども対象。（詳細はウェブサイト参照）

【助成上限額】

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2~3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4~6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問合せ・申請先】

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

業務改善助成金

検索

(受付時間 平日 8:30~17:15)

※ 申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 正社員化コース | (2) 障害者正社員化コース |
| (3) 賃金規定等改定コース | (4) 賃金規定等共通化コース |
| (5) 賞与・退職金制度導入コース | (6) 社会保険適用時処遇改善コース |

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主が、一定の要件を満たして賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主

適用期間: 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件（賃上げ要件）

全雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

上乗せ要件① 教育訓練費

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

上乗せ要件② 子育てとの両立・女性活躍支援

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

中小企業は、所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能。

(詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照)

全企業及び中堅企業向け
税制の詳細はこちら



※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

○中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

○給与等支給額

国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

○教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

○子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。各認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間: 平日9:30~12:00、13:00~17:00)

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



99



中小企業向け賃上げ促進税制

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円

■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1.20%(貸付期間5年の場合)
※ 基準利率は、令和6年4月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

100



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業が生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

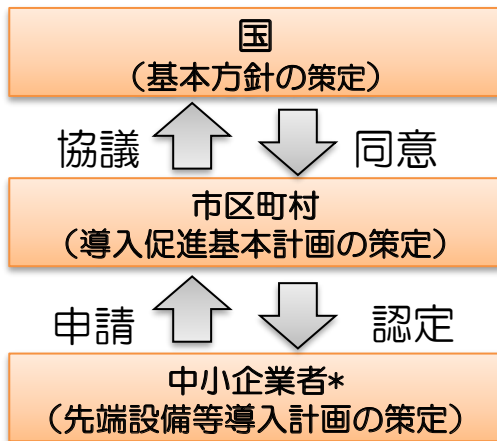
(適用期間：令和6年度末)

新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/3※に軽減されます

※ 賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・ 令和6年3月末までに取得した設備：5年間、3分の1に軽減
- ・ 令和7年3月末までに取得した設備：4年間、3分の1に軽減

※ 上記の賃上げ表明を行わない場合は、3年間、2分の1に軽減されます。



POINT!

1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、工業等の専門家等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。


【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none">・会社または個人事業主・医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）・社会福祉法人・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を 策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関 などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら 🔍 <input type="text" value="経営強化法"/> 🔍 <input type="button" value="検索"/>  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等につとって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。 詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	--

STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ● 中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和7年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

102

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話：03-3501-1957(平日9：30～12：00、13：00～17：00)



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。（適用期限：令和6年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限りです。

ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・ 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・ 寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上 の投資計画に係る設備	経済 産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産 回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引きJP 1.9」を確認してください。

※ 2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

※ 4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他者に委託するものを除きます。

※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

※ 6 令和6年度税制改正において、対象設備のうちC類型に該当する設備について、以下の設備が除外されました。

① 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（案）の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等（その農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含みます。以下同じです。）が取得等をする農業の用に供される設備

② 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等に係るスマート農業技術活用サービス事業者が取得等をする農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供される設備

【お問合せ先】

103

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の実業性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します。

※以下の事業は令和5年1月現在公募中のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
省力化(オーダーメイド)枠	750万円～8,000万円	中小企業 1/2 小規模・再生事業者2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加地価枠		
通常類型	750万円～1,250万円	中小企業 1/2※ 小規模・再生事業者 2/3 ※新型コロナ加速化特例2/3
成長分野進出類型(DX・GX)	1,000万円～2,500万円	2/3
グローバル枠	3,000万円	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3

加えて、大幅な賃上げをする事業者は、最大2,000万円の補助上限を上乗せします(新型コロナ加速化特例適用事業者を除く)。

■基本要件：

- (1) 事業者全体の付加価値額を年平均成長率3%以上増加
- (2) 給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加
- (3) 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上

■上記の基本要件に加えた大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例に係る追加要件

- (1) 基本要件の年平均成長率1.5%以上増加に加え、更に年平均成長率4.5%以上増加(計年平均成長率6%以上増加)
- (2) 事業場内最低賃金を毎年地域別最低賃金+50円以上の水準とすることを満たしたうえで、さらに毎年年額+50円以上増額

■公募期間：公募は終了しました

■問い合わせ先：

ものづくり補助金総合サイト <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013

(受付時間)10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

※以下は令和6年3月現在のものを掲載しています。

詳しくはお問い合わせ先までお尋ねください。

＜一般型＞

公募期間：15次公募 令和6年2月9日（金）～令和6年3月14日（木）

＜お問い合わせ先＞

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://s23.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-4330-3480

【サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金】

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

公募期間：令和6年2月16日（金）より申請受付開始。

＜お問い合わせ先＞

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://it-shien.smrj.go.jp/>

電話番号：0570-666-376

【事業承継・引継ぎ補助金】

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A時の専門家活用に係る費用、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。また、「経営革新枠」にて中小企業の積極的な賃上げを促進するため、そうした事業者の補助上限額を200万円上げます。

公募期間：令和6年4月1日（月）より申請受付開始

＜9次公募＞

経営革新枠・専門家活用枠・廃業・再チャレンジ枠

＜お問い合わせ先＞

事業承継・引継ぎ補助金事務局HP：<https://jsh.go.jp/r5h/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新）：050-3000-3550

（専門家活用/廃業・再チャレンジ）：050-3000-3551

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができるほか、一定規模以上の企業が税制を利用するに当たっては、パートナーシップ構築宣言の公表が必須**となっています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について
「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688

106



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものです。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

【受注者として採るべき行動／求められる行動】

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的なコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

【お問合せ先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記(2)に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における単価について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669

109



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和6年3月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業1.3%、国民生活事業1.95%

※ 実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和6年3月1日現在 1.30%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠、令和6年能登半島地震対応特枠

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ②作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
 - ③建設キャリアアップシステム等普及促進コース(建設事業主団体に限る)
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日 (8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 9,350<10,110>円/日 (7,600<8,360>円/日)

- 注1:賃金要件・資格等手当要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。
賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の助成については、1年以内に賃金要件または資格等手当要件を達成した場合にのみ支給されます。
- 注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。
- 注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース
外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース)

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (2) 生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給(上限額は、団体の規模に応じて600~1,000万円)

2. 人事評価改善等助成コース

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と労働者の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施することを通じて、生産性向上を図り、労働者の賃金アップ、離職率の低下に関する目標を達成した場合に支給(80万円)。

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく取組を導入・実施し、離職率目標を達成した場合、支給対象経費の1/2(上限57万円)(賃金要件を満たした場合は2/3(上限72万円))を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、機器等導入助成として支給対象経費の50%※、離職率目標、テレワーク実績基準を満たした場合、目標達成助成として支給対象経費の15%※(賃金要件を満たした場合25%)を助成。

※上限額は100万円、または20万円×対象労働者数のいずれか低い方の金額

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。

※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

() 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		
			賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	
人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-
人への投資促進コース 令和4年4月～	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		960円 ^{※4}	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 教育訓練短時間勤務等制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円 ^{※5} (760円)	- ^{※5} (960円)	20万円	24万円	-	-
事業展開等リスクリ ング支援コース 令和4年12月～ ^{※7}	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-	

- ※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率
- ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率
- ※3 正社員化した場合の助成率
- ※4 国内の大学院を利用した場合に助成
- ※5 有給休暇の場合のみ助成（1人1日当たりの助成額）
- ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
- ※7 令和8年度末までの時限措置

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援

③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や下請代金法に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問合せ先】

(公財) 全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618



下請かけこみ寺

検索

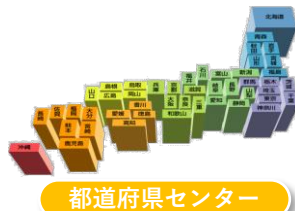
6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』 働き方改革推進支援センター

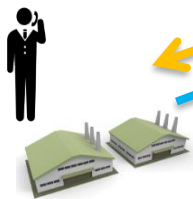
「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

働き方改革推進支援センター (47都道府県に設置)

- ・ 中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティングを実施
- ・ 働き方改革全般に関するセミナーの実施



都道府県センター



中小企業等

- ・ 来所、電話、メールによる働き方改革全般の相談を受付



商工団体・市区町村等

- ・ 商工団体等と連携した、中小企業等に対する働き方改革全般に関するセミナーの開催

【お問合せ先】

各働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用準備をしたい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おおすすめの記事等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・財務情報を入力することで、経営状態の見える化が可能です。

The image shows a screenshot of the Mirasapo Plus website. On the left, there are several navigation buttons: '経営戦略マップ', '人気の補助金・給付金', '事例を探す(事例ナビ)', '会員登録', '経営の見える化', '補助金活用ノウハウ', and '地域の支援機関や専門家に経営相談をする'. Below these are four yellow circles with text: '優良事例等の情報発信', '電子申請サポート機能', '経営診断・現状分析ツール', and '探しやすいインターフェース'. On the right, there is a search filter form with fields for '事例所在地', '業種', '従属員数', '資本金', 'お困りごと', '事例業', '支援制度の種類', and '活用状態'. A search button 'この条件で検索' is at the bottom right. At the very bottom, there is a search bar with 'ミラサポplus' and a '検索' button, along with a QR code.

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
 ＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
 電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
 ＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）


経営力向上計画


検索



問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
 電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)


中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。




⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）	経営強化税制	検索
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。	(⑥と同じ)	


⑧ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）	ものづくり補助金	検索
生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。		


⑨ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞ 電話：03-4330-3480	持続化補助金	検索
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。	(商工会地区) (商工会議所地区)  	


⑩ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-376	IT 導入補助金	検索
中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。		


⑪ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3000-3550 (専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠)：050-3000-3551	事業承継・引継ぎ補助金	検索
事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。		


3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑫ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		


<p>⑬ パートナーシップ構築宣言</p> <p>問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688</p>	<p>パートナーシップ構築宣言</p>	<p>検索</p>
<p>下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。</p>		


<p>⑭ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針</p> <p>問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378</p>	<p>価格転嫁指針</p>	<p>検索</p>
<p>労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。</p>		

<p>⑮ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」</p> <p>問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669</p>	<p>官公需基本方針</p>	<p>検索</p>
<p>「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。</p>		


<p>⑯ 官公需情報ポータルサイト</p> <p>問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669</p>	<p>官公需ポータルサイト</p>	<p>検索</p>
<p>国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。</p>		


4. 資金繰りに関する支援


<p>⑰ セーフティネット貸付制度</p> <p>問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795</p>	<p>セーフティネット貸付</p>	<p>検索</p>
<p>一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。</p>		


<p>⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）</p> <p>問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店</p>	<p>マル経融資</p>	<p>検索</p>
<p>小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。</p>		

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


<p>⑲ 建設事業主等に対する助成金</p> <p>問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク</p>	<p>建設事業主等に対する助成金</p>	<p>検索</p>
<p>中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。</p>		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	<input type="text" value="人材確保等支援助成金"/> <input type="button" value="検索"/>
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。	


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	<input type="text" value="地域雇用開発助成金"/> <input type="button" value="検索"/>
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。	


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	<input type="text" value="人材開発支援助成金"/> <input type="button" value="検索"/>
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。	

6. 相談窓口

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	<input type="text" value="よろず支援拠点"/> <input type="button" value="検索"/>
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。	

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	<input type="text" value="下請かけこみ寺"/> <input type="button" value="検索"/>
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。	

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	<input type="text" value="働き方改革 特設サイト"/> <input type="button" value="検索"/>
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。	

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	<input type="text" value="ミラサポ plus"/> <input type="button" value="検索"/>
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。	

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

別冊資料 6-3

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<業務改善助成金>

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

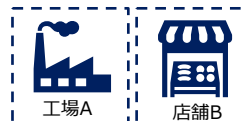
計画の承認
と実施

設備投資等の費
用の一部を助成

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



別々に
申請

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性があります。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※ 10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- ・ 地域別最低賃金が935円
- ・ 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引き上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



（設備投資費用が300万円の場合…）
300万円×4/5 = 240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 正社員化コース | ④ 賃金規定等共通化コース |
| ② 障害者正社員化コース | ⑤ 賞与・退職金制度導入コース |
| ③ 賃金規定等改定コース | ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース
(R5.10～) |

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

[詳しくはこちら](#)



問合せ先 都道府県労働局

<ものづくり・商業・サービス補助金>

- 事業概要：生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。
- 補助上限：最大8,000万円
更に一定の賃上げで、上限額を最大2,000万円引き上げ
- 補助率：1/3～2/3
- 賃上げ加点：給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↑現在の公募要領はこちら



問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

<IT導入補助金>

- 事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。
- 補助上限：最大450万円
- 補助率：1/2～4/5
- 賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↑現在の公募要領はこちら



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

①働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

②よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。



問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点

<その他：賃金引き上げ特設ページ>

取り組み事例

平均的な賃金検索

政府の支援情報

- ◆ 賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取り組み内容、そのポイントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。
- ◆ 都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額を検索できます。
- ◆ 賃金引き上げの参考となる各種支援策をとりまとめています。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。

